

令和 2 年 11 月

開催地 東京都

日本水道協会第97回総会議事録

公益社団法人 日本水道協会

日本水道協会第97回総会議事録目次

1. 日本水道協会第97回総会日程	1
2. 出席者名簿	3
3. 令和2年度水道関係功労者厚生労働大臣表彰受賞者名簿	13
4. 令和2年度日本水道協会会長表彰受賞者名簿	14
5. 第97回総会上程議案	29
第1号議案 公益社団法人日本水道協会役員の選任について	31
第2号議案 会員提出問題について	37
問題1～2 東日本大震災関係	38
問題3～5 災害対策関係	40
問題6 新型コロナウイルス感染症関係	46
問題7～10 補助関係	47
問題11～12 起債・繰出関係	54
問題13～16 水源関係	58
問題17 水質関係	63
問題18～21 その他	67

日本水道協会第97回総会議事録

1. 開会式	72
(1) 開会のことば	72
(2) 開会挨拶	72
(3) 行政施策説明者紹介	74
(4) 令和2年度日本水道協会会長表彰	74
2. 会 議	75
(1) 議長選任・議事録署名人選任	75
(2) 第1号議案 公益社団法人日本水道協会役員の選任について	76
(3) 第2号議案 会員提出問題について	77
行政説明	119

1. 日本水道協会第97回総会日程

1. 日 時 令和2年11月13日（金） 午後2時00分～午後5時00分
2. 場 所 日本水道協会7階会議室
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9
※ Web 会議システム（Zoom）を併用
3. 議 題 第1号議案 公益社団法人日本水道協会役員の選任について
第2号議案 会員提出問題について
4. 行政施策説明 時 間 午後4時20分～午後5時00分
テ ー マ 水道第四世代の創生 水道事業の現状からの
『水道基盤強化の具体化』
講 師 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
熊谷 和哉 氏
テ ー マ 水道事業経営の現状と課題
講 師 総務省自治財政局公営企業経営室長
乾 隆朗 氏

2. 出席者名簿

(順不同・敬称略)

特別出席

厚生労働省 医薬・生活衛生局水道課長 熊谷和哉
 総務省 自治財政局公営企業経営室長 乾隆朗

正会員

都道府県	会員名	所属・役職名	氏名
北海道	札幌市	水道事業管理者	木下淳嗣*
〃	岩見沢市	水道部業務課管理係長	西村修一*
〃	石狩東部広域水道企業団	事務局局長	木村尚司*
〃	中空知広域水道企業団	企業局長	阪本康雅*
〃	釧路市	公営企業管理者	土屋敬視*
〃	旭川市	水道局上下水道部次長	野谷秀樹*
宮城県	仙台市	水道事業管理者	芳賀洋一*
〃	石巻地方広域水道企業団	事務局局長	尾形涉*
〃	登米市	上下水道部長	大柳晃*
福島県	郡山市	上下水道局次長兼総務課長	塚原馨*
〃	福島市	水道事業管理者	八島洋一*
〃	福島地方水道用水供給企業団	事務局局長	佐々木宏明*
〃	双葉地方水道企業団	施設課長	山野辺輝英*
山形県	山形市	上下水道事業管理者	庄司新一*
〃	山形県	企業局水道事業課経営戦略推進主査	青木忍*
〃	最上川中部水道企業団	工務課長	石川達也*
岩手県	盛岡市	上下水道事業管理者	古山裕康*
〃	〃	日本水道協会岩手県支部事務局書記 (上下水道局総務課主査)	佐越賢一*
〃	金ヶ崎町	町長	高橋由一*
東京都	東京都	水道局技監	相場淳司*
〃	〃	水道局総務部総務課課長代理(総務担当)	吉井順子*
〃	武蔵野市	水道部工務課長	川越岳夫*
〃	〃	水道部工務課課長補佐	高橋正之*
神奈川県	横浜市	水道事業管理者	大久保智子*

神奈川県	横浜市	水道局総務課庶務係長	竹内明子
〃	神奈川県	企業庁企業局技監兼水道部長	宮林正也
〃	〃	企業庁企業局水道部経営課	高橋史
〃	横須賀市	経営部長	黒岩史
〃	〃	総務課長	中市川
千葉県	習志野市	企業管理者	森本隆
〃	印旛郡市広域町村圏事務組合	水道企業部長	横澤茂
〃	山武郡市広域水道企業団	水事務局長	大網弘
〃	東総広域水道企業団	水事務局長	小島正
埼玉県	さいたま市	水道事業管理者	濱野名
〃	〃	水道局業務部水道総務課長	清野口
〃	川口市	上下水道局管理部次長兼上下水道総務課長	野口智
〃	久喜市	上下水道部長	肥沼宏
〃	所沢市	上下水道局次長	石坂康
〃	越谷・松伏水道企業団	水事務局・次長	柴岡直
〃	秩父広域市町村圏組合	水道局長	山岡部
群馬県	群馬県	企業局水道課主幹	小安林
茨城県	日立市	公営企業管理者	山本
〃	茨城県	企業局業務課上水担当・係長	安山
愛知県	名古屋	上下水道局総務部主幹	小瀬村
〃	豊橋市	水道事業及び下水道事業管理者	日北
〃	愛知県	企業庁技術監	折村
〃	海部南部水道企業団	工務課長	田村
〃	丹羽広域事務組合	水道部長	濱口
三重県	津市	上下水道事業管理者	米本
〃	伊勢市	上下水道部上水道課長	西山
〃	〃	上下水道部上水道課副参事	森下
〃	松阪市	上下水道事業管理者	田村
〃	四日市市	上下水道事業管理者	寺田
静岡県	静岡市	公営企業管理者	永野
〃	〃	水道総務課主査	渡瀬
〃	浜松市	水道事業及び下水道事業管理者	安猪
〃	静岡県	企業局水道企画課課長代理	
〃	〃	企業局水道企画課主査	
岐阜県	岐阜市	水道事業及び下水道事業管理者	
〃	岐阜市	環境水道部長	

岐阜県	郡	上	市	水	道	総	務	課	長	村	瀬	正	純*
〃	高	山	市	水	道	部			長	中	垣	和	一*
福井県	福	井	市	企	業	管	理	者		前	田		宏
石川県	石	川	県	土	木	部	水	道	企	本	田		琢*
富山県	射	水	市	上	下	水	道	業	務	浦	口	一	也*
〃	砺	波	広	域	圏	事	務	組	合	梅	原		学*
新潟県	新	潟	市	水	道	事	業	管	理	者	・	水	道
〃	長	岡	市	水	道	局			長	佐	藤	隆	司
大阪府	大	阪	市	水	道	事	業	管	理	者	河	幸	生*
〃	大	豊	中	上	下	水	道	事	業	管	理	者	久
〃	堺		市	上	下	水	道	局	水	道	部	長	卓
〃	大	阪	広	域	水	道	企	業	団	經	営	管	理
京都府	京	都	市	公	営	企	業	管	理	者	上	下	水
〃	京	都	府	公	営	企	画	課	長	吉	川	雅	則
〃	〃	〃		公	営	企	画	課	經	営	戦	略	係
〃	〃	〃		公	営	企	業	管	理	者	・	水	道
兵庫県	明	石	市	公	営	企	業	管	理	者	・	水	道
〃	神	戸	市	水	道	事	業	管	理	者			
〃	阪	神	水	道	企	業	団			吉	本	泰	生*
〃	〃	〃		総	務	部	企	画	調	整	課	長	典
〃	〃	〃		企	業	庁	水	道	課	課	長	文	宏
〃	兵	庫	県	尼	崎	市	公	営	企	業	管	理	者
〃	高	砂	市	上	下	水	道	事	業	管	理	者	裕
〃	〃	〃		上	下	水	道	部		長	西	井	上
〃	〃	〃		上	下	水	道	局	次	長	向	柳	川
〃	西	宮	市	水	道	局	次	長			柳	川	尚
〃	養	父	市	ま	ち	整	備	部	上	下	水	道	課
滋賀県	大	津	市	公	営	企	業	管	理	者	山	湯	正
〃	大	滋	市	企	業	庁	經	営	課	長	高	橋	保
〃	守	山	市	上	下	水	道	事	業	所	長	高	和
〃	豊	郷	町	町					長	高	伊	藤	定
和歌山県	和	歌	山	公	営	企	業	管	理	者	瀬	崎	典
〃	〃	〃		企	業	局	水	道	工	務	部	水	道
〃	〃	〃		企	業	局	水	道	課	長	前	野	郁
広島県	広	島	市	水	道	事	業	管	理	者	友	澤	整
〃	〃	〃		上	下	水	道	事	業	管	理	者	直
〃	〃	〃		企	業	局	水	道	課	長	坂	本	聰
〃	〃	〃		企	業	局	水	道	課	水	道	整	備
													担
													当
													監
													益
													康

広島県	安芸太田町	町	長	橋本博明*
岡山県	岡山	市	水道局総務部企画総務課危機管理担当課長	繁田寛喜*
〃	倉敷	市	水道事業管理者	古谷太一*
〃	岡山県広域水道企業団	事務局	局長	安永知昭*
〃	岡山県西南水道企業団	事務局	局長	河相裕三*
山口県	下関	市	上下水道事業管理者	松崎淳志*
鳥取県	鳥取	市	水道局副局長	西垣昭宏*
〃	米子	市	水道事業管理者	細川庸一郎*
島根県	松江	市	上下水道事業管理者	川原良一*
〃	〃	〃	上下水道局業務部調整官	中西誠*
〃	知夫村	村	産業建設課課長補佐	平木伴佳*
〃	〃	〃	産業建設課課長補佐	崎慎吾*
香川県	香川県広域水道企業団	事務局	次長	丸山修士*
愛媛県	松山市	市	公営企業管理者	大町一郎*
高知県	高知	市	上下水道事業管理者	山本三四年*
〃	〃	〃	上下水道局総務課主幹防災担当係長事務取扱	山中文雄*
福岡県	福岡	市	水道事業管理者	坂本秀和*
〃	北九州	市	上下水道局長	中西満信*
〃	〃	〃	上下水道局水道部水質試験所長	加地祐毅*
〃	福岡県南広域水道企業団	企業	長	加藤木賢*
〃	福岡地区水道企業団	総務課	長	御幡弘信*
大分県	別府	市	上下水道企業管理者	岩田弘弘*
長崎県	長崎	市	上下水道事業管理者	野瀬弘志*
〃	諫早	市	上下水道事業管理者	馬場康明*
佐賀県	佐賀	市	上下水道局水循環部副理事兼総務課長	右近勝廣*
熊本県	熊本	市	上下水道局総務部首席審議員	榎田一郎*
〃	小国	町	町	渡邊誠次*
沖縄県	那覇	市	上下水道局総務課総務係係長	岸本地英之*
〃	〃	〃	上下水道事業管理者上下水道局長	上

* は Web による出席

特 別 会 員

都道府県	会員名	所属・役職名	氏 名
北海道	佐 渡 明	株式会社山田組	佐 渡 明*
宮城県	町 田 宜 則	株式会社復建技術コンサルタント	町 田 宜 則*
福島県	福島県保健福祉部 食品生活衛生課	主 査	厚 海 亮*
〃	〃	副 主 査	藤 野 訓 之*
山形県	山形県防災くらし安心部 食品安全衛生課	水道事業専門員	池 田 里 恵*
東京都	岡 本 力	株式会社エヌ・エス・シー・エンジニアリング	岡 本 力*
〃	小 泉 智 和		小 泉 智 和*
〃	高 柳 昌 央	株式会社NJS・E&M	高 柳 昌 央*
〃	松 井 庸 司	東京水道株式会社	松 井 庸 司*
神奈川県	加 藤 茂 茂		加 藤 茂 茂*
〃	小 島 高 志	アーバンリゾリアンス株式会社	小 島 高 志*
〃	神奈川県政策局政策部 土地水資源対策課水政室	水政グループ技幹	筒 井 健 介
千葉県	千葉県総合企画部水政課	副 主 査	平 野 達 也*
埼玉県	埼玉県保健医療部生活衛生課	副 課 長	岸 本 貴 志*
茨城県	茨城県県民生活環境部水政課	水道整備グループ副参事	広 瀬 喜 之*
愛知県	小 林 貞 昭	株式会社小林設計事務所	小 林 貞 昭*
静岡県	静岡県くらし・ 環境部環境局水利用課	専 門 主 査	望 月 大 介
〃	〃	主 査	日 向 由 紀 子
長野県	榎 本 祐 嗣	信 州 大 学	榎 本 祐 嗣*
兵庫県	安 藤 伸 雄		安 藤 伸 雄*
広島県	江 郷 道 生		江 郷 道 生*
岡山県	岡山県保健福祉部生活衛生課	主 任	須々木 三 恵*
山口県	山口県環境生活部生活衛生課	主 任	山 根 泉*
〃	〃	主 任	小 川 幸 雄*
愛媛県	愛媛県県民環境部 環境局環境政策課	水道整備係長	有 田 秀 司*
長崎県	長崎県環境部水環境対策課	水 資 源 班	土 井 康 平*
宮崎県	宮崎県福祉保健部衛生管理課	総務部市町村課主幹	実 広 浩 嗣*
〃	〃	衛生管理課副主幹	宗 安 正 俊*
〃	〃	総務部市町村課主任主事	岩 倉 正 樹*

宮崎県 宮崎県福祉保健部衛生管理課 衛生管理課主査 酒井秀行*
沖縄県 福山一郎 福山商事株式会社 福山一郎*

*はWebによる出席

賛 助 会 員

都道府県	会 員 名	所属・役職名	氏 名
宮城県	株式会社アイ・ケー・エス	代 表 取 締 役	森 田 和*
東京都	水 i n g 株式会社	エンジニアリング管理部長	木 村 直 人*
〃	〃	エンジニアリング企画部長	田 崎 和 好*
〃	荏原実業株式会社	環境システム首都圏・西日本本部	小 暮 真 純*
〃	塩化ビニル管・継手協会	専 務 理 事	醍 醐 辰 也*
〃	アズビル金門株式会社	取 締 役 会 長	宮 澤 光 晴*
〃	〃	水道メーター営業部部長	田 村 清 二*
〃	東京水道株式会社	取 締 役	牧 田 嘉 人*
〃	コスモ工機株式会社	常務取締役営業部長	佐 藤 勝 志
〃	〃	営 業 部 副 部 長	名 倉 一 郎
〃	株式会社クボタケミックス	マーケティング部第二グループ長	斉 藤 行 彦*
〃	水道バルブ工業会	専 務 理 事	柴 原 智 裕
〃	第一高周波工業株式会社	東京営業所・営業一課課長	増 田 直 樹*
〃	月島機械株式会社	水 - 事 業 統 括 部	荒 井 健 一*
〃	株式会社東京設計事務所	取 締 役	田 村 一 郎*
〃	〃	執行役員東京支社長	村 上 和 浩*
〃	株式会社日水コン	水道事業部・執行役員水道事業部長	中 西 新 二*
〃	日本ダクタイル異形管工業会	専 務 理 事	瀧 澤 俊 介
〃	一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会	関 東 支 部 長	木 村 康 則
〃	株 式 会 社 NJS	執行役員水道戦略部部長	大 嶽 公 康
〃	〃	水道戦略部専門部長	與 三 本 毅
〃	日本水道鋼管協会	専 務 理 事	佐 々 木 史 朗
〃	株式会社日本水道設計社	代 表 取 締 役 社 長	小 林 信 五 朗
〃	株式会社日立製作所	社会システム営業本部部長	幾 永 一 朗
〃	〃	社会システム営業本部社会イノベーション戦略部部長	岡 田 知 巳
〃	日之出水道機器株式会社	広 報 部	畑 楠 晃 平
〃	フジ地中情報株式会社	本 社 ・ 代 表 取 締 役	深 澤 貴 夫*
〃	〃	本 社 ・ 執 行 役 員	栗 原 俊 夫*
〃	フジテコム株式会社	代 表 取 締 役 社 長	森 山 慎 一*
〃	〃	研 修 グ ル ー プ 顧 問	下 村 政 裕*
〃	メタウォーター株式会社	営 業 本 部 主 幹	児 島 憲 治*
〃	〃	営業本部営業企画部担当課長	永 井 卓 真*

東京都	前澤給装工業株式会社	顧問	長 島 俊 彰
〃	株式会社明電舎	水インフラシステム事業部営業部	渡 辺 正 弘*
〃	株式会社フソウ	常務執行役員水環境事業本部建設事業部長	工 藤 修*
〃	株式会社森田鉄工所	企 画 広 報 室 長	江 原 伸 行
〃	配水用ポリエチレン パイプシステム協会	事 務 局 長	白 澤 洋
〃	西川計測株式会社	公共営業本部・営業部長	渥 美 宗 幸
〃	〃	公共営業本部・営業課長	牧 野 義 雄
〃	月島テクノメンテサービス 株 式 会 社	代 表 取 締 役 社 長	伊 藤 道 夫
〃	〃	取締役執行役員 営業本部長	田久保 幸 夫
〃	大崎データテック株式会社	営 業 本 部 営 業 本 部 長	台 直 樹
〃	〃	営業本部ソリューション営業部長	溝 口 洋
〃	第一環境株式会社	代 表 取 締 役 社 長	岡 地 雄 一
〃	クボタ環境サービス株式会社	O&M 本部 O&M 統括部企画課長	金 坂 穰*
〃	〃	O&M 本部 O&M 統括部技術課顧問	増 田 武 司*
〃	株式会社第一テクノ	インフラシステム部部長	西 尾 光 平
〃	〃	インフラシステム部顧問	篠 原 義 彰
〃	一般社団法人日本水道 運 営 管 理 協 会	事 務 局	栢 森 俊 之*
〃	東亜グラウト工業株式会社	管路グループ技術開発室	田 熊 章*
〃	株式会社堀場 アドバンステクノ	事業戦略本部産学官連携推進室課長	近 藤 慎 平
〃	横河ソリューション サービス株式会社	環境システム本部担当部長	花 上 敬 生*
〃	株式会社パスコ	中央事業部副事業部長	木 村 一 夫*
〃	日本電気株式会社	第一都市インフラシステム営業部	内 田 昌 志*
〃	〃	第一都市インフラシステム営業部	平 井 研 治*
〃	一般社団法人日本水中 ロ ボ ッ ト 調 査 清 掃 協 会	会 長	田 中 芳 章*
〃	〃	企 画 ・ 広 報 担 当	鍋 島 正 憲*
〃	水道技術経営パートナーズ 株 式 会 社	代 表 取 締 役	山 口 岳 夫*
〃	飛鳥建設株式会社	首都圏土木支店技術部長	空 熊 義 春*
〃	株式会社日立インダスト リアルプロダクツ	公共営業本部シニアアドバイザー	新 田 隆
〃	株式会社クボタ	特 任 顧 問	久 保 俊 裕
〃	〃	パイプシステム営業推進部 営業推進グループ担当課長	角 田 恵 美 子

東京都	興和ゴム工業株式会社	東京営業部	小菅大輔
神奈川県	三機工業株式会社	プラント設備事業本部企画開発部 企画開発2課・課長	半田大介*
〃	〃	プラント設備事業本部企画開発部企画開発2課	安田允樹*
〃	株式会社デック	東京営業所 所長	渡辺雄一
〃	日本原料株式会社	代表取締役社長	齋藤安弘
〃	〃	専務取締役	江嶋洋
〃	株式会社浜銀総合研究所	地域戦略研究部主任研究員	馬目慶二郎*
〃	〃	地域戦略研究部研究員	丸山智子*
〃	株式会社ベンチャー・ アカデミア	営業部	岡本守道*
埼玉県	株式会社関東サービス工社	代表取締役	青木裕幸
〃	〃	専務取締役	多田好宏
〃	日本環境クリアー株式会社	代表取締役	杉山英司*
〃	〃	専務取締役	松本朗*
〃	〃	常務取締役	矢澤学人*
〃	〃	課長	服部伸雄*
〃	前澤工業株式会社	経営企画室専任部長	春田満雄
〃	〃	管理本部総務部広報担当課長	田中寛之
〃	〃	環境ソリューション事業部官需推進部長	大澤裕志*
〃	株式会社前澤 エンジニアリングサービス	常務取締役営業統括部長	船木邦則*
群馬県	株式会社両毛システムズ	水道ソリューション部部長	檜山和博
〃	株式会社両毛ビジネスサポート	BPOサービス事業部・部長	中村和正*
〃	〃	BPOサービス事業部BPOサービス課・課長	土井隆司*
〃	〃	BPOサービス事業部BPOサービス課・係長	山下勝之*
〃	〃	BPOサービス事業部業務推進課・係長	日向雅則*
愛知県	愛知時計電機株式会社	東京支店部長	吉村孝之
〃	東海鋼管株式会社	本社常務取締役営業部長	都筑謙治
〃	〃	東京支店支店長	加藤正宏
静岡県	大学産業株式会社	代表取締役	曾布川能康*
岐阜県	株式会社安部日鋼工業	事業本部副本部長	福井博一
〃	森松工業株式会社	常務取締役	竹中稔*
〃	〃	水道事業部次長	竹田洋樹*
大阪府	サンエス護謨工業株式会社	常務取締役	堀江吉昭
〃	柏原計器工業株式会社	代表取締役社長	三浦直人*
〃	株式会社栗本鐵工所	執行役員鉄管事業部長	吉永泰治*

大阪府	株式会社光明製作所	代 表 取 締 役	金 村 時 喜*
〃	大成機工株式会社	取 締 役 会 長	矢 野 隆 司
〃	〃	代 表 取 締 役 社 長	鈴 木 仁
〃	株式会社トーケミ	フィルターメディア事業部副事業部長	細 川 太 郎
〃	〃	フィルターメディア事業部課長	三 井 貴 道
〃	(一社)日本ダクタイト 鉄管協会関西支部	顧 問	牧 龍一郎*
〃	〃	顧 問	小 林 健 一*
〃	〃	顧 問	松 本 要 一*
〃	芦森工業株式会社	パルテム営業部・担当部長	木 原 義 孝*
〃	〃	パルテム営業部・部長	小 川 仁*
〃	積水アクアシステム株式会社	プラント・インフラ事業部事業企画部顧問	坂 口 功*
香川県	四国テクニカル メンテナンス株式会社	営 業 部 営 業 課 課 長	平 野 充 洋*
福岡県	株式会社北九州 ウォーターサービス	水 道 事 業 部 長	柴 田 邦 孝*

* は Web による出席

3. 令和2年度水道関係功労者 厚生労働大臣表彰受賞者名簿

(順不同・敬称略)

北海道	渡川	邊西	純雅	也人	滋京	賀京都	間向	塚畑	郁秀	夫樹
青森	川桂	西島	雅喜	人剛	京都	都府	芝野	畑野	秀英	樹明
宮城	齋今	藤泉	喜佳	治繁	京都	府府	矢宮	井和	英哲	也幸
宮城	倉本	田多	佳仁	則志	大阪	府府	遠南	井田	秀秀	修男
茨城	大久	保島	紀富	久夫	大阪	府府	牟平	田井	幸義	次史
茨城	福桐	谷川	富	学浩	大阪	府府	熊村	本島	剛昭	雄修
埼玉	市谷	口	光武	浩志	兵庫	県良	西栗	垣村	昭裕	宏二
神奈川	関牧	沼枝	武洋	浩志	奈良	県良	辻大	西本	昭裕	之敬
新潟	浅國	藤本	鉄克	典弘	鳥取	県良	松大	山内	昭博	之一
長野	加岩	衛	隆英	志仁	島鳥	県良	大内	山	伸	
長野	宇				鹿兒	島				
愛知					鹿兒	島				
愛知										
三重										

4. 令和2年度日本水道協会 会長表彰受賞者名簿

(順不同・敬称略)

会長表彰受賞者

1) 功 勞 賞 (16名)

三井一敏	(前 札幌市水道事業管理者)
板橋秀樹	(前 仙台市水道事業管理者)
中嶋正宏	(前 東京都公営企業管理者水道局長)
牛窪俊之	(前 横浜市水道局配水部長)
亀山充	(前 川崎市上下水道局担当理事)
渡部茂樹	(前 神奈川県企業庁企業局技監兼水道部長)
土井一成	(前 神奈川県内広域水道企業団副企業長)
森田治	(前 さいたま市水道事業管理者)
宮村喜明	(前 名古屋市水道事業管理者)
岩間千晃	(前 名古屋市上下水道局次長)
信田直己	(前 名古屋市上下水道局技術本部長)
大石清仁	(前 静岡市公営企業管理者)
山野一弥	(前 大阪市水道局理事)
山添洋司	(前 京都市公営企業管理者上下水道局長)
平尾貢一	(前 広島市水道局次長)
西井保	(前 岡山市水道局次長)

2) 特 別 賞 (66名)

住 友 寛 明	(前 札幌市水道局給水部配水担当部長)
阿 部 信 一	(前 帯広市公営企業管理者)
小 林 敬 里	(前 北見市公営企業管理者)
齊 藤 喜 則	(前 相馬地方広域水道企業団事務局長)
大 塚 晴 雄	(前 双葉地方水道企業団参事兼総務課長)
長谷川 博 一	(前 山形市上下水道事業管理者)
田 村 修	(前 横浜市水道局給水サービス部洋光台水道事務所長)
関 哲 雄	(前 千葉県企業局ちば野菊の里浄水場長)
吉 川 正 昭	(前 柏市水道事業管理者)
立 川 吉 朗	(前 埼玉県公営企業管理者)
宇津木 久 芳	(前 埼玉県企業局新三郷浄水場副場長)
中 原 勝 美	(前 草加市上下水道部長)
増 田 賢 一	(前 草加市上下水道部参事兼水道営業課長)
船 戸 房 夫	(前 草加市上下水道部参事兼水道施設課長)
豊 田 泰 二	(前 日立市公営企業管理者)
檜 山 隆 雄	(前 水戸市上下水道事業管理者)
村 上 剛 久	(前 ひたちなか市水道事業管理者)
安 藤 修 一	(前 名古屋市上下水道局営業部長)
加 藤 実	(元 名古屋市上下水道局企画経理部経理課長)
星 野 悟 朗	(前 名古屋市上下水道局企画経理部経理課長)
山 田 英 一	(前 名古屋市上下水道局企画経理部資産活用課長)
熊 倉 健 雄	(前 名古屋市上下水道局営業部営業課長)
金 子 隆 美	(前 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者)
服 部 隆 夫	(前 愛知県企業庁愛知用水水道事務所次長兼管理課長)
都 築 隆 之	(前 愛知県企業庁尾張水道事務所長)
今 井 弘 明	(前 豊田市上下水道局事業管理者)

野々山	寛	(前 愛知中部水道企業団局長)
大野	宏行	(前 海部南部水道企業団次長兼建設課長)
高見澤	裕史	(前 長野市上下水道事業管理者)
白田	誠	(前 佐久水道企業団 (佐久圏域水道水質検査協議会事務局長)
中村	直	(前 新潟市水道局総務部長)
佐藤	仁是	(前 新潟市水道局技術部長)
坂田	浩之	(前 大阪市水道局工務部施設課長)
加美	明輝	(前 大阪市水道局お客さまサービス課長)
用	勝弘	(前 大阪市水道局豊野浄水場副参事)
出口	恭司	(前 大阪市水道局西部水道センター維持担当課長)
池水	秀行	(前 枚方市上下水道事業管理者)
松本	要一	(前 大阪広域水道企業団副企業長)
藤谷	光宏	(前 大阪広域水道企業団技術長兼事業管理部長)
広瀬	朋義	(前 神戸市水道事業管理者)
林	一平	(前 神戸市水道局事業部長)
花元	隆司	(前 阪神水道企業団技術部長)
納庄	秀成	(前 阪神水道企業団施設管理課主幹)
長井	元典	(前 姫路市水道事業管理者)
山本	雄彦	(前 天理市上下水道局長)
増本	寛治	(前 呉市上下水道事業管理者)
和田	誠一郎	(前 宇部市上下水道事業管理者上下水道局長)
渡辺	隆	(前 周南市上下水道事業管理者)
福島	正	(前 光市水道事業管理者)
福富	昭	(前 島根県企業局西部事務所長)
西村	重則	(前 香川県広域水道企業団事務局次長)
平岡	公明	(前 松山市公営企業管理者)
山口	啓三	(前 徳島市上下水道事業管理者)

山内秀治	(前 鳴門市公営企業管理者)
下川明	(前 福岡市水道局保全部長)
木山聡	(前 北九州市上下水道局浄水担当部長)
中野義幸	(前 別府市水道企業管理者)
武田敏明	(前 長崎市上下水道事業管理者)
白石三千治	(前 熊本市上下水道事業管理者)
田中俊和	(前 鹿児島市水道局総務部部長参事)
阿波連忍	(前 那覇市上下水道局料金サービス課長)
具志聡	(前 那覇市上下水道局水道管理課長)
仲村豊	(前 沖縄県企業局企業技術統括監)
森田良二	(前 日本水道協会検査部次長)
矢部信男	(前 日本水道協会品質認証センター品質管理課長)
森宏之	(前 日本水道協会大阪支所庶務課長)

3) 有 効 賞 (3名)

岩 間 紀 知	岐阜大学大学院工学研究科
中 村 弘 揮	一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター
李 富 生	岐阜大学流域圏科学研究センター

※所属・役職は論文掲載時のもの

4) 勤 続 賞 (577名)

(1) 北海道地方支部(12名)

札幌市水道局

山田正樹

橋本昇

阪庄司

榊公洋

川岸浩

加藤正

吉田克則

柏寄祐一

小樽市水道局

山崎文淑

長幌上水道企業団

島田和明

西空知広域水道企業団

西井なおみ

函館市企業局

小柄睦夫

(2) 東北地方支部(29名)

仙台市水道局

松岡裕治

齋藤誠

大沼国彦

佐藤宏人

中條秀樹

石巻地方広域水道企業団

木村剛

相澤英彦

高橋和彦

福島市水道局

松野裕一

齋藤勝士

伊藤律子

須田武裕

いわき市水道局

阿部忠則

佐藤俊

八戸圏域水道企業団

高屋敷正典

上野光弘

関川誠

津軽広域水道企業団西北事業部

中野雅仁

鶴岡市上下水道部

佐藤充

去渡誠

朝日町建設水道課

長岡浩利

秋田市上下水道局

大坂伸吉

中川智

中川透

盛岡市上下水道局

山路聡

三浦孝洋

藤澤直樹

伊藤健一

一関市上下水道部

畠山修一

(3) 関東地方支部(208名)

東京都水道局

伊藤淳

都丸敦

増岡敏秋

山崎茂

倉澤さゆり

鈴木英彦

羽川英一

渡辺直美

田中秀秋

原田弘

佐々木達朗

山本孝

鈴木昌弘

丸山和伸

奥山達雄

土本健

今井利之

鈴田石植原小加古森肴小菅菊堺山小大戸田内岩神角和宮最	木附井村口泉藤川岡倉太刀野地本泉沼口中田下谷田田首	節高清彩英哲秀卓由弘憲茂真吉俊トウ光義孝博慎	子正美子昭郎明哉穗泉晃美司孝樹広之淳宏秀明勝宏幸一	加藤生小井下荒向秋田石小高原折大高浜白五十瓜伊中須牧大沼佐長	藤木出幡下田川吉沢原川林木田笠宮瀬村井嵐生勢村藤野山田川内	真庸雄均教磨豐史夫貴二一雄涉一義弘一智明一司賢二実豊	樹一昇司均教磨豐史夫貴二一雄涉一義弘一智明一司賢二実豊	北三三洪田大鈴佐坂田田山持岡廣成鉄鈴小有近山山佐々日和山小	川上橋谷邊川木藤本中崎田田瀬田藤本木高泉田川	浩隆啓浩政勇一章誠晃一清真富広耕昌勝裕幸真友	二盛之誠之和人亨幸弘二男郎志一穂和智次秀也二夫誠稔人敦
----------------------------	---------------------------	------------------------	---------------------------	--------------------------------	-------------------------------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------------

横浜市水道局
杉野修三

阿部伸一
桐ヶ谷正美
今泉鉄人
小島伸幸
川口淳
渡辺智成
井上茂
野口哲也
松井博
櫻井英樹
初見宏
富永聡
青木則子

川崎市上下水道局

山本昇二
舘信行
服部幸子
木村弘一
林幸恵
鈴木範男
飯島純一
提箸博之
江口勉
宮本勝
吉浜学
土方佳夫
青木貴志
佐々木正行

保坂達也
長谷川勝海
青山俊太
森光弘
原伸治
清水幹夫
齋藤一史
香取知治
篠田剛
宮田敦浩
吉澤昭仁
安達賀津雄

神奈川県企業庁

大内禎
天内栄樹
福田祐子
杉山正樹
北村壽朗

横須賀市上下水道局

小澤孝晴
三枝伸宏
古谷俊
齊藤学
三輪哲也
宮本勝重

神奈川県内広域水道企業団

秋元康由
依田一仁

池田和弘
飯島学
本間重人
足立慎一
田辺順一
佐野浩己
海野義明
深井玲奈

千葉県企業局

小林秀明
大山久雄
加藤豊
作山雄一
古場健一
築聡一郎

銚子市水道局

渡辺孝

我孫子市水道局

工藤雄司

印旛郡市広域市町村圏事務組合

森田哲朗

北千葉広域水道企業団

金澤芳仁
大宮光弘
木村直広
藤代和也

九十九里地域水道企業団

石田剛久

山武都市広域水道企業団	山崎利隆	山下清光
鈴木浩之	笠木知之	戸田由美
長門川水道企業団	吉澤清孝	後藤磨美
大野賢	桐生市水道局	佐野聡昭
鋸南町建設水道課	矢野知彦	武田智広
佐々木真吾	藍澤美知夫	川添勝己
さいたま市水道局	渋川市上下水道局	山田隆
朝比奈敏夫	狩野嘉久	宇都政勝
瀬宮光義	群馬東部水道企業団	矢田丈斎
田口佳則	山本雅己	本多祐二
熊倉英紀	宇都宮市上下水道局	松尾淳
濱名浩和	長岡文彦	石原政幸
磯明美	水戸市上下水道局	杉本智美
柏原信彦	大森喜義	伊藤栄司
石井澄枝	ひたちなか市水道事業所	溝口光三
中村浩子	照沼経一	寄田満
石井稔	甲府市上下水道局	櫻井治
木村茂美	鎌田勝	富田せつ子
佐藤乃洋	南アルプス市企業局	一宮市上下水道部
藤平敏治	志村和武	西協和久
葩島幸恵	日本水道協会	愛知県企業庁
埼玉県企業局	千秋裕一	服部隆夫
土屋明文	(4) 中部地方支部(68名)	山田俊郎
佐藤正道	名古屋市上下水道局	中田深雪
桶川北本水道企業団	名古屋市上下水道局	阿部真一
小島純子	竹内正信	内村孝也
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	夏目芳則	壁谷義彦
高篠保	小林知里	

西尾市上下水道部

鈴木 聡

斉藤 達彦

愛知中部水道企業団

鈴木 由紀夫

岡本 弘文

山田 光晴

津市上下水道事業局

中村 一男

亀山市上下水道部

森川 光昭

桑名市上下水道部

糸瀬 徳吉

名張市上下水道部

奥家 理史

浜松市上下水道部

田村 幸久

坪井 賢次

齋藤 順一

樽松 章弘

石野 廣実

鶴見 和彦

袴田 昌義

長野市上下水道局

大日方 政光

山内 美千博

佐藤 仁

竹内 豊

須坂市水道局

牧 武志

松本市上下水道局

船坂 昭文

佐久水道企業団

中條 和彦

篠原 作幸

新潟市水道局

富田 日出夫

本間 和彦

大原 正明

癸生川 祐一

長谷川 悟

猪飼 由美子

斎藤 義史

青海 啓太郎

齊藤 和明

山根 建一

長岡市水道局

神代 昭子

棚村 幸則

小千谷市ガス水道局

田中 政勝

柏崎市上下水道局

深井 正樹

上越市ガス水道局

西條 直樹

宮川 栄史

(5) 関西地方支部(155名)

大阪市水道局

尾原 正史

西山 淳一

川村 親利

上田 一孝

種田 悟

木村 伸行

溝口 二三男

中内 健二

吉田 至

長井 穰

土佐 秀樹

小川 朋子

安達 和久

戸上 明彦

守屋 胤

北川 吉明

上野 宏志

降旗 和人

高橋 成司

山本 幸司

竹本 克彦

中下 衛彦

桑田 英樹

山田 章

西峯 孝明

西沖 仁孝

工藤秀則
藤原彰男
橋本清司
小宮路実
吉田宗生
西口秀史
北浦正剛
和田宗敏
宮西精二
藤原一泰
杉田正浩
久田武士
寺元義統
大谷光浩
南口隆弘
博多屋有司郎
松井伸行
鮫島慎治
葛原正己
河原孝和
橋本賢一
浜田一也
松尾晃裕
橋本豊
西口英樹
野崎徹
寺前友男
三木誠司

八木宏之
梶本祥宏
中西力
渋谷武
谷口貴広
木樂子浩之

豊中市上下水道局

西口孝之
牟田義次
田辺正美
竹田伊夫

堺市上下水道局

太田倫己
本山幸生
池邊志朗
笹部一裕
辻寛
小田村浩幸

池田市上下水道部

小島昌治
澤田裕一

茨木市水道部

梅津芳孝
中平浩一
福井俊明

大阪狭山市上下水道部

中尾富雄

門真市環境水道部

八上守

大東市上下水道局

安田英享

富田林市上下水道部

岩井雅之

東大阪市上下水道局

神谷建司
清水忠司
南山敦

大阪広域水道企業団

楠本晃峰
下村敏也
植野健治
朝田久男
森本充則
岩田好司
辻田隆之
末吉健一
今井敏文
浅川浩克
田中等
中尾雅彦
島孝人
中田耕介
京都市上下水道局
合田隆
今井美智子

市橋建一
泉善多郎
中江佳弘
木村義宏
岡村一宏
高橋正和
井上繁之
掛川義英
原田久人
小倉明生
澤田寿彦
白井宏和
田口博巳
廣部洋明
富山清高
山崎健二
山西直行
萩原功教
舞鶴市上下水道部
神田秀之
神戸市水道局
井本勝文
圓尾勝弘
千山友則
永井達也
浅井聡之
原口信一
尾形輝男

山瀬敬一
中野健
藤本伸弘
藤田浩司
相良一生

阪神水道企業団

岡田誠司
前田英仁
川上倫弘
山根久和
岡田信子
南木進一

兵庫県企業庁

小林輝
菅野淳一

赤穂市上下水道部

吉水宏和

尼崎市公営企業局

渡邊和久

西宮市上下水道局

西林佳子
前田哲也
石川和夫
酒井初喜

三木市上下水道部

岩崎正吾

淡路広域水道企業団

田中章次

奈良市企業局

福井みつよ
山本直
巽文男

奈良県水道局

浦井正彦

大津市企業局

吉田稔

滋賀県企業庁

野田昌宏

愛知郡広域行政組合

大西秀治

長浜水道企業団

中尾秀次
松橋和夫

和歌山市企業局

福田健司

(6) 中国四国地方支部(74名)

広島市水道局

松岡俊典
澄川盛之
大輝和美
大島勉
吉田泰三
畠山和久
守岡恵美子
森實和範

高 下 康 浩
荒 木 誠
国 森 貴 美
中 村 瑞 穂
檜 垣 水 成
平 岡 也 幸
原 田 慎 治
福 地 雄 三
津 田 哲 哉
日 高 一 成
斎 藤 仁 志
福山市上下水道局
檀 上 泉
堀 内 雅 宏
大 村 貴 之
岡山市水道局
猪 原 義 満
中 山 伸 一
小 山 典 子
小 山 俊 一
武 内 尚 孝
荻 野 正 剛
斉 藤 紀 男
倉敷市水道局
三 宅 真 次
宮 田 浩 之
津山市水道局
分 部 秀 樹

下関市上下水道局
馬 水 歩
松 本 克 彦
小 川 範 夫
村 上 哲 也
二 宮 稔
岩国市水道局
杉 本 圭 一
中 原 忍
宇部市上下水道局
田 中 則 之
久 保 勉
繁 永 徹 也
木 村 吾 郎
山陽小野田市水道局
高 橋 昌 宏
武 野 一 茂
周南市上下水道局
大 釜 孝 司
萩市上下水道局
貞 光 比呂志
防府市上下水道局
伊 藤 純 子
鳥取市水道局
青 木 達 矢
岸 本 修
米子市水道局
鷺 見 靖 史

島根県企業局
福 富 昭
隠岐の島町上下水道課
小 中 恵 吾
香川県広域水道企業団
壺 井 多川士
丸 尾 健 治
木 本 新 吾
嶋 津 洋次郎
林 清 仁
香 川 和 遠
内 海 広 志
三 好 篤 史
岡 崎 郁 夫
吉 本 親 正
松山市公営企業局
森 貞 昭 和
四国中央市水道局
喜 井 辰 弘
井 上 幸 一
南予水道企業団
鈴 木 大
清 水 重 浩
徳島市上下水道局
小 林 勝 裕
吉 田 憲 一
徳 永 英 之
高 橋 博 幸

高知市上下水道局

西本文雄

四万十市上下水道課

威能義一

(7) 九州地方支部(31名)

福岡市水道局

今村茂

赤坂聖孝

神谷浩明

北九州市上下水道局

穴井光明

福山貴也

三好政成

大分市上下水道局

足立和裕

別府市上下水道局

黒木幹能

姫野克将

玖珠町建設水道課

宮川清昭

長崎市上下水道局

中村正信

村田浩司

諫早市上下水道局

岩永敏則

五島市水道局

橋本隆義

熊本市上下水道局

三木康男

小池保典

鳥部博文

東勝広

松本健治

林政義

宮崎市上下水道局

宮尾芳郎

鹿児島市水道局

藤崎勉

村岡勝幸

観音寺司

鹿屋市上下水道部

橋口雄二

那覇市上下水道局

糸数尊

大湾雅一

沖縄県企業局

伊佐綾子

宮古島市上下水道部

饒平名正浩

南部水道企業団

知念哲也

兼城純

5) 水道イノベーション賞 (延べ4団体)

[大賞]

大都市水道局大規模災害対策検討会

「南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業体に向けた緊急提言》の
作成と発信」

[特別賞]

木古内町建設水道課

知内町建設水道課

「小規模水道事業の広域連携と官民連携 -管理の共同化-」

豊橋市上下水道局

「水道・電気・ガス共同自動検針の取組」

5. 第97回総会上程議案

議 案	議事録頁
第1号議案 公益社団法人日本水道協会役員の選任について	31
第2号議案 会員提出問題について	37

第1号議案

公益社団法人日本水道協会役員の選任について

公益社団法人日本水道協会現役員

任期：令和元年6月27日～令和3年6月の総会終結の日まで

会長（1名）

東京都知事

副会長（7名）

北海道地方支部	札幌市長
東北地方支部	仙台市長
関東地方支部	横浜市長
中部地方支部	新潟市長
関西地方支部	豊中市長
中国四国地方支部	岡山市長
九州地方支部	福岡市長

理事（12名）

（敬称略）

	吉田 永	（特別会員）
札幌市水道事業管理者	木下 淳嗣	（副会長都市・地方支部長都市）
仙台市水道事業管理者	芳賀 洋一	（副会長都市・地方支部長都市）
横浜市水道事業管理者	大久保 智子	（副会長都市・地方支部長都市）
名古屋市水道事業管理者	飯田 貢	（地方支部長都市）
新潟市水道事業管理者	佐藤 隆司	（副会長都市）
大阪市水道事業管理者	河谷 幸生	（地方支部長都市）
豊中市上下水道事業管理者	吉田 久芳	（副会長都市）
広島市水道事業管理者	友広 整二	（地方支部長都市）
岡山市水道事業管理者	今川 眞	（副会長都市）
福岡市水道事業管理者	坂本 秀和	（副会長都市・地方支部長都市）
株式会社クボタ特任顧問	久保 俊裕	（賛助会員）

監事（2名）

（敬称略）

鈴木 孝三（特別会員）

大谷 幸二郎（特別会員）

公益社団法人日本水道協会新役員（案）

任期：令和元年6月27日～令和3年6月の総会終結の日まで

会長（1名）

東京都知事

副会長（7名）

北海道地方支部	札幌市長
東北地方支部	仙台市長
関東地方支部	横浜市長
中部地方支部	新潟市長
関西地方支部	豊中市長
中国四国地方支部	岡山市長
九州地方支部	福岡市長

理事（13名）

（敬称略）

	吉田 永	（特別会員）
東京都公営企業管理者	浜 佳葉子	（会長都市）
札幌市水道事業管理者	木下 淳嗣	（副会長都市・地方支部長都市）
仙台市水道事業管理者	芳賀 洋一	（副会長都市・地方支部長都市）
横浜市水道事業管理者	大久保 智子	（副会長都市・地方支部長都市）
名古屋市水道事業管理者	飯田 貢	（地方支部長都市）
新潟市水道事業管理者	佐藤 隆司	（副会長都市）
大阪市水道事業管理者	河谷 幸生	（地方支部長都市）
豊中市上下水道事業管理者	吉田 久芳	（副会長都市）
広島市水道事業管理者	友広 整二	（地方支部長都市）
岡山市水道事業管理者	今川 眞	（副会長都市）
福岡市水道事業管理者	坂本 秀和	（副会長都市・地方支部長都市）
株式会社クボタ特任顧問	久保 俊裕	（賛助会員）

監事（2名）

（敬称略）

鈴木 孝三（特別会員）

大谷 幸二郎（特別会員）

第2号議案

会員提出問題について

I. 防災・減災、国土強靱化

(東日本大震災)

1. 東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業等における人的支援の強化について

[東北]

(要望事項)

被災地の水道施設の復旧に係る今後の人的支援の更なる強化を図ること。

(理由)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から9年以上が経過し、国の定めた復興・創生期間の終了まで残り1年を切ったところである。

こうした中、令和元年12月には、人材確保対策に係る支援や震災復興特別交付税による支援の継続が盛り込まれた『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針』が示されたところであり、詳細については今後示されることとなる。しかし、被災3県（岩手・宮城・福島）における水道施設の災害復旧事業等は、特例査定の保留解除となった事業費が令和2年8月末時点で全体計画額の83.8%にとどまっており、今後、土地区画整理事業等、並行する事業が加速している中、水道技術職員の慢性的な不足が依然として大きな課題となっており、解消の目処が立っていない状況である。

よって、被災地における人的支援の更なる強化を国に対して強く要望する。

-
2. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について

[東北、中部]

(要望事項)

- (1) 国及び東京電力ホールディングス（株）の責任において、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む浄水発生土について、処分地の確

保など速やかに処理を進めること。

- (2) 各水道事業者が放射性物質対策に要したとして請求している費用については全額を速やかに支払うとともに、今後においても、水道事業者ごとに置かれた個別事情を踏まえた必要な追加的費用の賠償を継続するよう、東京電力ホールディングス（株）に強く働きかけること。

(理 由)

東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質は、事故から9年以上が経過した現在でも、依然として水道事業運営に多大な影響を及ぼしている。

放射性物質を含む浄水発生土の放射能濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の処理については、放射性物質汚染対処特措法等において、国が最終処分場を確保して進めることとされているが、それまでの間は、排出者である水道事業者が仮置き保管することとされており、いまだに浄水場等での保管を余儀なくされている。

また、当該事故を原因とする損害賠償については、水道事業者ごとに東京電力ホールディングス（株）との間で賠償の合意形成が必要となっていることに加えて、放射性物質の流入を防ぐための遮蔽、水道水のモニタリング、放射性物質除去効果のある粉末活性炭処理等、放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていない。

このため、各水道事業者が経済的な負担を負いながら対応している状況にあることから、原因者である東京電力ホールディングス（株）には、正当な賠償請求全てに対し、誠実かつ速やかな対応が求められる。

よって、浄水発生土の適切な処理等、水道事業を円滑に運営するとともに、国民の不安を一日も早く解消し、健康と安全・安心な生活環境を確保するため、万全な対策を早急に講じることを国に対して強く要望する。

(災害対策関係)

3. 水道施設の災害対策に対する行財政支援等について

[東北、関東、中部、関西]

(要望事項)

- (1) 水道施設災害復旧工事（給水装置工事も含む。）を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に規定し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象とするとともに、財政援助のより一層の充実・拡充を図ること。
- (2) 管路のループ化や二重化工事など、災害時におけるバックアップ機能を備えるための事業を補助対象とすること。
- (3) 応急給水用資機材・災害復旧用備蓄資材及び加圧式給水車の整備に係る費用を補助対象とすること。
- (4) 配水場の場内連絡管の耐震化対策に係る費用を補助対象とするとともに、伸縮可とう管をその対象に含め、複数年にわたる事業にも対応が可能とすること。
- (5) 災害からの復興の円滑化に資するため、国、行政部局、水道事業者及び関係団体間における連携強化のための支援体制の構築等に係る措置を検討し講じること。
- (6) 上水道施設災害復旧費補助金の現在給水人口から算定される適用除外限度額を引き下げる等、算定基準の緩和を図ること。
- (7) 災害時等における給水車による応急給水活動が、今後とも迅速かつ効果的に実施できるよう給水車両運転要員の確保について、必要な制度等の検討を進め対策を講じること。
- (8) 豪雨災害において、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう、今後改訂が予定されている風水害対策マニュアル策定指針等に近年の豪雨災害の知見・教訓を反映させること。
- (9) 災害時において、機動的な予算執行等が可能となる地方公営企業会計制度の仕組みについて検討し対策を講じること。

(理 由)

水道は国民生活や産業活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震や集中豪雨等の自然災害が発生した場合においても、飲料水等生活に必要な最低限の水を供給することが水道事業者に求められている。

阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとした地震災害はもとより、平成30年7月豪雨災害、令和元年房総半島台風及び東日本台風等においても、水道施設は甚大な被害を受け、長期間にわたり国民生活や都市活動に重大な支障を来し、我が国のいずれの地域においても、災害対策は必要不可欠なものとして再認識されたところである。

こうした中、発生確率が高いとされている南海トラフ地震や首都直下地震、さらには近年頻発している豪雨災害等への備えとして、水道事業者は、ハード面では管路を始めとした水道施設の耐震性の強化、災害時の給・配水拠点となる配水池の増設、停電・浸水対策の強化、応急給水用資機材や非常用貯水施設の整備等、ソフト面では国が示す危機管理対策マニュアル策定指針を基に、各種マニュアルの作成とともに訓練の実施を鋭意進めている。

しかしながら、災害対策に要する事業費は、水道事業経営に及ぼす影響が非常に大きいところではあるが、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、財源の全てを水道事業者が負担することのないよう十分な国の支援が必要である。

また、各種補助制度はこれまで随時拡充が図られてきたところであるが、被災後の水道施設災害復旧について、市町村合併の進展と簡易水道事業の上水道事業への統合により、上水道事業の給水人口が増加している水道事業者においては、現行の補助要綱では補助の適用除外となる場合があり、被災時の財政負担が大きい状況にある。

さらに、道路交通法の改正（平成19年6月2日施行及び平成29年3月12日施行）に伴い、普通自動車免許で運転できる車両の総重量・積載量が順次制限されたことにより、現行道路交通法で取得した普通自動車免許では多くの水道事

業体が保有する2トン以上積載可能な給水車の運転ができなくなった。今後、旧制度で普通自動車免許を取得し、これらの給水車を運転可能な職員が減少すること、また、広域災害における応援応急給水活動では交代要員も含め多くの給水車運転可能要員が必要であることなどを踏まえ、必要な措置を講ずることが求められる。

加えて、水道施設等が被災した際に、直ちに復旧し水道水供給を確保するためには、発災時に速やかに予算執行可能とする仕組みを整え、機動的に対応する必要があるが、現行制度の下における補正予算等による対応は手続きに一定期間を要することとなる。さらに、復旧にかかる費用のほか、被災した施設・設備の残存価値はゼロになり、当該年度において多額の除却損が発生することになることから、災害損失を繰延資産への整理が必要と考えられる。

よって、地震等自然災害に対する強靱な水道施設の整備を推進するとともに、被災後の速やかな応急対策及び復興が図れるよう、ハード及びソフトの両面において水道施設の災害対策に対する行財政支援等を国に対して強く要望する。

4. 防災・減災、国土強靱化のための持続的かつ安定的な財政支援について

[東北、関東、中部、関西、中国四国]

(要望事項)

- (1) 停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じる恐れがある水道施設に実施される防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を令和3年度以降も継続し、持続的かつ安定的な財政支援を図るとともに、採択基準における資本単価等の要件を撤廃又は緩和し、交付対象事業を拡大すること。
- (2) 土砂災害・山地災害・浸水災害等の指定区域から水道施設を移転する場合においても、活用できるよう適用要件を拡大すること。

(理由)

平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の水道事

業者を対象に、重要度の高い水道施設の災害対応状況について緊急点検が行われ、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じる恐れがある水道施設に対して、平成30年度から令和2年度の3か年で集中的に緊急対策を実施することとされた。

国においては、平成30年度2次補正予算、平成31年度当初予算及び令和元年度補正予算において、非常用発電設備・土砂流入防止壁・防水扉など災害対策に必要な水道施設を整備する費用を対象に水道水源開発等施設整備費が、また、浄水場・配水場・基幹管路等の耐震化対策の費用を対象に生活基盤施設耐震化等交付金が措置され、水道事業者の実施する緊急対策に対して財政支援が行われている。

しかしながら、当該補助金及び交付金においては、従来どおり資本単価等の採択基準及び交付対象事業が付されていることから、緊急対策事業を実施するにあたり、この基準等を満たさないと補助対象とならないことに加え、3か年という短期間の財政措置であることから十分に事業が進まないことも懸念される。

よって、我が国全体の水道の防災・減災、国土強靱化を図るため、持続的かつ安定的な財政支援及び採択基準の緩和等適用要件の拡大を国に対して強く要望する。

5. 水道事業における電力確保対策等について

[関東、中部、関西]

(要望事項)

- (1) 電気事業法第27条に基づく電力使用制限及び計画停電を実施する際は、水道事業を対象から除外すること。
- (2) 水道用薬品の安定供給体制が確保できるよう、薬品製造メーカーについても、電力使用制限及び計画停電の対象から除外すること。
- (3) 電気料金値上げに関し責任を持って関与し、徹底したコスト削減、経営合理化を図ることなどにより電力料金の再値上げがなされないよう、電気

事業者に対する監督・指導を強化すること。

- (4) 停電時に使用する自家発電設備の石油燃料を水道事業へ優先して供給できる体制の整備及び緊急時の輸送手段を確保すること。
- (5) 水道事業に対する再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免割合の見直しを行うこと。
- (6) 電力会社が南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、施設の耐震化及び災害に備えた複数のバックアップ施設の構築を迅速に進められるよう、電力会社に対し、必要な措置を講じること。
- (7) 大規模災害時には、電力会社の停電復旧作業が迅速に完了するよう、電力事業者間の相互応援等、一層の支援体制を構築すること、また、広域的な停電が発生した場合には復旧見込み・影響範囲等の情報を関係者に可能な限り速やかに提供することを電力会社に働きかけること。

(理 由)

東日本大震災の影響により電力会社の電力供給力が低下し、平成23年の夏季は電気事業法第27条に基づく電力使用制限令が実施され、平成24年の夏季にも計画停電が準備されるなど、関係する水道事業者においては、自家発電設備の増強運転、ポンプ送水量の減量など、受電量を減らすため、様々な厳しい対応が求められた。併せて、浄水場で使用する薬品の多くは、塩化ナトリウムの電気分解等により製造されており、その製造にも安定的な電力供給は不可欠である。

水道は、国民の日常生活及び社会経済活動の安定と発展を支える基盤として欠くことのできないものであり、計画停電・電力使用制限の実施、また、自然災害等に起因する大規模停電は、水道水の安定供給に甚大な影響を及ぼすものである。

また、自家発電設備用燃料に関して、東日本大震災時にはその調達に苦勞した事例が多く、調達経路の確保が必要となるが、民間企業等との交渉などは水道事業者単独での対応は困難であることから、関係機関に対する国からの指導

等が必要である。

さらに、近年の電気料金の値上げに加え、平成28年10月から再生可能エネルギー発電促進賦課金減免制度が見直され、減免水準が段階的に引き下げられた。

これらにより、厳しい水道事業財政がさらに圧迫されることとなり、将来的には、増加した負担を水道料金へ転嫁するに至ることも考えられ、国民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしかねない。

よって、安全で安定した水道水の供給を持続するため、水道事業における電力確保対策等を国に対して強く要望する。

II. 水道の基盤強化

(新型コロナウイルス感染症関係)

6. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について

[関東、中部、関西]

(要望事項)

- (1) 公営企業における特別減収対策企業債について、資金不足が見込まれる場合に限定することなく減収分を発行対象とするなど発行要件の緩和を図り、必要な財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した水道料金収入に対し、必要な財政措置の拡充を図ること。
- (3) 感染拡大防止策を実施する中で、事業継続や事業者間の情報共有等の課題を克服するため、IoT/ICT技術の活用や各事業者の様々な工夫による取組をより一層支援すること。

(理 由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国から「緊急事態宣言」が発出され、商業施設や宿泊施設を中心とした民間企業等では臨時休業や営業時間の短縮等に努めてきたところである。こうした社会経済活動の停滞に伴い、各水道事業者の水道料金収入は大きく減少し、事業経営への影響は避けられない状況である。

こうした中、国からは当面の資金繰り支援として「公営企業における特別減収対策企業債」の発行を措置することが示されたが、当該企業債の発行は、資金不足が見込まれる場合に限定されている。また、水道事業者が水道料金を減免する場合、一般会計等から公営企業会計への繰出に対して「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象とすることが示されたが、今般の社会経済活動の停滞等に伴う水道料金収入の減少は、水道事業者の責によらない災禍であり、水道事業者による経営努力の範疇を超えている。

よって、今後、影響の長期化が見込まれる中で、水道事業を安定的に運営す

るため、新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業への適切な支援を国に対して強く要望する。

(補助関係)

7. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

[北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州]

(要望事項)

【水源開発等施設整備費】

(1) 水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費において次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価要件等の撤廃又は緩和、補助対象事業・施設の拡大及び補助率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、補助対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。

- ① ダムの大規模改修事業を補助対象に加える。
- ② 浄水施設覆蓋整備事業における活動火山対策特別措置法に基づく指定地域要件を緩和するとともに、当該施設の更新事業を補助対象に加える。

【生活基盤施設耐震化等交付金】

(1) 緊急時給水拠点確保等事業のうち、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。

- ① 基幹水道構造物の耐震化事業において、交付対象事業費の算定基準の見直しを図るとともに、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても交付対象とする。
- ② 重要給水施設配水管において、水道料金等に係る採択基準を撤廃するとともに、令和元年度補正予算で拡充された緊急対策に係る配水管への財政支援を継続する。

(2) 水道管路耐震化等推進事業のうち、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。

① 老朽管更新事業において、給水人口並びに水道料金に係る採択基準を撤廃又は緩和し、ダクタイル鋳鉄管に係る交付率を引き上げる。

また、布設後20年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする。

② 水道管路緊急改善事業において、採択基準における水道料金、給水収益に占める企業債残高等の指標値を撤廃又は緩和するとともに、長期的な更新計画を策定し、計画的な更新事業を実施する水道事業者を全て交付対象とする。

また、布設後20年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする。

③ 鉛管更新事業において、交付対象に給水管の更新事業を加える。

(3) 水道事業運営基盤強化推進等事業のうち、広域連携がより促進されるよう、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価及び人口要件等の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。

① 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、事務所の統合整備及び水平統合だけでなく垂直統合も含めた広域化が促進されるよう老朽化施設の更新・耐震化についても交付対象とするとともに、2つの水道事業者による連携事業も交付の対象とする。

(4) 官民連携等基盤強化推進事業において、事前調査費用である基本計画及び導入可能性調査によりVFMがあると確認された場合のアドバイザー委託に要する費用についての支援を拡充させること。

(5) IoT活用推進モデル事業において、小規模事業者及び地理的に隔絶され

た集落を抱える事業者に対しては、IoT や AI などを活用した施設運転の自動化等による事業効率化が有効な方策となるため、必要とする事業者が補助対象となるよう、採択条件を緩和するとともに、今後も先端技術に対する財政支援を積極的に図ること。

- (6) 指導監督交付金における水道基盤強化に係る技術者派遣事業について、定数職員に対する時間外勤務手当だけではなく、派遣職員の給与・手当等人件費全体を対象とするとともに、必要な予算を確保し柔軟な制度とすること。

また、技術者派遣及び業務受託において、国等が直接支援する体制を検討する。

- (7) 電気計装設備、水質分析機器、監視制御設備等、比較的耐用年数の短い設備更新に対する交付金制度を創設すること。
- (8) 海底送配水管の新設、更新に対する交付金制度を創設すること。
- (9) アセットマネジメントに基づき資本費の抑制に努めている水道事業者、経年施設を多く有する水道事業者に重点的に措置される補助制度とすること。
- (10) 資本単価算定の際の有収水量について、今後の水需要の減少傾向を反映した経営戦略等の最新の推計値の使用も可能とすること。
- (11) 生活基盤施設耐震化等交付金等に係る事業について、ゼロ債務負担行為の活用を可能とすること。
- (12) 広域連携について、国が主体的となり総合的な観点から調整を行う関係省庁の横断的な組織を設置し、市町村合併等で培ったノウハウ及び基盤強化につながる施策を活用・共有し支援すること。
- (13) 全国一律に適用される施設基準等について、必要性・合理性を検証し、地域の実情に応じて柔軟に事業運営できるよう地方の裁量を拡大すること。

(理 由)

水道事業者は、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、より信頼性の

高い水道の整備・運営に努めているところである。

特に、地震等の災害に対して強靱な水道施設を整備するため、耐震化の推進及び老朽施設の更新・再構築に全力を傾注しているところであり、加えて、水道を取り巻く環境の変化や一層多様化する水道使用者のニーズへの対応が求められている。

また、病原微生物・有害化学物質等の新たな水質問題に対応した水質管理体制の強化・施設の整備、並びに安定的な水源の確保への取組を実施することが、喫緊の課題となっている。

さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少するなか、改正水道法を踏まえ、水道の基盤強化が求められている。

これらの事業の推進並びに課題の解決には多額の資金が必要であり、国の持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。

よって、これらの事業の円滑かつ確実な推進に向けて、水道事業に対する財政予算を十分に確保するとともに、財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望する。

8. 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立について

[東北、関東、中部、関西]

(要望事項)

- (1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道施設の長寿命化事業、更新・再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や大規模災害時の撤去事業を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 広域連携により近隣水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）と連携し、施設の統廃合とこれに併せたバックアップ機能強化を図る事業に対し、制度的支援を確立すること。

- (3) 導・送水管の更新に係るバイパス管等の整備に対する財政支援制度を創設すること。
- (4) 水道施設の更新・再構築に備え、必要な更新資金をストックするためのルール化を図ること。

(理 由)

水道事業者は、これまで増加する水需要に対応し、安全で安定した水道水の供給を確保するため、施設能力の増強及び基幹施設の整備を進めてきた。

これら施設には、水需要が急増した昭和30年代から40年代にかけて建設されたものが多く、現在では、建設後相当年数を経過し、老朽化が進んでいることから、その多くが更新の時期を迎えている。

更新・再構築に当たっては、人口減少等による水需要の減少を踏まえた施設規模の適正化、地震等の自然災害に対して強靱な水道施設の整備、病原微生物・有害化学物質等の新たな水質問題に対応した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備など、緊急かつ重要な課題への対応に加え、改正水道法を踏まえ、水道の基盤強化が求められている。

しかしながら、これら課題等の対応を踏まえた施設の長寿命化事業、更新・再構築事業、並びに広域連携による施設の統廃合とこれに併せたバックアップ機能強化を図る事業等には、莫大な事業費を要する一方で、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を水道事業者が独自で負担することは、事業経営に及ぼす影響も大きく、老朽化した水道施設の更新・再構築等を早急に推進することは極めて困難な状況となっている。

また、令和2年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されたが、対象事業は、限定的なものである。

よって、水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立を国に対して強く要望する。

9. 簡易水道事業統合等に対する財政支援について

[北海道、東北、中部、関西、中国四国]

(要望事項)

統合により上水道事業が負担することとなる旧簡易水道施設の整備費等について、引き続き簡易水道事業繰出基準と同等の繰出基準を適用する等、必要な財政支援を図るほか、次の事項を実現すること。

- ① 統合前の簡易水道の建設改良に要する繰出金について、旧簡易水道事業債の元利償還金に係る交付税措置は、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたって維持する。
- ② 統合後の簡易水道施設整備に対する繰出基準について、過疎及び辺地の場合を含め、国庫補助対象事業を前提としている要件を緩和する。
- ③ 過疎対策事業債及び辺地対策事業債については、簡易水道事業を統合した上水道事業まで対象を拡大する。
- ④ 旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金については、統合後6年目以降も減額することなく継続され、11年目以降も継続する。併せて、事業統合後に旧簡易水道給水区域で実施する建設改良のために発行された企業債の元利償還金をこの繰出金の対象とする。
- ⑤ 簡易水道等施設整備費の採択基準の緩和及び補助率の引き上げを図る。
また、上水道事業に簡易水道事業を統合した後も、旧簡易水道施設の更新改修等には、簡易水道等施設整備費の対象とするとともに、採択基準の緩和及び補助率の引き上げを図る。

(理由)

簡易水道事業の多くは、過疎地域や中山間地域・離島など地理的条件から施設の効率化には限界があり、また、既存施設の老朽化や水源の枯渇、水質悪化等の問題も山積し、運営基盤は脆弱なものとなっている。

こうした中、国からは、既存の上水道事業の給水区域からの移動距離（道路

延長距離)が原則として10km未滿の地域にある簡易水道事業を統合する方向で指導がなされ、水道事業者は統合を鋭意推進しているところであるが、地理的条件から上水道への施設統合ができず、経営のみを統合するソフト統合となり、経営の効率化や運営基盤の強化等につながらない状況もある。

さらに、簡易水道事業の多くは、国の財政支援や一般会計からの繰入れ、簡易水道事業債等を主な財源としてかろうじて収支均衡を保っており、こうした簡易水道事業を統合することは、独立採算制を基本としている上水道事業の健全な経営に支障を来す恐れがある。

よって、上水道事業及び簡易水道事業の健全な経営を図るため、簡易水道事業統合等に対する財政支援を国に対して強く要望する。

10. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

[関東、関西]

(要望事項)

- (1) 対象事業が採択されるための条件をより具体的に要領等に明記するとともに、対象事業の範囲の拡大及び採択条件を緩和すること。
- (2) 補助対象事業として工事発注を行えるよう、公募時期を早めるとともに、早期に交付決定を行うこと。
- (3) 2か年や複数年次に亘る事業となる場合にも、弾力的な運用が可能となる補助制度を確立すること。

(理由)

環境省では、平成25年度から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を行っており、その補助対象事業には、厚生労働省連携事業「上水道システムにおける省CO₂促進モデル事業」として再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設等を整備する場合に補助金を交付している。

この補助金は、非営利法人が補助事業者(執行団体)として環境省から一旦

交付を受け、補助事業者（執行団体）が設置する委員会において審査を行い、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制のための技術等を導入する事業に対して交付される仕組みとなっているが、その審査の基準については、前年度の審査項目及び観点のみが示され、採択条件については不明確なものとなっている。

また、単年度事業では、契約手続きや事業の工期等を考慮した場合、補助金の交付決定から事業を完了させるまでの期間が約5～6か月と短期間になることから、補助金を断念せざるを得ないこともある。

さらには、2か年の事業の場合、1年目に出来高のないものは補助対象として認められないなど、制約が多い制度運用となっている。

加えて、近年はPPP手法の導入による民間企業のノウハウを活用した浄水場等の更新を行う事例が増加しているが、PPP手法は複数年にわたる整備事業の工事請負契約を当初に一括して締結するため、対象となる施設・設備の工事は契約後数年を経てからとなる場合が多く、補助金の交付を受けるには課題の多い制度となっている。

水の移送等に多大なエネルギーを要する水道事業における地球温暖化対策が社会的な要請となっている一方で、水道事業者は老朽施設の更新や耐震化に多額の費用が必要となり、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入まで手が回らないのが現状である。

よって、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望する。

（起債・繰出関係）

11. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について

[北海道、関東、中部、関西、中国四国]

（要望事項）

起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度における実効性の強化、安全対策事業、高料金対策等における繰出基準の緩和及び対象事業の拡充を図るほか、次の事項を実現すること。

- ① 政府資金などによる安定した資金調達機能を維持するとともに、起債に係る利率の更なる引き下げを図る。
- ② 一般会計出資債に係る地方交付税措置を拡充する。
- ③ 浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業について、耐用年数を経過した施設の更新・改築事業を対象とする。
- ④ 浄水場・管路等の更新事業、浄水施設覆蓋整備事業、既存施設の撤去事業並びに自己水源の一部を用水供給事業に転換するための施設整備事業を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑤ 水道事業が担う水源涵養に係る取組を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑥ 消火栓設置に伴う水道管路の維持管理費用等について、明確な算定基準を示し、着実な一般会計からの繰出を図る。

(理 由)

水道事業においては、安全で良質な水道水の安定供給を確保するため、施設の建設・改良に多額の資金を必要とし、この財源の多くを起債に依存せざるを得ないことから、その元利償還金は水道財政を圧迫しており、水道事業の健全な経営に大きな影響を及ぼしていることに加え、人口減少社会においては、現行制度では自らの努力だけでは経営を維持することが困難な水道事業者が増加することが予想される。

今後も、安全で安定した水道水の供給を確保するためには、水源開発を始め、老朽化した施設の更新、再構築事業や震災対策事業の推進等、施設の整備、さらには、広域連携の推進が不可欠であり、これに要する巨額な資金もまた起債に依存せざるを得ない実状にある。

こうした中、地方公営企業繰出制度については、毎年度、総務省において、一般会計から公営企業会計への繰出に関する基本的な考え方を示し、地方公営企業法に定める経営に関する基本原則の堅持と経営基盤の強化を図ることとしている。しかしながら、この繰出基準に沿った事業に係る経費であっても、実

際の繰出金の拠出は、一般会計の財政状況によって左右されることが多く、必ずしも制度の趣旨が保たれているとは言い難い状況にある。

一方、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、また、令和元年度から森林環境譲与税の地方公共団体への譲与が開始された。次世代に豊かな水源林を引き継いでいくために、水道事業の担う水源林保全への理解促進や住民参加による植林活動などの水源涵養に係る取組は、極めて公益性の高い事業であり、まさに森林環境譲与税の使途に謳われている活動内容にも通じているものがある。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰化を抑制するため、地域の実情等を踏まえ、起債の融資条件等を改善するとともに、地方公営企業繰出制度の拡充等を国等に対して強く要望する。

12. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について

[北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州]

(要望事項)

(1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。

なお、制度の復活に際して、次の要件を緩和するとともに、手続きを簡素化する。

- ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等の要件を緩和する。
- ② 対象となる公営企業債の範囲を拡大し、年利率5%未満の企業債についても対象とする。
- ③ 貸付日の条件により対象外となった年利率5%以上の企業債について、優先的に繰上償還を実施する。
- ④ 繰上償還を行った財政融資資金の対象となっている事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃する。
- ⑤ 制度利用に当たって必要な財政健全化計画の策定及び申請手続きの簡素化を図る。

(2) 公営企業借換債制度を復活すること。

なお、制度の復活に際して、次の要件を緩和するとともに、手続きを簡素化する。

- ① 年利率3%以上の企業債を対象とする。
- ② 償還年限については、施設の耐用年数に応じた延長を可能とする。
- ③ 民間等資金だけではなく、政府資金による借換債の発行を可能とする。

(理 由)

水道事業者は、起債を主な財源として水道施設の整備拡充を行ってきたため、その元利償還金が水道事業にとって大きな負担となっており、特に過去に借り入れた高金利既往債が、この負担を一層大きくしている。

こうした状況の中、繰上償還については、政府資金は平成19年度から3年間、旧公営企業金融公庫資金は平成19年度から2年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられた。さらに、平成22年度から平成24年度の3年間についても制度の継続がなされ、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であった。

なお、平成25年度に限り、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとされたが、対象となる資金は年利率4%以上の旧公営企業金融公庫資金のみと限定的なものであった。

また、平成30年度からは、令和3年度までの時限措置として、上下水道事業について公共施設等運営権の設定に係る実施方針条例の制定等、一定の要件を満たした地方公共団体に限り、補償金免除繰上償還が制度化されているが、これも限定的なものである。

よって、水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、広く活用できる公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活を国に対して強く要望する。

Ⅲ. 安定・安全の確保

(水源関係)

13. 水源施設の開発促進等について

[関東、九州]

(要望事項)

- (1) 水源施設の早期完成に向け必要な財源を確保するとともに、水道事業者の意見を十分尊重すること。
- (2) ダムにおける堆積土砂問題について、山地、森林から海岸に至る流域の総合的かつ一体的な管理が可能となる環境を整備し、管理体制の構築に努めること。併せて、堆積土砂の対策事業に対する国庫補助制度の復活などの財政措置を講じること。
- (3) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の明確化等を図り、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。
- (4) 水源地域における水の貯留・涵養機能の維持向上を図り、下流域への土砂流入を抑制するため、森林等の整備に関して必要な施策を早期に講じること。

(理 由)

水資源開発は、国が策定する「水資源開発基本計画」に基づき進められているが、水源施設の建設は長期間を要することが多く、施設が未 completion のために河川流量に余裕のある時しか取水できない不安定な水源があることから、効率的かつ計画的な水源開発によって、安定的な水源を確保することが不可欠である。

また、日本国内の多くの森林では、林業の衰退、山村の過疎化、担い手の減少・高齢化等から、適正な管理が難しくなっていることに加えて、利用目的が明らかでないまま水源地が買収されるケースも増加しており、水資源の保全が脅かされることが懸念されている。

特に、ダム上流域においては、森林の荒廃に加えて所有区分ごとに管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が困難となっていること、さらには、豪雨災害等においてもダム湖に大量の土砂が流入する恐れがある。このように、ダムにおける堆積土砂は、全国的な課題となっているが、堆積土砂に対する国庫補助であった水道水源開発施設改築事業費は平成18年度をもって廃止された。

この解決には、当該国庫補助の復活に加え、山地・森林の各管理者のほか、ダム、河川、海岸に至るまで、水循環に係る関係者全てによる連携のもと、総合的かつ一体的な管理体制の構築が必須と考えられる。

こうした中、平成26年7月から施行された水循環基本法においては、地下水を含む水が「国民共有の財産であり、公共性の高いもの」と法的に初めて位置付けられ、さらに、水循環基本計画において、流域水循環協議会の設置や流域水循環計画の策定等に努めることとされ、適正な水循環の実現及び水資源の保全に向けて一定の前進がなされたといえるが、より一層、関係者相互の連携等を推進していかなければならない。

よって、水供給の安定性を確保するため、水源施設の開発促進等を国に対して強く要望する。

14. 水利権制度の柔軟な運用について

[東北、関東、関西]

(要望事項)

- (1) 水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用権など）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いでの「水利権の減量」がなされないよう配慮すること。給水人口の減少及び広域連携の一施策としての施設の共同設置・利用等に伴う水道施設の規模縮小や統廃合をせざるを得ない場合にも、水質リスクの低減、水量の安定性、運用の効率性を踏まえたりスク管理型の水の安定供給のために既存の水利権の活用が十分に図れるよう配慮

すること。

- (2) 渇水時のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。
- (3) 水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップ分を考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合に、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。
- (4) 水道事業の広域連携の推進による水利権制度等の諸課題に対し、制度上の柔軟な運用を図ること。

(理 由)

河川法では、申請者の水需要に見合った水利権が許可されるのが原則となっているが、全国的な給水人口の減少傾向、節水機器の普及や節水意識の浸透などにより給水量の減少が予想されるため、今後、水利権が見直しされることも懸念される。

許可水利権を得ている水道事業者にとって、水利権は水道事業経営の根幹をなすものであり、既得の水利権水量を安定給水のための施設整備や水運用の前提としている。

多くの水道事業者は水利権を確保するため、ダム建設等に多額の費用を投じ、それを最終的には水道使用者の料金から回収しており、水利権は、いわば水道使用者の財産とも言えるものである。

また、水利権は厳格な手続きを踏んで許可されることから、河川法に基づく水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない。

地震等の災害や大規模な水質事故などの発生時には、社会経済的な損失の大きい減断水を回避するため、河川管理者においても河川法の原則の範囲で配慮がなされているところであるが、緊急時には、特に水道事業者間における水融通が有効な方策と考えられるとともに、連絡管等により他の水道事業者と接続されている場合、減量または廃止される水利権の一部を他の水道事業者

が活用することが可能となれば、水質リスクの低減、水量の安定化、運用の効率化においても有効な方策になり得る。

さらに、広域連携の一施策としての施設の共同設置・共同利用という観点において、施設規模の縮小や統廃合に伴い、同施設に水利権の減量又は廃止が生じる場合に、その減量等される水利権を他の水道事業者が活用することができれば、広域化の推進による経営基盤強化への効果が期待できる。

加えて、広域連携の形態が多様化することに関連して、水利権の問題も複雑化し、水道法に基づく事業認可や河川法に基づく流水の占用許可等、給水量及び給水区域と水利権等の関係等の諸課題も発生してくることが予想される。

よって、水利権制度の柔軟な運用を国に対して強く要望する。

15. 既存ダムの洪水調整機能強化に向けた基本方針への対応について

[関東、九州]

(要望事項)

- (1) 事前放流の実施後に、貯水池の水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となる場合に備え、代替水源として河川維持流量の一時的な転用を可能とするなど、実害が生じないように河川管理者が予め対応策を定めておくこと。
- (2) 治水協定の締結者には、農業用水利用者等のダムに権利を持たない利水者が含まれないことから、ダムからの補給による水利用が困難となる恐れが生じた場合は、河川管理者が関係利水者間の水利調整を行うこと。
- (3) 事前放流後に水位が回復しなかった場合の損失補填の対象に用水供給事業者から受水する水道事業者を加えるとともに、利水者に特別な負担が生じた場合に備え、事前放流ガイドラインにおいて、現在、損失補填制度対象外となっているダムや関連費用についても、国の責任において適切に対応すること。

(理 由)

令和元年東日本台風等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとされ、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日以下、「基本方針」という。）」が定められた。この基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、治水協定の締結、工程表等の各施策について具体的な検討が行われ、国管理の一級水系について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととされたところである。運用方法などの基本的事項については、国土交通省の事前放流ガイドライン（令和2年4月）に定められており、事前放流による利水容量が従前と同等に回復しない場合で、取水制限の新たな発生や、その期間の延伸及び取水制限率の増加に伴い発生する利水事業者の広報等活動費用及び給水車出動等対策費用の増額分が補填されることになっているが、これらの対応は水道用水供給事業者から受水する水道事業者も行うことになる。

水道事業者及び水道用水供給事業者は、これまで水源確保のためダム開発事業に参画し、安定給水の確保に努めてきた結果、水道水が国民生活のみならず、社会経済活動を支える重要インフラとして広く定着してきたところである。

近年、気候変動の影響による水害の激甚化により、流域に暮らす方々の安全確保が急務となってきている。一方で、降雨の期間が集中するなどして、河川の利水安全度の低下が見られるなど、ダムの貯留機能を最大限に活用した利水運用も余儀なくされているのが現状といえる。

こうしたことから、人命優先の観点から洪水調節機能の拡大に最大限協力しつつも、事前放流により水不足等の実害が生じないよう、安定給水確保のための基本方針への対応について国に対して強く要望する。

16. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について

[中部、関西]

(要望事項)

- (1) ダムの維持管理等に係る負担金（特定多目的ダム法第33条）の軽減を図ること。
- (2) ダムの所在市町村への交付に係る納付金（特定多目的ダム法第35条）の利水者負担額の軽減を図ること。

(理 由)

多くの水道事業者では、特定多目的ダム建設事業に参画し、安定的に取水するための許可水利権を取得している。

しかしながら、特定多目的ダム事業の参画には、膨大な建設費用の負担に加え、ダム完成後は特定多目的ダム法第33条の規定に基づきダムの維持管理等に要する負担金及び同法第35条に基づきダムの所在市町村への交付金を支払うための納付金の負担を強いられるため、厳しい水道事業財政をさらに圧迫するものとなっている。

よって、特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減を国に対して強く要望する。

(水質関係)

17. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について

[関東、九州]

(要望事項)

【規制・基準関係】

- (1) 水道原水を取水するダムや河川の上流域における産業廃棄物処分場等の建設に対し、規制を強化すること。
- (2) 水道水源における農薬類など人の健康に影響を及ぼす項目やかび臭原因物質（2-メチルイソボルネオール及びジェオスミン）、浄水処理対応困難

物質などの水道水質管理に影響を及ぼす項目について環境基準及び排水基準を早急に設定すること。

また、シアン化合物など排水基準において有害物質として設定されている項目について規制を強化すること。

- (3) 水道水源に着目した農薬の適正使用に関する規制等の施策について、引き続き強化・充実に努めるとともに、使用実態に関する情報の提供に引き続き配慮すること。
- (4) 水道水源の富栄養化防止のため、引き続き、窒素、リンの排水規制を強化するとともに、監視体制の確立に努めること。
- (5) トリクロロエチレンなどによる水道水源の地下水汚染の原因を詳細に調査し、工場・事業場由来の汚染に対しては監視・指導を強化すること。
- (6) ホウ素及びその化合物の水質基準値については、WHO 飲料水水質ガイドライン改定状況を含め常に最新の知見及び安全性確保の視点を持ちつつ見直しを図ること。
- (7) 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について、各水道事業者等が統一した見解をもって対応できるよう、給水継続に係る判断基準となるガイドラインを示すこと。
- (8) 「浄水処理対応困難物質」等の健康への影響が予想される項目について、化学物質の管理強化として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善促進に関する法律」による化学物質排出移動量届出制度（PRTR）特定化学物質への指定拡大等を行うこと。

【事業実施関係】

- (1) 良質な水道原水が確保できるよう生活雑排水対策の推進等による水質保全対策を強化するとともに、水源河川流域の下水道・合併処理浄化槽・し尿処理施設・農業集落排水整備事業の推進及び処理の高度化を図ること。
- (2) 畜産における排水のクリプトスポリジウム等に対する効果的な処理方法に関する研究・開発を進め、公共用水域へ排水する畜産由来の汚水に係

る排水処理施設整備を推進すること。

- (3) 水道原水を汚濁河川の直接的な影響から守るため、水道事業者等の取水地点よりも下流に汚濁河川水を導く流水保全水路などの整備を推進すること。

【調査・研究関係】

- (1) 微量有機物質及び農薬等の化学物質の使用実態、安全性等に関する調査、研究等をさらに推進すること。
- (2) 水道水源のクリプトスポリジウム等原虫類について、生態・感染性・不活化・簡便な試験方法に関する研究・開発を進めること。
- (3) 湖沼の生物由来ではない、水道水のかび臭障害に関する全国的な実態調査を実施するとともに、かび臭の発生を予測できるよう、河床の生物由来のかび臭発生メカニズムを解明すること。
- (4) かび臭原因物質の吸着性能がより高い粉末活性炭の開発を促進すること。

(理 由)

水道事業者等は、常に安全で良質な水の安定供給という使命を果たすため、水道水源の水質保全や水質事故の発生防止について、日頃より細心の注意を払っているが、水源で水質汚染事故が発生すれば、取水停止や水源系統切替え、さらには摂取制限や給水停止等を余儀なくされる場合もあり、住民の生活に多大な影響を及ぼすことが考えられる。

これまで、水道水の水質基準の改正はもとより、環境基準、排水基準などが強化され、水道水源の水質保全に関する法令が整備された。しかし、水源水質汚染事故は依然として発生しており、生活雑排水の流入や富栄養化に伴うかび臭、工場排水の影響による異臭味の発生、さらには、規制対象外の物質が浄水処理工程で水道水質基準物質に変化するなど多大な影響を被っている状況にある。また、水道水源地域に産業廃棄物処分場が進出しており、水道原水の汚染

や水源涵養地の保水力低下が懸念されている。搬入される廃棄物の安全性の確保や浸出水漏洩時の対策、事業廃止後の浸出水処理施設の稼働期間、PFOS や PFOA 等の新たな物質が着目されるなか、これらは水道事業者等にとって重大な危害因子であり、浄水処理に多大な影響を与えるだけでなく、水道水に対する信頼性の低下や処理コストの増加などの大きな要因となっている。

水源水質の問題は広域的、専門的な内容であることから、水道事業者等が安全で良質な水道水を安定的に供給するためには、国が水源保全について一層の規制強化を図るとともに、水質事故の発生防止や水源の水質改善に対してより具体的な対策を実施することが必要である。

また、海水淡水化施設を導入している水道事業者等にとって、ホウ素及びその化合物の水道水質基準値は、浄水方法、施設の運用方法及び浄水コストに大きく影響する要因となっており、最新の知見に応じた見直しが望まれる。

よって、水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等を国に対して強く要望する。

Ⅳ. その他の重要事項

18. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について

[北海道、関東、中部、関西、中国四国]

(要望事項)

- (1) 地下水利用専用水道の実態を正確に把握するとともに、水質管理の徹底も含め、立入検査など適切かつ迅速な行政指導が行われるよう指針等について明示すること。
- (2) 地下水保全も含めた健全な水循環、水道水質の安全性の確保、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備を図ること。
- (3) 専用水道の設置者及びその利用者に対し一定の負担を求めることのできる仕組みの創設等、地下水利用に係る新たな施策を検討すること。

(理 由)

近年、水使用の合理化・経済性の観点から、地下水等の膜処理水と水道事業者が供給する水道水とを混合して給水する、あるいは、通常は地下水等の膜処理水を給水し、そのバックアップ用として水道水を使用するといった専用水道の設置が全国的かつ急速に拡大している。

しかしながら、このような専用水道への移行は、地下水等の膜処理水と水道水との混合給水における水質管理の実態が不明瞭であるほか、水道水をバックアップ用として使用する専用水道の場合、通常時は水道水を使用しないことから配水管内に停滞水が発生しやすく、使用時に停滞水が専用水道に混入する場合がある。

また、専用水道が水道水の使用を急激に増やした時に、配水管路内の圧力変動により、他の水道使用者に赤水などの異常が発生する恐れがあるという課題も抱えており、衛生上の観点からも看過できない状況にある。

一方、こうした専用水道による地下水等の利用拡大がもたらす環境への影響

も懸念されるところであり、これまでも地下水の過剰なくみ上げによる地盤沈下を防止するために、工業用地下水のくみ上げ規制などが実施されてきた経緯がある。

今後、専用水道による地下水利用がさらに拡大した場合には、再び地盤沈下が進行することも考えられ、環境にもたらす影響が懸念されることから、これを防止するとともに、公共性の高い貴重な資源である地下水の保全を図るため、地下水の公的な管理に係る取組をより一層推進していく必要がある。

併せて、このような専用水道の水源である地下水は、国や自治体等の財政投資や使用者の負担によって整備された雨水浸透施設等による地下水涵養の取組によってもたらされているものであり、極めて公益的なものであることから、一部の民間企業や特定需要者の利益のために利用されることは、国民の共有財産である地下水の利用の観点から公平性を欠くものである。

さらに、地下水利用専用水道の導入によって、水道の使用量が非常に少なくなった場合には、水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。

よって、地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応を国に対して強く要望する。

19. 配水管等の耐用年数の見直しについて

[関東、関西、中国四国]

(要望事項)

- (1) 配水管については速やかに耐久性等の検証を行い、材質・構造等に応じた適切な耐用年数へ見直すこと。
- (2) 配水管以外の水道施設の有形固定資産の耐用年数についても、耐久性や最新技術動向の検証等を行い、個々の施設・設備に応じた適切な耐用年数に見直すこと。

(理 由)

近年、水道事業者においては、高度成長期に埋設された多くの配水管の老朽化が進み、本格的な更新時期を迎えている。

更新に伴い布設する配水管については、東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震性・耐久性に優れた新型管種を選択する水道事業者が多いが、現行の地方公営企業法施行規則では、配水管の耐用年数は一律40年と規定されている。

しかしながら、近年の技術進歩により配水管の耐久性は大きく向上し、特にダクタイル鑄鉄管では100年という長寿命を目指した新製品も開発されており、一律40年と規定する現行の地方公営企業法施行規則は実態に沿わないものとなっている。

また、配水管以外の水道施設についても、ポンプ設備は15年、監視制御設備等の計測設備は10年と規定されているが、これらについても技術レベルの向上や維持管理の適正化を踏まえた見直しを検討すべき時期に来ていると考えられる。

耐用年数は、水道事業の費用構成の中で大きな割合を占める減価償却費に関係し、水道使用者から回収する水道料金の算定にも大きく影響を与えるものである。

よって、配水管等の耐用年数の見直しを国に対して強く要望する。

20. 電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて

[北海道、東北、関西、中国四国]

(要望事項)

電磁式を含む水道メーターの耐久性等の検証を行い、検定有効期間を見直すこと。

(理 由)

水道事業者においては、平成23年4月から施行された計量法省令に基づき、計量精度の向上等を踏まえた新基準に対応した水道メーターへ平成30年度末ま

でに順次移行した。

新基準に対応した電磁式を含む水道メーターは、材質も環境に配慮したものへと改善されており、長期間の使用に支障はほとんど見られない状況である。

しかしながら、現行の計量法に定める検定有効期間は従前のまま8年となっている。

検定有効期間に基づく電磁式を含む水道メーターの購入及び取替に要する費用は、水道財政において大きな負担となっている。

よって、電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直しを国に対して強く要望する。

21. 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等について

[中国四国]

(要望事項)

- (1) 塗膜に含まれる低濃度 PCB の含有濃度基準については、常に最新の知見等及び安全性確保の視点を持ちつつ、見直しを図ること。
- (2) 塗膜に含まれる低濃度 PCB 廃棄物の処理については、その処理が効率かつ合理的に進むよう、処理対象塗料（膜）の明確化及び処理体制の充実・多様化を図るとともに、PCB 含有濃度に係る調査及び処理費用に対する財政措置を講ずること。

(理 由)

平成31年3月28日付けで環境省より「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」において、塗膜くずに含まれる PCB の含有濃度が 0.5mg/kg 以下となる場合は、低濃度 PCB 汚染物に該当しないと判断する旨の通知があった。

一方、この含有量を超える低濃度 PCB 廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により政令で定める期間（令和9年

3月31日)までの処分が義務付けられている。

今後の全国的な PCB 含有塗膜の状況把握の調査結果等によっては、全ての対象塗膜の期限内での処分の可否、また、処分場が限定されるうえに処理費用も高額であること等が、大きな課題となることが懸念される。

よって、塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に関する検討及び財政支援措置等を国に対し強く要望する。

日本水道協会 第97回総会議事録

〔令和2年11月13日（金） 午後2時 開会〕

1. 開会式

(1) 開会のことば

○司会（千秋総務課長）

ただいまから、日本水道協会第97回総会を開会します。

初めに、日本水道協会理事長の吉田よりご挨拶申し上げます。

(2) 開会挨拶

○日本水道協会代表挨拶（日本水道協会理事長 吉田 永氏）

皆様こんにちは、日本水道協会理事長の吉田です。

第97回総会の開会に当たり、挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用の中、多くの会員の皆様のご参加を賜り厚くお礼申し上げます。

また、皆様には日頃より本協会事業に協力いただいておりますこと、この場をおかりし厚くお礼を申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、去る5月に緊急事態宣言が解除された後も、引き続き予断を許さない状況が続いており、現在、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に向け、各方面で新たな社会の仕組みづくりが進められています。

こうした中、また大きな制約の中、国民生活に欠かせないインフラとして、日々安全な水の安定供給に努められている関係者の皆様に心から敬意を表します。

併せて、先般の「令和2年7月豪雨」では、感染拡大を懸念される中での

対応を強いられ、いわば複合災害ともいえる様相を呈する中、被災地の支援活動に携われた会員の皆様に深く感謝申し上げます。

今回の対応を経て、コロナ禍や自然災害に限らず、あらゆる災害は人の想像を超えて突如顕在化するということを改めて痛感するとともに、いかなる状況下においても、公衆衛生と国民生活を根底から支える水道の供給を継続するため、平時から可能な限り思いを巡らし、ハード面・ソフト面など、あらゆる備えを進めておくことの重要性を再認識したところです。

このコロナ禍は長期化することも想定され、また、毎年各地で自然災害が頻発している状況も続いています。

会員各位におかれましては、さらなる強固な連携のもと、これらへの対応を鋭意進めていただくようお願い申し上げますとともに、本協会としましても、こうした取組が円滑に進むよう、しっかりとサポートさせていただきたいと考えています。

さて、本日の第97回総会は、当初、仙台市において開催を予定していましたが、令和2年度全国会議にて執り行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により全国会議を中止し、本日このような形で開催する運びとなりました。

本日の会議では「日本水道協会役員を選任」を議題とするほか、「会員提出問題」では、各地方支部から提出された水道を取り巻く数多くの課題を討議いただく予定です。

昨年10月に改正水道法が施行されてから1年が経ちましたが、こうした諸課題を着実に解決し、本法に示された「水道の基盤強化」、そして、「持続的かつ安全・強靱な水道システムの構築」を実現していくため、皆様からの忌憚のない意見を頂戴するとともに、本総会が実りある会議となることを願っています。

結びに、近代水道創設から百三十数年に及ぶ水道の道のりは、言い換えれば、『時代の変化に対し自らを変えてきた変革の歴史』であり、また、『幾多の試練に正面から立ち向かってきた挑戦の歴史』とも言えます。

コロナ禍はもとより、昨今の水道界を取り巻く環境は一層厳しさを増していますが、見通しが難しい状況であるからこそ、本協会に求められる役割は益々重要になってくるものと考えています。

こうした認識のもと、会員の皆様と一丸となり、着実に諸課題に取り組んでいきたいと考えていますので、皆様方には引き続き本協会へのご理解を賜りますことをお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

(3) 行政施策説明者紹介

○司会（千秋総務課長）

続きまして、本日は公務ご多忙の中、行政施策説明のため出席いただいている方を紹介します。

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長の熊谷様です。

本日はよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は総務省様にも出席いただく予定ですが、公務により到着が遅れるとの連絡がありました。到着次第、紹介させていただきます。

(4) 令和2年度日本水道協会会長表彰

○司会（千秋総務課長）

また、本日皆様のお手元に令和2年度日本水道協会会長表彰受賞者名簿を配布しています。

本来であれば全国会議において表彰式を執り行う予定としていましたが、本年度は本日付けをもち、名簿のとおり表彰させていただきますことを報告申し上げます。

2. 会 議

○司会（千秋総務係長）

これより会議に入ります。

会議の議長は、日本水道協会定款の定めにより、出席正会員の中から選出されることとなっています。

選出の方法については、特段の定めはありませんが、本日ご出席の皆様の中で、議長への立候補または推薦等をされる方はいらっしゃいますでしょうか。

〔議長への立候補又は推薦者を確認する〕

特にないようですので、事務局からの提案とさせていただきます。

本会議の議長は、横浜市水道事業管理者の大久保様をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

〔拍手により了承を得る〕

ありがとうございます。

それでは、大久保様、議長席に移動をお願いします。

(1) 議長選任・議事録署名人選任

○議長（大久保水道事業管理者）

ただ今、議長に選任いただきました、横浜市水道事業管理者の大久保です。どうぞよろしくお願いします。

会議の運営につきまして、皆様方の協力を得ながら円滑に進めていきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、本総会での正会員の出席数を報告します。

本日の出席正会員数は93会員。

このほか、委任状の提出により出席とみなされる正会員数は1,094会員。

以上を合計すると、正会員の出席は1,187会員となります。

したがいまして、議決権を有する総正会員数1,337会員に対し、定款第22条に定める総会会議定数の3分の1を満たしていますので、総会は成立しました。

次に、定款の定めにより、本総会の議事録署名人は議長及び出席した理事のうち2名と定められていますので、私から2名の理事を指名させていただきます。

本日ご出席の日本水道協会理事長の吉田永様並びに新潟市水道事業管理者の佐藤隆司様にお願いしたいと存じます。

(2) 第1号議案 公益社団法人日本水道協会役員の選任について

○議長（大久保水道事業管理者）

それでは、これより議案の審議に入ります。

初めに、第1号議案「公益社団法人日本水道協会役員の選任について」を上程します。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局（大貫総務部長）

総務部長の大貫です。

第1号議案、役員の選任について説明します。

本協会は、定款第7条の定めにより、理事の定数は3名以上20名以内としています。また、定款第28条の定めにより、理事及び監事は総会の決議によって選任するとされています。

現行の公益法人制度への移行に際しては、定款に関する特別委員会において、理事定数を含めて様々な事柄について種々議論いただきました。その結果、理事定数は、当面の間、正会員からは正副会長都市及び地方支部長都市の管理者11名、特別会員及び賛助会員から各1名の合計13名をもって組織することとしています。

本年4月、理事をお務めいただいた前東京都公営企業管理者の中嶋正宏氏が辞任されたことから、現理事は、議案書1ページのとおり12名です。

次に、3ページの新役員案をご覧ください。

後任として、東京都公営企業管理者の浜佳葉子氏に本協会理事に就任していただきたいと考え、本日ご提案した次第です。

なお、任期は前任者の残存期間となることを申し添えます。

何とぞ、原案のとおり満場一致をもち、本件を承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大久保水道事業管理者）

それでは、質疑に入ります。

なお、発言の際ですが、正会員にあっては、初めに事業体名を告げていただき、特別会員にあっては氏名を、賛助会員にあっては企業・団体名を告げてから発言されるようお願いいたします。

ただいまの説明につきまして、質問や意見等ございましたら発言をお願いします。

[意見を確認する]

よろしいでしょうか。

特に異議等ないようですので、本件については原案のとおり決定することとします。

(3) 第2号議案 会員提出問題について

○議長（大久保水道事業管理者）

次に、第2号議案「会員提出問題について」を上程します。

会員提出問題は全部で21件の問題が議案として提出されており、問題の性質に応じて、「Ⅰ. 防災・減災、国土強靱化」から、「Ⅳ. その他の重要事項」まで、4つの大項目に分類されています。

さらに、この大項目の中でも、例えば「東日本大震災関係」や「災害対策関係」など、中項目ごとに問題が整理されています。

審議の進め方としては、各問題について、提案いただいた地方支部から説明を頂戴した後、4つの大項目ごとに採決を諮りたいと思います。

I. 防災・減災・国土強靱化

「東日本大震災関係」

問題1. 東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業等における人的支援の強化について

(東北地方支部)

問題2. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について

(東北、中部地方支部)

○議長（大久保水道事業管理者）

初めに、「I. 防災・減災、国土強靱化」の東日本大震災関係の問題を議題とします。

東日本大震災関係には2点の問題が提出されていますが、まず、問題1. 東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業等における人的支援の強化について、東北地方支部の石巻地方広域水道企業団より、提案理由の説明をお願いします。

○会員番号204065 尾形 渉氏（石巻地方広域水道企業団事務局長）

東北地方支部石巻地方広域水道企業団の尾形です。

それでは、問題1. 東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業等における人的支援の強化について、提案理由を説明します。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から9年以上が経過し、国の定めた復興・創生期間の終了まで残り1年を切ったところです。

こうした中、令和元年12月には、人材確保対策に係る支援や震災復興特別交付税による支援の継続が盛り込まれた『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針』が定められ、詳細は今後示されることとなります。

しかし、岩手、宮城、福島の被災3県における水道施設の災害復旧事業等は、特例査定の保留解除となった事業費が令和2年8月末時点で全体計画額の83.8%にとどまっており、今後、土地区画整理事業等の並行する事業が加

速している中、水道技術職員の慢性的な不足が依然として大きな課題となっており、解消の目途が立っていない状況です。

よって、被災地における人的支援のさらなる強化を国に対して強く要望します。

以上、会員の皆様方の賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（大久保水道事業管理者）

次に、問題2. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について、東北地方支部の郡山市より、提案理由の説明をお願いします。

○会員番号207001 塚原 馨氏（郡山市上下水道局次長兼総務課長）

東北地方支部の郡山市です。

問題2. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について、提案理由を説明します。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質は、事故から9年以上が経過した現在においても、依然として水道事業運営に多大な影響を及ぼしています。

放射性物質を含む浄水発生土の放射能濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の処理については、放射性物質汚染対処特措法等において、国が最終処分場を確保して進めることとされていますが、それまでの間は排出者である水道事業者が仮置き保管することとされており、いまだに浄水場等での保管を余儀なくされています。

また、当該事故を原因とする損害賠償については、水道事業者ごとに東京電力ホールディングス株式会社との間で賠償の合意形成が必要となっていることに加えて、放射性物質の流入を防ぐための遮蔽、水道水のモニタリング、放射性物質除去効果のある粉末活性炭処理等、放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていません。

このため、各水道事業者が経済的な負担を負いながら対応している状況にあることから、原因者である東京電力ホールディングス株式会社には、正当

な賠償請求全てに対し、誠実かつ速やかな対応が求められます。

よって、浄水発生土の適切な処理等、水道事業を円滑に運営するとともに、国民の不安を一日も早く解消し、健康と安全・安心な生活環境を確保するため、万全な対策を早急に講じることを国に対して強く要望します。

- (1) 国及び東京電力ホールディングス株式会社の責任において、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む浄水発生土について、処分地の確保など速やかに処理を進めること。
- (2) 各水道事業者が放射性物質対策に要したとして請求している費用については全額を速やかに支払うとともに、今後においても、水道事業者ごとに置かれた個別事情を踏まえた必要な追加的費用の賠償を継続するよう、東京電力ホールディングス株式会社に強く働きかけること。

以上、会員の皆様の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔災害対策関係〕

問題3. 水道施設の災害対策に対する行財政支援等について

(東北、関東、中部、関西地方支部)

問題4. 防災・減災、国土強靱化のための持続的かつ安定的な財政支援について

(東北、関東、中部、関西、中国四国地方支部)

問題5. 水道事業における電力確保対策等について

(関東、中部、関西地方支部)

○議長 (大久保水道事業管理者)

ありがとうございました。

続いて、災害対策関係を議題とします。

災害対策関係には、3件の問題が提出されています。問題3. 水道施設の災害対策に対する行財政支援等についてから、問題5. 水道事業における電力確保対策等についてまで、中部地方支部の静岡市より、提案理由の説明をお願いします。

○会員番号222007 森下 靖氏（静岡市公営企業管理者）

中部地方支部の静岡市です。

問題3、問題4、問題5の3件について、提案支部を代表して提案理由を説明します。

まず、問題3. 水道施設の災害対策に対する行財政支援等についてです。

水道は国民生活や産業活動を支える重要な基盤施設であり、大規模地震や集中豪雨等の自然災害が発生した場合においても、飲料水など生活に必要な最低限の水を供給することが水道事業者に求められています。

東日本大震災、平成28年熊本地震、令和元年房総半島台風及び東日本台風等においても、水道施設は甚大な被害を受け、長期間にわたり国民生活に重大な支障を来したことから、災害対策は必要不可欠なものと再認識されたところです。

こうした中、ハード面では管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化、ソフト面では国が示す危機管理対策マニュアル策定指針をもとに各種マニュアルの作成とともに訓練の実施を鋭意進めています。

しかしながら、災害対策に要する事業費は水道事業経営に及ぼす影響が非常に大きいところですが、その効果は広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、財源の全てを水道事業者が負担することのないよう、十分な国の支援が必要です。

よって、地震等、自然災害に対する基本的な水道施設の整備を推進するとともに、被災後の速やかな応急対策及び復興が図れるよう、ハード及びソフトの両面において水道施設の災害対策に対する行財政支援等を国に対して強く要望します。

(1) 水道施設災害復旧工事（給水装置工事も含む。）を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に規定し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象とするとともに、財政援助のより一層の充実・拡充を図ること。

(2) 管路のループ化や二重化工事など、災害時におけるバックアップ機能

を備えるための事業を補助対象とすること。

- (3) 応急給水用資機材・災害復旧用備蓄資材及び加圧式給水車の整備に係る費用を補助対象とすること。
- (4) 配水場の場内連絡管の耐震化対策に係る費用を補助対象とするとともに、伸縮可とう管をその対象に含め、複数年にわたる事業にも対応が可能とすること。
- (5) 災害からの復興の円滑化に資するため、国、行政部局、水道事業者及び関係団体間における連携強化のための支援体制の構築等に係る措置を検討し講じること。
- (6) 上水道施設災害復旧費補助金の現在給水人口から算定される適用除外限度額を引き下げる等、算定基準の緩和を図ること。
- (7) 災害時における給水車による応急給水活動が、今後とも迅速かつ効果的に実施できるよう給水車両運転要員の確保について、必要な制度等の検討を進め対策を講じること。
- (8) 豪雨災害において、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう、今後改訂が予定されている風水害対策マニュアル策定指針等に近年の豪雨災害の知見・教訓を反映させること。
- (9) 災害時において、機動的な予算執行等が可能となる地方公営企業会計制度の仕組みについて検討し対策を講じること。

次に、問題4. 防災・減災、国土強靱化のための持続的かつ安定的な財政支援について説明します。

平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の水道事業者を対象に、重要度の高い水道施設の災害対応状況について緊急点検が行われ、停電、土砂災害、浸水災害、地震により大規模な断水が生じるおそれがある水道施設に対して、平成30年度から令和2年度の3か年で集中的に緊急対策を実施することとされました。

国においては、平成30年度2次補正予算等により、水道水源開発等施設整備費、及び生活基盤施設耐震化等交付金が措置され、水道事業者の実施する

緊急対策に対して財政支援が行われています。

しかしながら、当該補助金及び交付金においては、従来どおり資本単価等の採択基準及び交付対象事業が付されていることから、緊急対策事業を実施するに当たり、この基準等を満たさないと補助対象とならないことに加え、3か年という短期間の財政措置であることから、十分に事業が進まないことも懸念されています。

よって、我が国全体の水道の防災・減災、国土強靱化を図るため、持続的かつ安定的な財政支援及び採択基準の緩和等、適正要件の拡大を国に対して強く要望します。

- (1) 停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じるおそれがある水道施設に実施される防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を令和3年度以降も継続し、持続的かつ安定的な財政支援を図るとともに、採択基準における資本単価等の要件を撤廃又は緩和し、交付対象事業を拡大すること。
- (2) 土砂災害・山地災害・浸水災害等の指定区域から水道施設を移転する場合においても、活用できるよう適用要件を拡大すること。

最後に、問題5. 水道事業における電力確保対策等について説明します。

東日本大震災の影響により電力会社の電力供給力が低下し、平成23年の夏季は電気事業法第27条に基づく電力使用制限令が実施され、平成24年の夏季にも計画停電が準備されるなど、関係する水道事業者においては、自家発電設備の増強運転、ポンプ送水量の減量など、受電量を減らすため、様々な厳しい対応が求められました。

水道は国民の日常生活及び社会経済活動の安定と発展を支える基盤として欠くことのできないものであり、計画停電、電力使用制限の実施、また、自然災害等に起因する大規模停電は、水道水の安定供給に甚大な影響を及ぼします。

よって、安全で安定した水道水の供給を維持するため、水道事業における電力確保対策等を国に対して強く要望します。

- (1) 電気事業法第27条に基づく電力使用制限及び計画停電を実施する際は、水道事業を対象から除外すること。
 - (2) 水道用薬品の安定供給体制が確保できるよう、薬品製造メーカーについても、電力使用制限及び計画停電の対象から除外すること。
 - (3) 電気料金値上げに関し責任を持って関与し、徹底したコスト削減、経営合理化を図ることなどにより電力料金の再値上げがなされないよう、電気事業者に対する監督・指導を強化すること。
 - (4) 停電時に使用する自家発電設備の石油燃料を水道事業へ優先して供給できる体制の整備及び緊急時の輸送手段を確保すること。
 - (5) 水道事業に対する再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免割合の見直しを行うこと。
 - (6) 電力会社が南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、施設の耐震化及び災害に備えた複数のバックアップ施設の構築を迅速に進められるよう、電力会社に対し、必要な措置を講じること。
 - (7) 大規模災害時には、電力会社の停電復旧作業が迅速に完了するよう、電力事業者間の相互応援等、一層の支援体制を構築すること、また、広域的な停電が発生した場合には復旧見込み・影響範囲等の情報を関係者に可能な限り速やかに提供することを電力会社に働きかけること。
- 以上、会員の皆様方の賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（大久保水道事業管理者）

ありがとうございました。

ここで、ただ今ご説明いただきました、「Ⅰ. 防災・減災、国土強靱化」に関連する5つの問題について、採決を諮りたいと存じます。

これらの問題の処理方法に対するご意見等ございましたら、発言をお願いします。

[質問を確認する]

ただ今、Web会議により出席いただいている熊本市より挙手がありました。

画面が切り替わりましたら、ミュートの解除、ビデオの開始をしていただき、発言をお願いします。

○会員番号243001 梶田 一郎氏（熊本市上下水道局総務部首席審議員）

九州地方支部の熊本市です。

本県は、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨において、県内の水道施設が広範囲に甚大な被害を受けたところです。

ただいま上程された、問題1. 東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業等における人的支援の強化についてから、問題5. 水道事業における電力確保対策等についての5題について、賛同の立場から一括して動議を提出します。

まず、問題1. 東日本大震災に係る水道施設の災害復旧事業等における人的支援の強化については、国が定めた復興期間は令和2年度までとなっており、残り半年を切っているにもかかわらず、被災地の復興はいまだ道半ばとなります。

今後、岩手県、宮城県、福島県の被災3県における水道施設の災害復旧事業の加速が予測される中、水道技術職員が慢性的に不足している状況下では、この期間中での事業の完了は極めて困難な見通しであり、被災地における水道施設の復旧に係る今後の人的支援の強化と継続を求めていく必要があります。

次に、問題2. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償についてですが、この問題は、発生から9年以上が経過した現在においても、水道事業者にとって喫緊の課題と認識しています。浄水発生土の適切な処理などを速やかに実施することや放射性物質対策に要した費用に係る損害賠償請求は、健康と安全・安心な生活環境を確保する上で大変重要であると考えています。

次に、問題3. 水道施設の災害対策に対する行財政支援等については、大規模地震や集中豪雨等の自然災害に備えるための対策に係る事業は、その効果を広く防災機能の強化に寄与する一方で、費用面で水道事業経営に及ぼす

影響が非常に大きいものです。

このようなことから、被災後、速やかな応急対策及び復興が図れるよう、必要となる財源の全てを水道事業者が負担するのではなく、国に対し、各種補助制度の採択基準の緩和や補助率の引き上げなどの財政支援はもとより、関係団体間の連携強化のための支援体制の構築等に係る措置を求めていく必要があります。

次に、問題4. 防災・減災・国土強靱化のための持続的かつ安定的な財政支援については、大規模な断水が生じるおそれのある水道施設に対して、平成30年度から3か年で緊急対策を集中的に実施することとされていますが、これらの緊急対策に対する財政支援を受けるためには、採択基準における資本単価等の基準を満たさないと補助対象にならず、また、短期間の財政措置であるため、事業が十分に進まないことも予想されることから、さらなる実施を進めていくためには、国に対し採択基準の要件緩和等を求めていく必要があります。

最後に、問題5. 水道事業における電力確保対策等については、近年頻発している自然災害等に起因する大規模停電の発生により水道水の安定供給に甚大な影響を及ぼし、国民生活に大きな支障を来したことから、大規模災害時には電力会社に対して可能な限り速やかに復旧見込みや影響範囲等の情報を関係者に提供するよう働きかけるほか、災害に備えたバックアップ施設の構築を迅速に進められるよう、国に対して強く要望していく必要があります。

こうした問題は、全ての水道事業者に共通する緊急かつ重大な課題であることから、国、さらには国から関係機関への積極的な働きかけをお願いしたく、ここに動議を提出するものです。

会員の皆様におかれましては、提案の趣旨をご理解の上、賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大久保水道事業管理者）

ただ今、熊本市より動議が提出されました。

動議の趣旨は、問題1から5はいずれも重要な問題であるので、関係当局に強く陳情すべきである、という内容です。

つきましては、これらの提案を採択するとともに、陳情の時期や方法等については、すべて運営会議に付託することとして、異議ございませんか。

〔了承を得る〕

ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、そのとおり決定します。

II. 水道基盤の強化

〔新型コロナウイルス感染症関係〕

問題6. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について

(関東、中部、関西地方支部)

○議長（大久保水道事業管理者）

次に、II. 水道の基盤強化の新型コロナウイルス感染症関係の問題を議題とします。

問題6. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について、関東地方支部の横浜市より、提案理由の説明をお願いします。

○会員番号214001 竹内 明子氏（横浜市水道局課長補佐（総務部総務課庶務係長））

関東地方支部の横浜市です。

問題6. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営の支援について、提案支部を代表して提案理由を説明します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国から「緊急事態宣言」が発出され、商業施設や宿泊施設を中心とした民間企業等では臨時休業や営業時間の短縮等に努めてきたところです。こうした社会経済活動の停滞に伴い、各水道事業者の水道料金収入は大きく減少し、事業経営への影響は避けられない状況です。

こうした中、国からは当面の資金繰り支援として「公営企業における特別減収対策企業債」の発行を措置することが示されましたが、当該企業債の発行は資金不足が見込まれる場合に限定されています。

また、水道事業者が水道料金を減免する場合、一般会計等から公営企業会計への繰出に対して「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象とすることが示されましたが、今般の社会経済活動の停滞等に伴う水道料金収入の減少は水道事業者の責に寄らない災禍であり、水道事業者による経営努力の範疇を超えています。

よって、今後影響の長期化が見込まれる中で、水道事業を安定的に運営するため、新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業への適切な支援について、次のとおり国に対して強く要望します。

- (1) 公営企業における特別減収対策企業債について、資金不足が見込まれる場合に限定することなく減収分を発行対象とするなど発行要件の緩和を図り、必要な財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により減少した水道料金収入に対し、必要な財政措置の拡充を図ること。
- (3) 感染拡大防止策を実施する中で、事業継続や事業者間の情報共有等の課題を克服するため、IoT/ICT技術の活用や各事業者の様々な工夫による取組をより一層支援すること。

以上、会員の皆様の賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

「補助関係」

問題7. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について

(北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部)

問題8. 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立について

(東北、関東、中部、関西地方支部)

問題9. 簡易水道事業統合等に対する財政支援について

(北海道、東北、中部、関西、中国四国地方支部)

問題10. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

(関東、関西地方支部)

○議長 (大久保水道事業管理者)

続いて、補助関係を議題とします。

補助関係には、4件の問題が提出されています。

問題7. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等についてから、問題10. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用についてまで、関西地方支部の京都市より、提案理由の説明をお願いします。

○会員番号226002 吉川 雅則氏 (京都市公営企業管理者上下水道局長)

関西地方支部の京都市です。

問題7から問題10の4件について提案理由を申し上げます。

まず、7. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について説明します。

水道事業者は、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、より信頼性の高い水道の整備・運営に努めているところです。特に、地震等の災害に対して強靱な水道施設を整備するために耐震化の推進及び老朽施設の更新・再構築に全力を傾注しているところであり、加えて、水道を取り巻く環境の変化や一層多様化する水道使用者のニーズへの対応が求められています。

また、病原微生物、有害化学物質等の新たな水質問題に対応した水質管理体制の強化・施設の整備、並びに安定的な水源の確保への取組を実施することが喫緊の課題となっています。さらに、人口減少に伴う料金収入の減収による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数が減少する中、改正水道法を踏まえ、水道の基盤強化が求められています。

これらの事業の推進並びに課題の解決には多額の資金が必要であり、国の持続的かつ安定的な財政支援が不可欠であります。

よって、これらの事業の円滑かつ確実な推進に向けて、水道事業に対する財政予算を十分に確保するとともに、財政支援の拡充及び要件の緩和等を国に対して強く要望します。

[水道水源開発等施設整備費]

- (1) 水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費において次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価要件等の撤廃又は緩和、補助対象事業・施設の拡大及び補助率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、補助対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。
 - ① ダムの大規模改修事業を補助対象に加える。
 - ② 浄水施設覆蓋整備事業における活動火山対策特別措置法に基づく指定地域要件を緩和するとともに、当該施設の更新事業を補助対象に加える。

[生活基盤施設耐震化等交付金]

- (1) 緊急時給水拠点確保等事業のうち、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。
 - ① 基幹水道構造物の耐震化事業において、交付対象事業費の算定基準の見直しを図るとともに、基幹水道構造物の耐震化事業と併せて実施する長寿命化工事（防食塗装等）についても交付対象とする。
 - ② 重要給水施設配水管において、水道料金等に係る採択基準を撤廃するとともに、令和元年度補正予算で拡充された緊急対策に係る配水支管への財政支援を継続する。
- (2) 水道管路耐震化等推進事業のうち、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。

- ① 老朽管更新事業において、給水人口並びに水道料金に係る採択基準を撤廃又は緩和し、ダクタイル鋳鉄管に係る交付率を引き上げる。
また、布設後20年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする。
 - ② 水道管路緊急改善事業において、採択基準における水道料金、給水収益に占める企業債残高等の指標値を撤廃又は緩和するとともに、長期的な更新計画を策定し、計画的な更新事業を実施する水道事業者を全て交付対象とする。
また、布設後20年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする。
 - ③ 鉛管更新事業において、交付対象に給水管の更新事業を加える。
- (3) 水道事業運営基盤強化推進等事業のうち、広域連携がより促進されるよう、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価及び人口要件等の撤廃又は緩和、交付対象事業・施設の拡大及び交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付に当たっては、交付対象事業者の要望額とし、交付決定を早期化すること。
- ① 広域化事業において、地域の実情を踏まえ、事務所の統合整備及び水平統合だけでなく垂直統合も含めた広域化が促進されるよう老朽化施設の更新・耐震化についても交付対象とするとともに、2つの水道事業者による連携事業も交付の対象とする。
- (4) 官民連携等基盤強化推進事業において、事前調査費用である基本計画及び導入可能性調査によりVFMがあると確認された場合のアドバイザー委託に要する費用についての支援を拡充させること。
- (5) IoT活用推進モデル事業において、小規模事業者及び地理的に隔絶された集落を抱える事業者に対しては、IoTやAIなどを活用した施設運転の自動化等による事業効率化が有効な方策となるため、必要とする事業者が補助対象となるよう、採択条件を緩和するとともに、今後も先端技術に対する財政支援を積極的図ること。

(6) 指導監督交付金における水道基盤強化に係る技術者派遣事業について、定数職員に対する時間外勤務手当だけではなく、派遣職員の給与・手当等件費全体を対象とするとともに、必要な予算を確保し柔軟な制度とすること。

また、技術者派遣及び業務受託において、国等が直接支援する体制を検討する。

(7) 電気計装設備、水質分析機器、監視制御設備等、比較的耐用年数の短い設備更新に対する交付金制度を創設すること。

(8) 海底送配水管の新設、更新に対する交付金制度を創設すること。

(9) アセットマネジメントに基づき資本費の抑制に努めている水道事業者、経年施設を多く有する水道事業者に重点的に措置される補助制度とすること。

(10) 資本単価算定の際の有収水量について、今後の水需要の減少傾向を反映した経営戦略等の最新の推計値の使用も可能とすること。

(11) 生活基盤施設耐震化等交付金等に係る事業について、ゼロ債務負担行為の活用を可能とすること。

(12) 広域連携について、国が主体的となり総合的な観点から調整を行う関係省庁の横断的な組織を設置し、市町村合併等で培ったノウハウ及び基盤強化につながる施策を活用・共有し支援すること。

(13) 全国一律に適用される施設基準等について、必要性・合理性を検証し、地域の実情に応じて柔軟に事業運営できるよう地方の裁量を拡大すること。

次に、問題8. 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立について説明します。

水道事業者は、これまで増加する水需要に対応し、安全で安定した水道水の供給を確保するため、施設能力の増強及び基幹施設の整備を進めてきました。これら施設には、水需要が急増した昭和30年代から40年代にかけて建設されたものが多く、現在では建設後相当年数を経過し老朽化が進んでいるこ

とから、その多くが更新の時期を迎えています。

更新・再構築に当たっては、人口減少等による水需要の減少を踏まえた施設規模の適正化、地震等の自然災害に対して強靱な水道施設の整備、病原微生物、有害化学物質等の新たな水質問題に対応した水道管理体制の強化や高度浄水施設の整備など、緊急かつ重要な課題への対応に加え、改正水道法を踏まえ、水道の基盤強化が求められています。

しかしながら、これら課題等の対応を踏まえた施設の長寿命化事業、更新・再構築事業並びに広域連携による施設の統廃合と、これに併せたバックアップ機能強化を図る事業等には莫大な事業費を要する一方で、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を水道事業者が独自で負担することは事業経営に及ぼす影響が大きく、老朽化した水道施設の更新・再構築等を早急に推進することは極めて困難な状況となっています。

また、令和2年度には生活基盤施設耐震化等交付金において、事業の縮小に伴う施設の統合整備を行う水道施設再編推進事業が創設されましたが、対象事業は限定的なものです。

よって、水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立を国に対して強く要望します。

- (1) 水源・取水施設、浄水施設、導送配水施設等における、水道施設の長寿命化事業、更新・再構築事業、並びに廃止施設（既に廃止した施設や大規模災害時の撤去事業を含む。）の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 広域連携により近隣水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）と連携し、施設の統廃合とこれに併せたバックアップ機能強化を図る事業に対し、制度的支援を確立すること。
- (3) 導・送水管の更新に係るバイパス管等の整備に対する財政支援制度を創設すること。
- (4) 水道施設の更新・再構築に備え、必要な更新資金をストックするためのルール化を図ること。

次に、問題9. 簡易水道事業統合等に対する財政支援について説明します。

簡易水道事業の多くは、過疎地域や中山間地域・離島など地理的条件から施設の効率化には限界があり、また、既存施設の老朽化や水源の枯渇、水質悪化等の問題も山積し、運営基盤は脆弱なものとなっています。

こうした中、国からは既存の上水道事業の給水区域からの移動距離（道路延長距離）が原則として10km未滿の地域にある簡易水道事業を統合する方向で指導がなされ、水道事業者は統合を鋭意推進しているところですが、地理的条件から上水道への施設統合ができず、経営のみを統合するソフト統合となり、経営の効率化や運営基盤の強化等につながらない状況もあります。

さらに、簡易水道事業の多くは国の財政支援や一般会計からの繰入れ、簡易水道事業債等を主な財源として辛うじて収支均衡を保っており、こうした簡易水道事業を統合することは、独立採算制を基本としている上水道事業の健全な経営に支障を来すおそれがあります。

よって、上水道事業及び簡易水道事業の健全な経営を図るため、簡易水道事業統合等に対する財政支援を国に対して強く要望します。

- (1) 統合により上水道事業が負担することとなる旧簡易水道施設の整備費等について、引き続き簡易水道事業繰出基準と同等の繰出基準を適用する等、必要な財政支援を図るほか、次の事項を実現すること。
 - ① 統合前の簡易水道の建設改良に要する繰出金について、旧簡易水道事業債の元利償還金に係る交付税措置は、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたって維持する。
 - ② 統合後の簡易水道施設整備に対する繰出基準について、過疎及び辺地の場合を含め、国庫補助対象事業を前提としている要件を緩和する。
 - ③ 過疎対策事業債及び辺地対策事業債については、簡易水道事業を統合した上水道事業まで対象を拡大する。
 - ④ 旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金については、統合後6

年目以降も減額することなく継続され、11年目以降も継続する。併せて、事業統合後に旧簡易水道給水区域で実施する建設改良のために発行された企業債の元利償還金をこの繰出金の対象とする。

- ⑤ 簡易水道等施設整備費の採択基準の緩和及び補助率の引き上げを図る。

また、上水道事業に簡易水道事業を統合した後も、旧簡易水道施設の更新改修等には、簡易水道等施設整備費の対象とするとともに、採択基準の緩和及び補助率の引き上げを図る。

続いて、問題10. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について説明します。

環境省では、平成25年度から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を行っており、その補助対象事業には、厚生労働省連携事業「上水道システムにおける省CO₂促進モデル事業」として再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設等を整備する場合に補助金を交付しています。

この補助金は、非営利法人や補助事業者として環境省から一旦交付を受け、補助事業者が設置する委員会において審査を行い、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制のための技術等の導入する事業に対して交付される仕組みとなっていますが、その審査の基準については、前年度の審査項目及び観点のみが示され、採択条件については不明確なものとなっています。

また、単年度事業では、契約手続や事業の工期等を考慮した場合、補助金の交付決定から事業を完了させるまでの期間が5～6か月と短期間になることから、補助金を断念せざるを得ないこともあります。さらに、2か年事業の場合、1年目に出来高のないものは補助対象として認められないなど、制約が多い制度運用となっています。

加えて、近年はPPP手法の導入による民間企業のノウハウを活用した浄水場等の更新を行う事例が増加していますが、PPP手法は複数年にわたる整備事業の工事請負契約を当初に一括して締結するため、対象となる施設・設備の工事は契約後数年を経てからとなる場合が多く、補助金の交付を受け

るには課題の多い制度となっています。

水の移送等に多大なエネルギーを要する水道事業における地球温暖化対策が社会的な要請となっている一方で、水道事業者は老朽施設の更新や耐震化に多額の費用が必要となり、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入まで手が回らないのが現状です。

よって、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して強く要望します。

- (1) 対象事業が採択されるための条件をより具体的に要領等に明記するとともに、対象事業の範囲の拡大及び採択条件を緩和すること。
- (2) 補助対象事業として工事発注を行えるよう、公募時期を早めるとともに、早期に交付決定を行うこと。
- (3) 2か年や複数年次に亘る事業となる場合にも、弾力的な運用が可能となる補助制度を確立すること。

以上、会員の皆様方の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔起債・繰出関係〕

問題11. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について
(北海道、関東、中部、関西、中国四国地方支部)

問題12. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活
について

(北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部)

○議長 (大久保水道事業管理者)

ありがとうございました。

続いて、起債・繰出関係を議題とします。

起債・繰出関係には、2件の問題が提出されています。

問題11. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について、並びに問題12. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について、北海道地方支部の札幌市より、提案理由の説明をお願い

します。

○会員番号201014 木下 淳嗣氏（札幌市水道事業管理者）

北海道地方支部の札幌市です。

起債の繰出関係に当たる問題11と問題12について提案理由を説明します。

まず、問題11. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について説明します。

水道事業においては、安全で良質な水道水の安定供給を確保するため、施設の建設・改良に多額の資金を必要とし、この財源の多くを起債に依存せざるを得ないことから、その元利償還金は水道財政を圧迫しており、水道事業の健全な経営に大きな影響を及ぼしていることに加え、人口減少社会においては、現行制度では自らの努力だけでは経営を維持することが困難な水道事業者が増加することが予想されます。

今後も安全で安定した水道水の供給を確保するためには、水源開発を始め、老朽化した施設の更新、再構築事業や震災対策事業の推進等、施設の整備、さらには広域連携の推進が不可欠であり、これに要する巨額な資金もまた起債に依存せざるを得ない状況にあります。

また、地方公営企業繰出制度については、毎年度、総務省において一般会計からの公営企業会計への繰出に関する基本的な考え方を示し、地方公営企業法に定める経営に関する基本原則の堅持と経営基盤の強化を図ることとしています。

しかしながら、この繰出基準に沿った事業に係る経費であっても、実際の繰出金の拠出は一般会計の財政状況によって左右されることが多く、制度の趣旨が保たれているとは言い難い状況にあります。

一方、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、令和元年度から森林環境譲与税の地方公共団体への譲与が開始されました。次世代に豊かな水源林を引き継いでいくため、水道事業の担う水源林保全の理解促進や住民参加による植林活動などの水源涵養に係る取組は極めて公益性の高い事

業であり、まさに森林環境譲与税の用途にうたわれている活動内容に通じているものがあります。

よって、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金の高騰化を抑制するため、地域の実情を踏まえ、起債の融資条件等を改善するとともに、地方公営企業繰出制度の拡充等を国等に対して強く要望します。

(1) 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度における実効性の強化、安全対策事業、高料金対策等における繰出基準の緩和及び対象事業の拡充を図るほか、次の事項を実現すること。

- ① 政府資金などによる安定した資金調達機能を維持するとともに、起債に係る利率の更なる引き下げを図る。
- ② 一般会計出資債に係る地方交付税措置を拡充する。
- ③ 浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業について、耐用年数を経過した施設の更新・改築事業を対象とする。
- ④ 浄水場・管路等の更新事業、浄水施設覆蓋整備事業、既存施設の撤去事業並びに自己水源の一部を用水供給事業に転換するための施設整備事業を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑤ 水道事業が担う水源涵養に係る取組を地方公営企業繰出制度の対象事業に加える。
- ⑥ 消火栓設置に伴う水道管路の維持管理費用等について、明確な算定基準を示し、着実な一般会計からの繰出を図る。

続きまして、問題12. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活等について説明します。

水道事業者は、起債を主な財源として水道施設の整備拡充を行ってきたため、その元利償還金が水道事業にとって大きな負担となっており、特に過去に借り入れた高金利既往債がこの負担を大きくしています。

こうした状況の中、繰上償還について、政府資金は平成19年度から3年間、旧公営企業金融公庫資金は平成19年度から2年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられました。さら

に、平成22年度から平成24年度の3年間についても制度が継続され、財政上の負担軽減につながる非常に有効な制度でした。

なお、平成25年度に限り、東日本大震災の特定被災地地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとされましたが、対象となる資金は年利率4%以上の旧公営企業金融公庫資金のみと限定的でした。

また、平成30年度からは、令和3年度までの時限措置として、一定の要件を満たした地方公共団体に限り、補償金免除繰上償還が制度化されていますが、これも限定的なものとなっています。

よって、水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、広く活用できる公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活等を国に対して強く要望します。

(1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。

なお、制度の復活に際して、次の要件を緩和するとともに、手続きを簡素化する。

- ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等の要件を緩和する。
- ② 対象となる公営企業債の範囲を拡大し、年利率5%未満の企業債についても対象とする。
- ③ 貸付日の条件により対象外となった年利率5%以上の企業債について、優先的に繰上償還を実施する。
- ④ 繰上償還を行った財政融資資金の対象となっている事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃する。
- ⑤ 制度利用に当たって必要な財政健全化計画の策定及び申請手続きの簡素化を図る。

(2) 公営企業借換債制度を復活すること。

なお、制度の復活に際して、次の要件を緩和するとともに、手続きを簡素化する。

- ① 年利率3%以上の企業債を対象とする。
- ② 償還年限については、施設の耐用年数に応じた延長を可能とする。

③ 民間等資金だけではなく、政府資金による借換債の発行を可能とする。

以上、会員の皆様方の賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（大久保水道事業管理者） ありがとうございます。

ここで、ただ今ご説明いただきました、「Ⅱ. 水道の基盤強化」に関連する7つの問題について、採決を諮りたいと存じます。

これらの問題の処理方法に対するご意見等ございましたら、発言をお願いします。

[意見を確認する]

ただ今、Web会議により出席いただいている名古屋市より挙手がありました。

画面が切り替わりましたら、“ミュートの解除”“ビデオの開始”をしていただき、発言をお願いします。

○会員番号223001 安達 博紀氏（名古屋市上下水道局総務部主幹）

中部地方支部の名古屋市です。

ただいま上程された、問題6. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援についてから、問題12. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活についての7題の問題について、賛成の立場から一括して動議を提出します。

私たち水道事業者は、良質で安全な水道水を安定的に供給できるよう日々努力しています。しかし、近年、節水意識の向上や人口の減少などにより水道料金収入の増加が見込めないなど、事業経営の面で厳しい状況にあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大により、日常生活を維持するために不可欠な事業として再認識され、環境負荷低減や水源林保全活動といった社会的な役割も求められています。そのような責務を果たしながら、将来に向けて老朽化した施設の更新や改良、地震対策の推進などを実施する必要があります。

このことを踏まえ、まずは問題6. 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について説明します。

新型コロナウイルス感染症の事業経営への影響は今後もずっと考えられます。こうした状況下においても、水道安定供給を計画するため、新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業への適切な支援を国に対して要望する必要があります。

次に、問題7. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等については、耐震化対策や老朽化施設の更新などの事業を推進するためには巨額な資金が必要であることから、国に対し、水道事業に対する財政予算額を十分に確保するとともに、財政支援の拡充及び要件の緩和などを求めていく必要があります。

次に、問題8. 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立については、施設の更新・再構築には莫大な事業費が必要となりますが、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を水道事業者が独自で負担することは、事業経営に及ぼす影響が大きく、新たな財政支援体制などの確立を国に対して求めていく必要があります。

次に、問題9. 簡易水道事業統合等に対する財政支援についてですが、統合された旧簡易水道事業の多くは過疎化が進む中山間地域・離島などにあり、過疎化による給水収益の減少や地理的条件などの理由により統合が困難であり、また、統合による地形メリットなども生かすことができず、統合後の水道事業経営は大変厳しい状況となっています。

今後、老朽化した施設・管路の更新に多額の費用が必要となることから、独立採算を基本とする水道事業の健全な経営に支障を来すおそれがあることから、簡易水道事業統合などに対する財政支援を国に対して求めていく必要があります。

次に、問題10. 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用についてですが、世界的に環境負荷軽減の取組が求められています。その費用がボトルネックとなり導入が進まないことや、補助金

の採択条件が不明確なものとなっているため、補助金の積極的な活用につながらない場合もあることから、採択条件の明確化など、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用を国に対して求めていく必要があります。

次に、問題11. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等についてですが、耐震化対策や老朽施設の更新などの事業の財源は企業債に依存せざるを得ません。その元利償還金は事業経営にとって重い負担となることから、事業経営の健全化を図り、水道料金の上昇を抑制するためには、起債融資条件の改善や地方公営企業繰出制度の拡充が必要となります。

また、問題12. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活についてですが、過去に実施された公的資金補償金免除繰上償還については、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であり、今後水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するために広く活用できる当制度の復活を、国に対して強く求めていく必要があります。

会員の皆様におかれましては、提案の趣旨をご理解の上、賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（大久保水道事業管理者）

ありがとうございました。

ただ今、名古屋市より動議が提出されました。

動議の趣旨は、問題6から12はいずれも重要な問題であるので、関係当局に強く陳情すべきである、という内容です。

つきましては、これらの提案を採択するとともに、陳情の時期や方法等については、すべて運営会議に付託することとして、異議ございませんか。

〔了承を得る〕

それでは異議なしと認め、そのとおり決定します。

ここで、休憩とします。なお、会議の再開は、15時20分からとします。

〔休憩〕

○司会（千秋総務係長）

ここで、総務省様が到着しましたので、紹介させていただきます。

総務省自治財政局公営企業経営室長の乾様です。よろしくお願いします。

Ⅲ. 安定・安全の確保

「水源関係」

問題13. 水源施設の開発促進等について

（関東、九州地方支部）

問題14. 水利権制度の柔軟な運用について

（東北、関東、関西地方支部）

問題15. 既存ダムの洪水調整機能強化に向けた基本方針への対応について

（関東、九州地方支部）

問題16. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について

（中部、関西地方支部）

○議長（大久保水道事業管理者）

それでは、会議を再開します。

「Ⅲ. 安定・安全の確保」の水源関係の問題を議題とします。

水源関係には、4件の問題が提出されています。

問題13. 水源施設の開発促進等についてから、問題16. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について、関東地方支部の神奈川県より、提案理由の説明をお願いします。

○会員番号214008 宮林 正也氏（神奈川県企業庁企業局技監兼水道部長）

関東地方支部の神奈川県です。

問題13から15について提案支部を代表して、また、併せて問題16についても説明します。

まず、問題13. 水源施設の開発促進等について、提案理由を説明します。

水資源開発は、国が策定する「水資源開発基本計画」に基づき進められていますが、水源施設の建設は長期間を要することが多く、施設が未完成なた

め、河川流量に余裕のある時しか取水できない不安定な水源があることから、効率的かつ計画的な水源開発によって安定的な水源を確保することが不可欠です。

また、日本国内の多くの森林では、林業の衰退、山村の過疎化、担い手の減少、高齢化などから適正な管理が難しくなっていることに加えて、利用目的が明らかでないまま水源地が買収されるケースも増加しているとおり、水資源の保全が脅かされることが懸念されています。

特にダム上流域については、森林の荒廃に加えて所有区分ごとに管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が困難になっていること、さらには、豪雨災害などにおいても、ダム湖の大量の土砂が流出するおそれがあります。このように、ダムにおける堆積土砂は全国的な課題となっていますが、堆積土砂に対する国庫補助であった水道水源開発施設改築事業費は平成18年度をもって廃止されました。

この解決には、当該国庫補助の復活に加えて、山地・森林の各管理者のほか、ダム、河川、海岸に至るまで、水循環に係る関係者全ての連携のもと、総合的かつ一体的な管理体制の構築が必須と考えられます。

こうした中、平成26年7月から施行された水循環基本法では、地下水を含む水が「国民共通の財産であり、公共性の高いもの」と法的に初めて位置付けられ、さらに、水循環基本計画において、流域水循環協議会の設置や流域水循環計画の策定等に努めることとされ、適正な水循環の実現及び水資源の保全に向けて一定の前進がなされたといえます。しかしながら、より一層、関係者相互の連携等を推進していく必要があります。

よって、水供給の安定性を確保するため、水源施設の開発促進等を国に対して強く要望します。

- (1) 水源施設の早期完成に向け必要な財源を確保するとともに、水道事業者の意見を十分尊重すること。
- (2) ダムにおける堆積土砂問題について、山地、森林から海岸に至る流域の総合的かつ一体的な管理が可能となる環境を整備し、管理体制の構築

に努めること。

併せて、堆積土砂の対策事業に対する国庫補助制度の復活などの財政措置を講じること。

(3) 流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の明確化等を図り、さらなる施策推進に向けた措置を講じること。

(4) 水源地域における水の貯留・涵養機能の維持向上を図り、下流域への土砂流入を抑制するため、森林等の整備に関して必要な施策を早期に講じること。

続きます。問題14. 水利権制度の柔軟な運用について、提案理由を説明します。

河川法では、申請者の水需要に見合った水利権が許可されるのが原則となっていますが、全国的な給水人口の減少傾向、節水機器の普及や節水意識の浸透などにより、給水量の減少が予測されるため、今後、水利権の見直しが行われることも懸念されています。

許可水利権を得ている水道事業者にとって、水利権は水道事業経営の根幹をなすものであり、既得の水利権水量を安定給水のための施設整備や水運用の前提としています。

多くの水道事業者は水利権を確保するため、ダム建設などに多額の費用を投じ、それを最終的には水道使用者の料金から回収しているため、水利権は、いわば水道使用者の財産ともいえるものです。

また、水利権は厳格な手続きを踏んで許可されることから、河川法に基づく水利権制度では、渇水時の特例を除いて水の融通は認められていません。

地震などの災害や大規模な水質事故などの発生時には、社会経済的な損失の大きい減断水を回避するため、河川管理者においても河川法の原則の範囲内で配慮がなされているところですが、緊急時には、特に水道事業者間における水の融通が有効な方策と考えられるとともに、連絡管等により他の水道事業者と接続されている場合、減量または廃止される水利権の一部を

他の水道事業者が活用することが可能となれば、水質リスクの低減、水量の安定化、運用の効率化においても有効な方策になり得ると考えられます。

さらに、広域連携の一施策としての施設の共同設置・共同利用という観点において、施設規模の縮小や統廃合に伴い、同施設において水利権の減量または廃止が生じる場合に、その対象となった水利権を他の水道事業者が活用することができれば、広域化の推進による経営基盤強化への効果が期待できます。

加えて、広域連携の形態が多様化することに関連して、水利権の問題も複雑化し、水道法に基づく事業認可や河川法に基づく流水の占用許可など、給水量及び給水区域と水利権等の関係などの諸問題が発生してくることが予想されます。

よって、次のとおり水利権制度の柔軟な運用を国に対して強く要望します。

- (1) 水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資して取得した水道水源（ダム使用権など）や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水需要見合いでの「水利権の減量」がなされないよう配慮すること。給水人口の減少及び広域連携の一施策としての施設の共同設置・利用等に伴う水道施設の規模縮小や統廃合をせざるを得ない場合にも、水質リスクの低減、水量の安定性、運用の効率性を踏まえたリスク管理型の水の安定供給のために既存の水利権の活用が十分に図れるよう配慮すること。
- (2) 渇水時のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。
- (3) 水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップ分を考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合に、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。
- (4) 水道事業の広域連携の推進による水利権制度等の諸課題に対し、制度

上の柔軟な運用を図ること。

続いて、問題15. 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針への対応について提案理由を説明します。

令和元年の東日本台風等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性などを勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとされ、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が定められました。

この基本方針に基づき、国管理の一級水系において、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系においても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととされているところです。

一方で、令和2年4月に定められた「事前放流ガイドライン」では、事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応として、河川管理者は関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努めることとされていますが、河川管理者が主体的に水利用者の必要とする水量を確保するための措置を講じることが定められていません。また、損失が発生した場合の補填制度についても、限られた費用を対象とするものにとどまっています。

こうしたことから、人命優先の観点から洪水調節機能の拡大に最大限協力しつつも、事前放流により水不足等の実害が生じないように、安定給水確保のための措置等について国に対して要望します。

最後に、問題16. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について、提案理由を説明します。

多くの水道事業者では、特定多目的ダム建設事業に参画し、安定的に取水するための許可水利権を取得しています。

しかし、特定多目的ダム事業の参画には、膨大な建設費用の負担に加え、ダム完成後は特定多目的ダム法第33条の規定に基づき、ダムの維持管理等に要する負担金及び同法第35条に基づき、ダムの所在市町村への交付金を支払

うための納付金の負担を強いられています。このため、厳しい水道事業財政をさらに圧迫するものとなっています。

よって、次の事項を国に対して強く要望します。

- (1) ダムの維持管理等に係る負担金（特定多目的ダム法第33条）の軽減を図ること。
- (2) ダムの所在市町村への交付に係る納付金（特定多目的ダム法第35条）の利水者負担額の軽減を図ること。

以上、会員の皆様方の賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

「水質関係」

問題17. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について

(関東、九州地方支部)

○議長（大久保水道事業管理者）

ありがとうございました。

続いて、水質関係を議題とします。

問題17. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について、九州地方支部の北九州市より、提案理由の説明をお願いします。

○会員番号240001 加地 祐毅氏（北九州市上下水道局水道部水質試験所長）

九州地方支部の北九州市です

問題17. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について、提案理由を説明します。

水道事業者は、常に安全で良質な水を安定して供給するという使命を果たすため、水道水源の水質保全や水質事故の防止については日頃より細心の注意を払っています。

水源水質の問題は、広域的かつ専門的な内容であることから、国が水源保全について一層の規制強化を図るとともに、水質事故の発生防止や水源の水質改善に対して、より具体的な対策を実施することが必要と考えています。

よって、次のとおり国に対して強く要望します。

【規制・基準関係】

- (1) 水道原水を取水するダムや河川の上流域における産業廃棄物処分場等の建設に対し、規制を強化すること。
- (2) 水道水源における農薬類など人の健康に影響を及ぼす項目やかび臭原因物質（2-メチルイソボルネオール及びジェオスミン）、浄水処理対応困難物質などの水道水質管理に影響を及ぼす項目について環境基準及び排水基準を早急に設定すること。

また、シアン化合物など排水基準において有害物質として設定されている項目について規制を強化すること。

- (3) 水道水源に着目した農薬の適正使用に関する規制等の施策について、引き続き強化・充実に努めるとともに、使用実態に関する情報の提供に引き続き配慮すること。
- (4) 水道水源の富栄養化防止のため、引き続き、窒素、リンの排水規制を強化するとともに、監視体制の確立に努めること。
- (5) トリクロロエチレンなどによる水道水源の地下水汚染の原因を詳細に調査し、工場・事業場由来の汚染に対しては監視・指導を強化すること。
- (6) ホウ素及びその化合物の水質基準値については、WHO 飲料水水質ガイドライン改定状況を含め常に最新の知見及び安全性確保の視点を持ちつつ見直しを図ること。
- (7) 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について、各水道事業者等が統一した見解をもって対応できるよう、給水継続に係る判断基準となるガイドラインを示すこと。
- (8) 「浄水処理対応困難物質」等の健康への影響が予想される項目について、化学物質の管理強化として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善促進に関する法律」による化学物質排出移動量届出制度（PRTR）特定化学物質への指定拡大等を行うこと。

【事業実施関係】

- (1) 良質な水道原水が確保できるよう生活雑排水対策の推進等による水質保全対策を強化するとともに、水源河川流域の下水道・合併処理浄化槽・し尿処理施設・農業集落排水整備事業の推進及び処理の高度化を図ること。
- (2) 畜産業における排水のクリプトスポリジウム等に対する効果的な処理方法に関する研究・開発を進め、公共用水域へ排水する畜産由来の汚水に係る排水処理施設整備を推進すること。
- (3) 水道原水を汚濁河川の直接的な影響から守るため、水道事業者等の取水地点よりも下流に汚濁河川水を導く流水保全水路などの整備を推進すること。

【調査・研究関係】

- (1) 微量有機物質及び農薬等の化学物質の使用実態、安全性等に関する調査、研究等をさらに推進すること。
- (2) 水道水源のクリプトスポリジウム等原虫類について、生態・感染性・不活化・簡便な試験方法に関する研究・開発を進めること。
- (3) 湖沼の生物由来ではない、水道水のかび臭障害に関する全国的な実態調査を実施するとともに、かび臭の発生を予測できるよう、河床の生物由来のかび臭発生メカニズムを解明すること。
- (4) かび臭原因物質の吸着性能がより高い粉末活性炭の開発を促進すること。

以上、会員の皆様方の賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（大久保水道事業管理者）

ありがとうございました。

ここで、ただ今ご説明いただきました、Ⅲ．安定・安全の確保に関連する5つの問題について、採決を諮りたいと存じます。

これらの問題の処理方法に対するご意見等ありましたら、発言をお願いします。

[会場から挙手がある]

○会員番号230001 前野 郁人氏（和歌山市企業局水道工務部水道企画課長）

関西地方支部の和歌山市です

ただいま上程された問題13. 水源施設の開発促進等についてから、問題17. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等についての5題の問題について、賛成の立場から一括して動議を提出します。

まず、問題13. 水源施設の開発促進等についてですが、安定的な水源を確保するためには、水源施設の早期完成のための財源確保が不可欠です。また、既存ダムの堆積土砂問題や流域水循環計画などについては、法整備や補助制度の充実など、より一層の施策推進に向けた措置を求めていく必要があると考えます。

次に、問題14. 水利権制度の柔軟な運用についてですが、水利権は安定給水を前提とした水道事業経営の根幹をなすものです。水利権運用については、水道事業者が安定して経営できるよう配慮し、大規模な水質事故等の発生時の再構築等に有効と考えられる水道事業者間の融通に加え、広域連携を推進するためにも水利権制度を柔軟に運用していく必要があると考えます。

次に、問題15. 既存ダムの洪水調節強化に向けた基本方針への対応についてですが、近年、気候変動の影響による水害の激甚化により、流域に暮らす方々の安全確保のため、国がダムの洪水調整機能を活用することに対し、ダムの利水者は最大限協力しなければならないものと考えますが、実害が生じないよう対応策を定めるとともに、実害が発生した場合、利水者に特別な負担が生じないよう、国の責任において適切に対応するよう強く要望することが必要であると考えます。

次に、問題16. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減についてですが、水需要が減少する一方で、老朽化施設の更新に多額の費用が見込まれる中、ダムの維持管理に関する負担金等の支払いが、厳しい水道事業財政をさらに圧迫していることから、国に対して負担金等の軽減を求めていく必要があると考えます。

最後に、問題17. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止

の強化等についてですが、水道事業者が安全でおいしい水を安定的に供給するためには、水源保全の規制強化、水質事故の発生防止の強化、良質な水道原水を確保するための水質保全対策の強化等を国に対し強く要望することが必要であると考えます。

これら5題の問題に関して、本総会に参加している会員の総意として、関係機関に強く要望していただくよう、動議を提出します。

会員の皆様方におかれましては、提案の趣旨をご理解の上、賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大久保水道事業管理者）

ただ今、和歌山市より動議が提出されました。

動議の趣旨は、問題13から17はいずれも重要な問題であるので、関係当局に強く陳情すべきである、という内容です。

つきましては、これらの提案を採択するとともに、陳情の時期や方法等については、すべて運営会議に付託することとして、異議ございませんか。

〔了承を得る〕

ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、そのとおり決定します。

IV. その他の重要事項

問題18. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について

（北海道、関東、中部、関西、中国四国地方支部）

問題19. 配水管等の耐用年数の見直しについて

（関東、関西、中国四国地方支部）

問題20. 電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて

（北海道、東北、関西、中国四国地方支部）

問題21. 塗膜に含まれる低濃度塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等について

（中国四国地方支部）

○議長（大久保水道事業管理者）

最後に、Ⅳ. その他の重要事項を議題とします。

こちらの項目では、4件の問題が提出されています。

問題18. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応についてから、問題21. 塗膜に含まれる低濃度塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等について、中国四国地方支部の松江市より、提案理由の説明をお願いします。

○会員番号232001 中西 誠氏（松江市上下水道局業務部調整官）

中国四国地方支部の松江市です。

近年、水使用の合理化・経済性の観点から、地下水等の膜処理水と水道事業者が供給する水道水とを混合して給水する、あるいは、通常は地下水等の膜処理水を給水し、そのバックアップ用として水道水を使用するといった専用水道の設置が全国的かつ急速に拡大しています。

しかしながら、このような専用水道への移行は、地下水等の膜処理水と水道水との混合給水における水質管理の実態が不明瞭であるほか、水道水をバックアップ用として使用する専用水道の場合、通常時は水道水を使用しないことから配水管内に停滞水が発生しやすく、使用時に停滞水が専用水道に混入する場合があります。

また、専用水道が水道水の使用を急激に増やした時に、配水管路内の圧力変動により、他の水道使用者に赤水などの異常が発生するおそれがあるという課題も抱えており、衛生上の観点からも看過できない状況にあります。

一方、こうした専用水道による地下水等の利用拡大がもたらす環境への影響も懸念されるところであり、これまでも地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下を防止するために、工業用地下水の汲み上げ規制などが実施されてきた経緯があります。

今後、専用水道による地下水利用がさらに拡大した場合には、再び地盤沈下が進行することも考えられ、環境にもたらす影響が懸念されることから、これを防止するとともに、公共性の高い貴重な資源である地下水の保全を図るため、地下水の公的な管理に係る取組をより一層推進していく必要があります。

ます。

併せて、このような専用水道の水源である地下水は、国や自治体等の財政投資や使用者の負担によって整備された雨水浸透施設等による地下水涵養の取組によってもたらされているものであり、極めて公益的なものであることから、一部の民間企業や特定需要者の利益のために利用されることは、国民の共有財産である地下水の利用の観点から公平性を欠くものであります。

さらに、地下水利用専用水道の導入によって、水道の使用量が非常に少なくなった場合には、水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念があります。

よって、地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について、国に対して強く要望します。

- (1) 地下水利用専用水道の実態を正確に把握するとともに、水質管理の徹底も含め、立入検査など適切かつ迅速な行政指導が行われるよう指針等について明示すること。
- (2) 地下水保全も含めた健全な水循環、水道水質の安全性の確保、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備を図ること。
- (3) 専用水道の設置者及びその利用者に対し一定の負担を求めることができる仕組みの創設等、地下水利用に係る新たな施策を検討すること。

次に、問題19. 配水管等の耐用年数の見直しについて、提案理由を説明します。

近年、水道事業者においては、高度成長期に埋設された多くの配水管の老朽化が進み、本格的な更新時期を迎えています。更新に伴い布設する配水管については、東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震性、耐久性に優れた新型管種を選択する水道事業者が多くなっていますが、現行の地方公営企業法施行規則では、配水管の耐用年数は一律40年と規定されています。

しかし、近年の技術進歩によって配水管の耐久性は大きく向上し、特にダクタイル鑄鉄管では100年という長寿命を目指した新製品も開発されており、

一律40年と規定する現行の地方公営企業法施行規則は実態に沿わないものとなっています。

また、配水管以外の水道施設についても、ポンプ設備は15年、監視制御設備等の計測設備は10年と規定されていますが、これらについても技術レベルの向上や維持管理の適正化を踏まえた見直しを検討すべき時期に来ているものと考えられます。

耐用年数は、水道事業の費用構成の中で大きな割合を占める減価償却費に関係し、水道使用者から回収する水道料金の算定にも大きく影響を与えるものです。

よって、配水管等の耐用年数の見直しについて、国に対して強く要望します。

- (1) 配水管については速やかに耐久性等の検証を行い、材質・構造等に応じた適切な耐用年数へ見直すこと。
- (2) 配水管以外の水道施設の有形固定資産の耐用年数についても、耐久性や最新技術動向の検証等を行い、個々の施設・設備に応じた適切な耐用年数に見直すこと。

次に、問題20. 電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて、提案理由を説明します。

水道事業者においては、平成23年4月から施行された計量法省令に基づき、計量精度の向上等を踏まえた新基準に対応した水道メーターへ平成30年度末までに順次移行しました。

新基準に対応した電磁式を含む水道メーターは材質も環境に配慮したものへと改善されており、長期間の使用に支障はほとんど見られない状況にあります。

しかし、現行の計量法に定める検定有効期間は従前のままの8年となっています。検定有効期間に基づく電磁式を含む水道メーターの購入及び取替えに要する費用は、水道財政における大きな負担となっています。

よって、電磁式を含む水道メーターの耐久性等の検証を行い、検定有効期

間を見直すことを国に対して強く要望します。

最後に、問題21. 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等について、提案理由を説明します。

平成31年3月28日付で環境省より「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」において、塗膜くずに含まれる PCB の含有濃度が 0.5mg/kg以下となる場合は、低濃度 PCB 汚染物に該当しないと判断する旨の通知がありました。

一方、この含有量を超える低濃度 PCB 廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、政令で定める期間（令和9年3月31日）までの処分が義務づけられています。

今後の全国的な PCB 含有塗膜の状況把握の調査結果等によっては、全ての対象塗膜の期限内での処分の可否、また、処分場が限定される上に処理費用も高額であること等が大きな課題となることが懸念されます。

よって、塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に関する検討及び財政支援措置等について、国に対し強く要望します。

- (1) 塗膜に含まれる低濃度 PCB の含有濃度基準については、常に最新の知見等及び安全性確保の視点を持ちつつ、見直しを図ること。
- (2) 塗膜に含まれる低濃度 PCB 廃棄物の処理については、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、処理対象塗料（膜）の明確化及び処理体制の充実・多様化を図るとともに、PCB 含有濃度に係る調査及び処理費用に対する財政措置を講ずること。

以上、会員の皆様方の賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（大久保水道事業管理者）

ありがとうございました。

ここで、ただ今ご説明いただいた、Ⅳ. その他の重要事項に関連する4つの問題について、採決を諮りたいと存じます。

これらの問題の処理方法に対するご意見等ございましたら、発言をお願いします。

[会場から挙手がある]

○**会員番号201016 野谷 秀樹氏**（旭川市水道局上下水道部次長）

北海道地方支部の旭川市です。

ただいま上程された問題18. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応についてから、問題21. 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等についての4題の問題について、賛成の立場から一括して動議を提出します。

まず、問題18. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応についてですが、地下水の利用がさらに拡大された場合は、環境への影響が懸念されるとともに、水道施設に係る固定費の減収となります。公益的な資源である地下水の保全を図るためには、専用水道の設置者及びその利用者に対して一定の負担を求めるなど、新たな施策及び法整備が必要であると考えます。

次に、問題19. 配水管等の耐用年数の見直しについてですが、地方公営企業法施行規則により、配水管は40年、ポンプ設備は15年、計測設備が10年と規定されていることに対して、本格的な更新時期を迎える中、ダクタイル鋳鉄管では100年という長寿命の製品が開発されていることなどから、技術レベルの向上や維持管理の適正化を踏まえ、耐用年数の見直しを図ることが重要と考えます。

そのほか、問題20. 電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて、問題21. 塗膜に含まれる低濃度塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等についても、水道事業者にとって非常に重要な問題であると考えます。

これら4つの問題について、本総会に参加している会員の総意として、関係機関に強く要望していただくよう動議を提出します。

会員の皆様方におかれましては、提案の趣旨をご理解の上、賛同賜りますよう、よろしく申し上げます。

○**議長**（大久保水道事業管理者）

ただ今、旭川市より動議が提出されました。

動議の趣旨は、問題18から21はいずれも重要な問題であるので、関係当局

に強く陳情すべきである、という内容です。

つきましては、これらの提案を採択するとともに、陳情の時期や方法等については、すべて運営会議に付託することとして、異議ございませんか。

[了承を得る]

ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、そのとおり決定します。

以上をもちまして、本日予定されていた議事は全て終了しましたが、その他、何か発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[意見を確認する]

特にないようですので、これにて議事を終了します。

ここで議長退任にあたり、一言挨拶を申し上げます。

本日の第97回総会は、従来の参会方式に加え、Web会議を併用するなど、ウィズコロナといわれる環境に対応した新たな運営方式において開催され、僭越ながら、皆様からの指名により、私が議長を務めさせていただくこととなりました。

こうした中、議事を滞りなく終了できたのは、ひとえに、本日ご出席の皆様のご協力のお陰と、厚く御礼申し上げます。

本総会において、長時間にわたり熱心に討議いただきました諸問題は、いずれも我が国の水道事業が抱える喫緊の課題です。

これら諸課題の解決に向けて、日本水道協会をはじめ、全国の関係者の皆様との連携をより一層を強め、鋭意取組を進めていきたいと存じますので、引き続き、よろしくごお願い申し上げます。

最後に、皆様方のますますのご活躍と、日本水道協会のさらなる発展を祈念しまして、議長退任の挨拶とします。

ありがとうございました。

〔行政説明〕

厚生労働省と総務省の担当者から、施策などについて次のとおり説明があった。

○厚生労働省（熊谷厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長）

厚生労働省水道課の熊谷です。本日は、水道関係予算概算要求関係のほか、現在水道課で議論している内容について紹介したいと思います。

まず、行政施策説明に先立ち、本日の総会では、会員提出問題の討議が行われました。水道事業の実情や現況に伴う様々な問題意識からの議論であったと認識しています。厚生労働省に対する要望も幾つかいただいているため、今後の予算編成など、私どもの活動に反映できる内容を取り込んでいきたいと思っています。なお、皆様の事業の大変さは重々理解しているつもりですが、一方で、国は皆様以上に非常に厳しい財政状況にあります。その点はご理解いただければと存じます。

コロナ禍への対応が始まって1年近くになろうとしています。水道事業者の現場においても大変な状況であったかと思ひますし、水道課においても対応を進めてきました。その中でも想像以上に負荷が大きかったのは水道料金関係でしたが、これに関しては皆様も同様だったのではないかと思います。

水道法の諸規定を確認すると、公衆衛生の確保が感染症対策において非常に色濃く定められています。水道水供給というサービスに対する衛生性への処置はもちろんのこと、職員や関係者に対する衛生管理についても規定されており、改めて水道法の持つ意味を再確認したところです。現在の法律の規定だけで十分であるとは思いませんが、基本的な考え方は既に取り込まれていると考えます。その綿密さや丁寧さを考慮いただきながら、対応いただければと思います。

また、昨今厳しい状況になりつつありますが、令和2年度中盤以降において、水道課関係の各種イベントについて、対策を取りながら再開しています。ただし、今後も状況は変わると思ひますし、今の状況下でも水道課のイベントを受けることが厳しい場合は、是非とも相談いただければと思います。中

止も含めて、今後の対応を考えていきたいと思ひます。

それでは、本題に入りたいと思ひますが、私からは3点ほど説明します。1つ目は予算関係、2つ目は基盤強化や広域連携の基本的な考え方、最後に、政府内で色々と議論されている水道事業に期待することとして、具体的な数値目標が設定された提言が立てられているため、その内容について紹介します。

まず、予算関係ですが、残念ながら今回は特殊な状況ということもあり、昨年と同額の内容のみ予算額を確定させ、それ以外の予算額は実行要求とって、内容だけを決めておいて実際の額は予算編成の過程で決めていくといった方法を取っています。まずは、既定予算をきちんと抑えるということ、そして補助メニューの拡充も併せて予算額の確保に努めていきたいと思ひます。

続いて、東日本大震災関係の予算に関しては、当初は今年度をもって復興期間を終了する方針でしたが、来年度以降も期間を継続し、復興庁や復興の特別会計を継続させることになりましたので、水道事業に必要な措置並びに予算確保に努めていきます。その一方で、早期の執行を政府全体として進めていくという状態であることも、ご理解いただければと思ひます。

また、水道の基盤強化に関する政府方針としては、いわゆる骨太方針2020の中に、先ほど説明した内容や、本年度を最終年とした3年間の臨時特例措置として、強靱化と防災対策を進めてきましたが、今後も中長期的な視点から継続するとの政府方針が出されています(図-1)。3年間という期間では、皆様の経営計画の中にその内容を取り入れるには、あまりに短かったかと思ひますが、今後は5年程度を目途に継続する方針であり、現在全体的な取りまとめを行っています。耐震化に加え、水害対策や土砂対策に関する予算措置もあるため、是非とも活用いただければと思ひます。なお、措置内容に関して幾つか要望をいただいています。まずは既存の制度を利用いただければと思ひます。このことが新たな制度の拡充や予算枠拡大の大きな助力になるため、現行の補助制度の活用を今一度ご検討いただければと思ひます。

(参考) 「水道の基盤強化」に関する政府方針

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日 閣議決定)(抄)

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ ―「ウィズコロナ」の経済戦略

(4) 消費など国内需要の喚起

(略) インフラ・物流分野等におけるデジタル化・スマート化を加速するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(後)も中長期的視点に立って具体的なKPI(数値)目標を掲げ計画的に取り組むため、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に關しない国づくりを進める。

2. 防災・減災、国土強靱化 ― 激甚化・顕発化する災害への対応

(略) 昨年の台風災害や令和2年7月豪雨も教訓に、長期停電や通信障害などを防ぐ無電柱化をはじめとした電気、水道等のインフラ・ライフラインや道路・鉄道ネットワークの耐災害性強化、大規模広域避難・要配慮者避難や中小河川も含めた浸水リスク情報の充実、学校等の防災機能強化など避難対策の強化、森林整備・治山対策、インフラ老朽化対策等を加速する(略)2020年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施するとともに、その実施状況を踏まえ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る。(略)

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

⑥ 持続可能な地方自治体の実現等

(略)

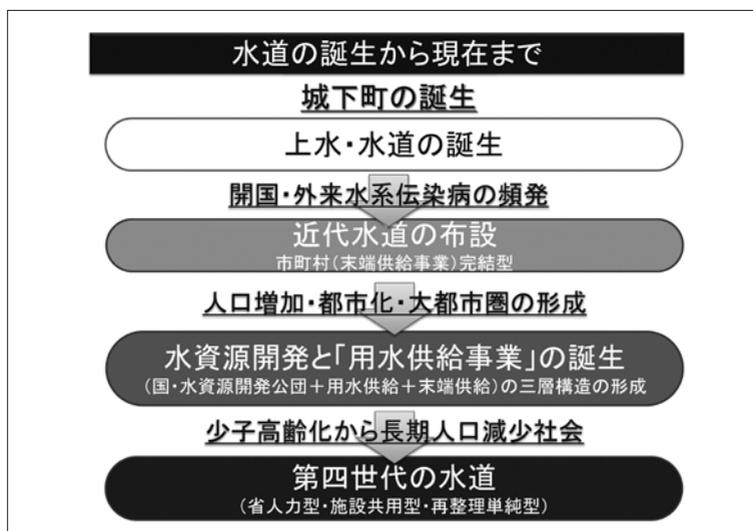
全ての行政分野において、地方自治体間の多様な広域連携を推進する。(略)

水道・下水道の広域化計画の中にシステム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項も盛り込むよう促すとともに、その実現に向け、都道府県が広域的な地方自治体として、関係市町村と連携体制を構築し、主体的に取り組むよう求める。民間知見の取込みのため、性能発注推進、PFI推進及びデータの地方自治体をまいた活用を推進する。

図－1

続いて、2つ目の水道事業の基盤強化などの基本的な考え方について説明しますが、まずは水道事業の現状について考えていきたいと思えます。改正水道法が令和元年10月1日に施行され、約1年が経過しました。現在の環境下では大きな動きを取りにくいと思われそうですが、水道事業全体を見てみると、潜在的な動きが色々と顕在化している局面変化の時期にあるのではないかと考えています。水道事業の概況を確認しながら、今後の水道事業の新たな姿を考えていければと思います。

総会冒頭の吉田理事長からの代表挨拶の中で、色々な時代背景に合わせて水道事業は変わってきたとの説明がありました。私も同じ感想を持っており、水道というものを長い歴史で見ると、今は第四世代になりつつあると認識しています。上水や水道という言葉が生まれたのは安土桃山時代ぐらいになりますが、当時は城下町の誕生とともに水道というシステムが求められ、ある種の土木構造物として誕生しました。この時期が、私が考えるところの水道の第一世代になります(図－2)。

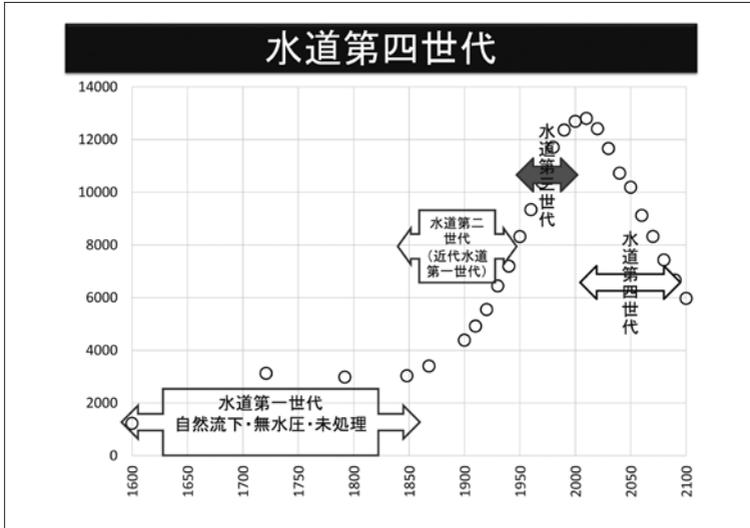


図－２

第二世代は、いわゆる近代水道が誕生した頃に該当します。開国や外来水系伝染病の頻発により従来型の水道では対応しきれなくなり、有圧・浄水処理・衛生管理が求められ、結果として鉄管を中心としたような近代水道が完成したこと、これが第二世代であると考えています。

第三世代の水道は人口増加と都市化に伴い、今まで水源開発から給水・配水に至るまで一つの事業として完結していた水道事業が、水源開発を国が担い、開発された水源に対する浄水処理を用水供給事業者が担うようになった、つまり用水供給事業が誕生したフェーズが第三世代に該当するのではないかと考えています。

なお、第三世代までは、人口増加一辺倒の社会状況に合わせて水道の姿は変化してきましたが、以降は人口増加から人口減少に移行していくという今までとまったく異なる事業環境が変わっていきます。おそらくこの変わり目が、第四世代に該当するのではないかと考えています(図－３)。具体的な姿を提示できるほどのイメージは固まっていませんが、個別に行ってきた水



図－3

道事業を、ある一定の地域ごとに見直し、今後どのような水道施設が必要となるのか、事業をどのように維持していくのかということを再考していくことが求められるのではないかと思います。

人口の減少は需要だけの問題ではなく、供給側にも影響する問題です。担い手が減っていく状況下で事業運営を行うこと、そして水道施設の共用や統廃合を実施していくことが、今後の水道事業に不可避だと理解しています。

図－4は、日本における浄水容量の推移と将来を考える上で、末端給水事業と用水供給事業がどのような比率で浄水を担ってきたかということと、人口の変化を一つにした資料です。2018年が最新の情報になりますが、今後の人口の動向に合わせた浄水容量の再編が発生するのではないかと考えています。2030年、2050年、2070年時点の推計を表記していますが、現行の人口推計を基に考えると、おおよそ2050年から2060年の時期に、日本全国の用水供給事業が現在保有している浄水能力の全てが不要となることが想像できます。

用水供給事業が持つ浄水能力相当分の浄水容量削減をどのように進めてい

浄水量の推移と将来

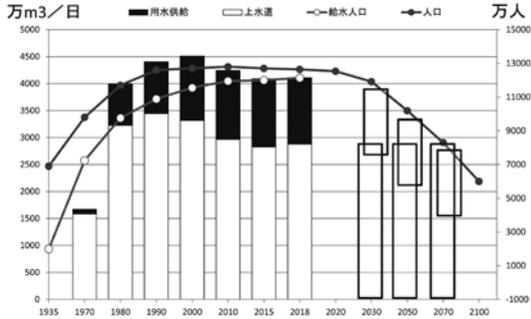


図-4

くのか問題となりますが、これは簡単ではないかと思えます。いわゆるダウンサイジングの考え方となりますが、現在1億2,500万人いる人口を支えながら、将来的に減っていく人口レベルに合わせた浄水能力の移行について検討していくことが、今後の水道事業に要求されると理解しています。

続いて、水道職員数の推計ですが、日本全体の労働人口の減少と共に水道職員数も減っていくと仮定した場合、図-5のような結果になっていくと考えられます。上水道事業における現在の給水人口は約1億2,000万人です。この人数に対し、臨時職員や嘱託職員を合わせた4万9,000人程度の職員で支えています。2050年になると、給水人口は1億人程度になると思われませんが、職員数も減少し3万3,000人程度で支える必要があります。さらに、職員1人当たりの給水人口で確認すると、今よりも2割ほど多くの人口を支えていく時代が到来します。このような将来に向けて取るべき対策について、今のうちから水道界全体として考えていきたいと思っています。

続いて、図-6は有収水量の原単位の推移に関する資料であり、単純な推

水道職員数の推移等

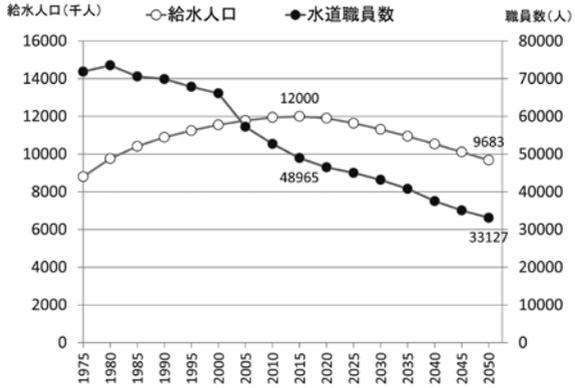


図-5

有収水量・給水量の推移

有収水量原単位(用途別)の推移

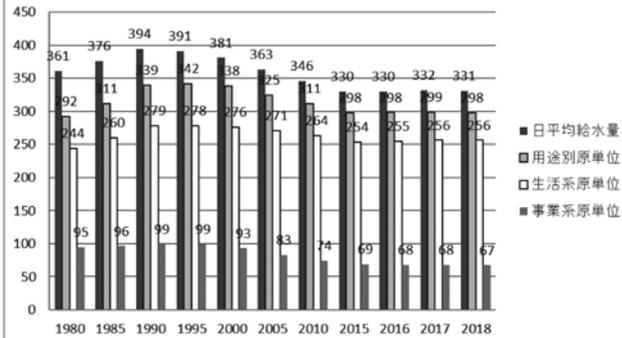
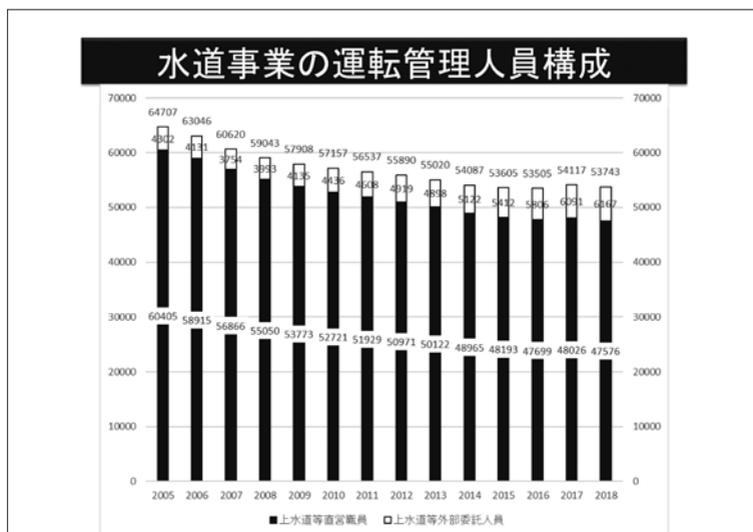


図-6

計ではありますが、生活系と事業系を分けて原単位を計算しています。容量全体が減少しているということは水道界では定説になっていますが、数字で確認してみると、生活系よりも事業系が非常に減少していることが見て取れるかと思われまます。生活系の減少は、その時々々の生活パターンに影響するため仕方のない側面がありますが、事業系の減少に関しては、財源の自己調達を前提とした水道事業において、どのような料金体系をもって事業を行っていくのかを考え直さなければならない時期が到来していると考えます。

なお、生活系の推移を確認すると、バブル経済の崩壊をピークに減り続けていました。しかし、ここ数年は、底を見たというのか下げ止まっているというのか、非常に表現が難しいのですが、生活系は安定した数値に落ち着いています。このように、減少の一途では無くなってきている新たな状況を鑑み、今後の水道事業を考えていくことも一つの課題ではないかと思っています。

続いて、図－7は水道事業の運転管理人員に関する資料ですが、こちらは



図－7

水道課で調査した民間の人員も含めた数値となります。約4万8,000人の直営職員に加え、6,000人前後の外部委託職員を加えた人員が、水道事業全体の運転管理に従事する人員構成であることが私どもの調査で分かりつつあります。

なお、上水道と下水道の職員体制の違いを確認すると、下水道事業の直営職員数は上水道事業に比べて非常に少ないことが判明していますが、その一方で民間への運転管理委託が非常に進んでいます（図－8）。上水道よりも下水道のほうが官民連携の先人であるということが確認できます。組織率の問題はありますが、下水道事業において民間の運転管理員として投入されている人員は約1万5,000人であるのに対し、水道事業は未だ3,000人から4,000人のレベルです。今後は民間も人員確保が厳しい状況となり、水道事業で対応できなくなった部分を民間に依頼することは難しくなると予想されるため、民間管理員を増やしていくことは、非常に困難であると想像しています。民間管理員を1,000人増やすと想定した場合、下水道は10%弱の人員確保で

事業運営・運転管理の職員体制					
	地方 直営職員数	委託 職員数	合計	民間 運転管理員	民間 受託額
上水道事業	4万7576人	6167人	5万3743人	3660人 (401件)	322億円
簡易水道事業	5680人				
下水道事業	2万7329人		4万2303人	1万4907人 (1189件)	1509億円

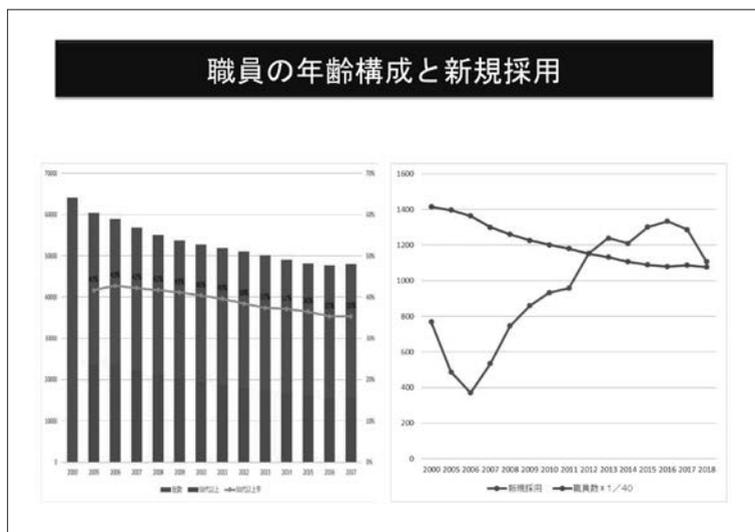
水道 直営・委託・簡易水道)水道統計(平成30年度)
 上水道・用供で臨時・嘱託含む
 下水道 直営)地方公営企業年鑑(平成30年度)
 下水道事業:農業集落排水事業、市町村浄化槽を含む
 民)日本水道運営管理協会18社(2018)
 下水道施設管理業協会144社(2018)

図－8

すが、上水道にとっては25%以上の人員を確保することになります。職員体制の構築に関しては、将来的な事業体制も考慮しつつ、官民連携に求めることを明らかにすべきと考えます。

続いて、図－9は職員の年齢構成と新規採用職員数に関する資料です。2000年から2010年代は新規採用を抑制された時期にあたりますが、ここ数年は日本全国で1,000人以上の新規職員を採用していることが分かります。このことは、体制の強化という意味では非常に良い傾向であると思います。

ただし、水道に従事する職員の勤務年数を40年と仮定し、全国の直営水道職員を40で割った数値と新規採用数を比較していくと見え方は変わってきます。現在の全職員を一律40で割っているため、少し無理やりな見方ではありますが、新規採用数が「職員数/40」の数値を上回るということは、今以上の人員を抱えていくことを意味します。つまり、職員を採用できない年が発生し、継続した新規採用を行えないリスクが生じることで、水道職員の世代ごとの人員格差が生まれることとなります。実際に、世代ごとの人員格差に



図－9

ついて非常に苦勞されているという話を聞くこともあります。

今後は全体的な職員数のほか、世代ごとの職員数の配分を考慮し計画的に人員確保していくことが、水道事業の持続性のために求められるのではないかと考えています。図-9は全国総計のため、水道事業体ごとの実情とは異なると思われるのですが、職員体制を見直していただく時の参考にしていただければと思います。

続いて、図-10は都道府県ごとの現況を把握するための参考資料ですが、基盤強化を考える上で、水道課では各都道府県の状況の特徴付けできないかと考え作成しました。なお、水道の第三世代は、用水供給事業の誕生に伴う事業一元化から移行した時期に該当すると説明しましたが、全国には用水供給事業を行っていない都道府県が9つあるため、実際には県ごとに状況がかなり異なります。よって、水道法改正に基づき具体的な施行を実施した際、各県の基盤強化の法則はそれぞれ異なっていくのではないかと考えています。

続いて、図-11は、都道府県の現況を認識し、事業の将来像を考えていく

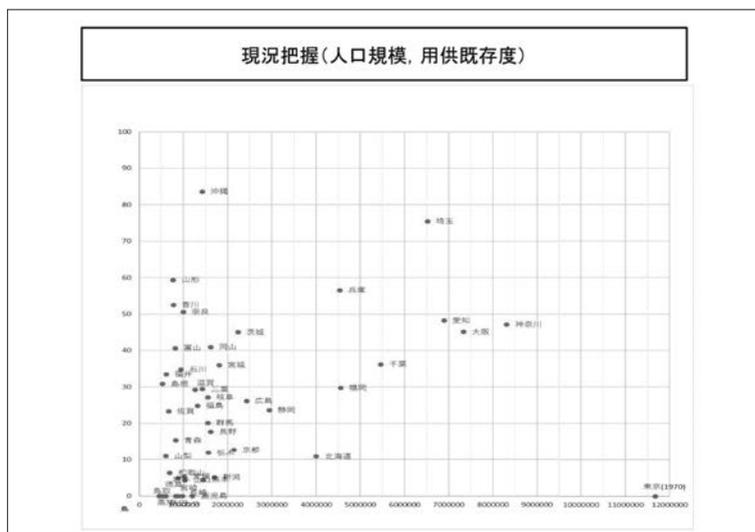


図-10

上で作成した資料です。横軸は用供依存度として、県内の全浄水容量のうち
 用水供給事業が担う浄水比率を示しています。また、縦軸は最大事業者比率
 として、職員数が一番多い水道事業者が県内全体の職員に占める比率を示し
 ています。縦軸は県内における中心的な役割を担う水道事業者への集中度を
 表し、横軸は末端給水事業と用水供給事業の関係を表しています。今後、各
 都道府県で新たな事業体制や広域連携を検討する際には、こうした比率の高
 い水道事業体に県内全体の議論を先導していただく必要があるのではないかと
 考えています。

例えば、最大事業者比率が最も高い東京都を確認すると、東京都が23区内
 から多摩地区に事業の地域拡張を始める前の1970年の比率は約80%でした。
 そこから、多摩地区への拡張と共に東京都全域へシフトされ、現在は100%
 に近い比率となっています。

一方で、用供依存度の比率が最も大きい沖縄県は、市町村からの要望に応じ、
 本島内のみの用水供給から県内全体の浄水機能を担うという新たな用水

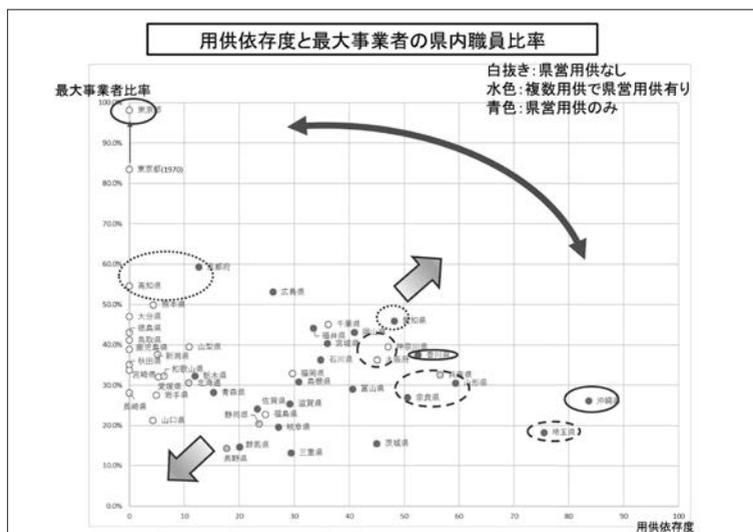


図-11

供給の姿を求め事業を展開しています。

また、香川県が県内一水道を達成されましたが、県内の50%以上の用水供給と最大事業者比率の約4割を占める高松市が協力し、10年間にわたり県内全体の水道事業のあり方を検討した結果、香川県広域水道企業団として結実しています。

図-11から読み取れる3つの非常に特徴的な水道事業者は、既に広域連携の先進事例になっていると考えます。県内の現況を把握する際、県内だけを確認しても中々見えてこない内容もあるかと思います。他の県と比較して現況を確認する際、または類似した状況にある都道府県を確認する際の参考にいただければと思います。

また、近年の広域連携や広域化の事例は様々な機会で報告されていますが、古く遡ると、戦前から一部事務組合や用水供給事業に関する取組が行われています(図-12、図-13、図-14)。今後、皆様が広域連携を検討していく際の参考にいただければと思います。

事業広域化の経緯			
戦前	形式	概要	時期等
江戸川上水町村組合	組合・末端	東京都水道局に合併	1926～1932
荒玉水道町村組合	組合・末端	東京都水道局に合併	1928～1932
埼玉県南水道企業団	組合・末端	現さいたま市	1934～2001(H13)
神奈川県営水道	県営・末端	日本初の県営末端供給事業	1933～
阪神水道企業団	組合・用供	日本初の用水供給事業	1936～
千葉県営水道	県営・末端	日本で2番目の県営末端供給事業	1937(認可)～
戦後	形式	概要	時期等
大阪広域水道企業団	県営・用供	日本初の都道府県営用水供給事業(大阪府営水道)	(1940～着手) 1951(通水)～
各所の用水供給事業		岡山県南部水道企業団～	1950～
東京都水道局(1943～)	県営・末端	多摩地区への区域拡張	1971+～
佐賀東部水道企業団	組合・垂直	日本初の垂直統合	1981～
淡路広域水道企業団	組合・垂直	1市10町の水平統合(淡路島一水道統合)	1981～
八戸圏域水道企業団	組合・末端	厚生省調査検討に基づく広域化	1986(認可)～

*昭和46年(1971年)多摩地区水道事業の都営一元化基本計画策定

図-12

事業広域化の経緯			
平成以降	形式	概要	時期
津軽広域水道企業団	組合・垂直	(新規用水供給事業開始に伴い)5町村末端供給事業を統合	H6～
北九州市	域外事業 用水供給	芦屋町(H19)、水巻町(H24)の事業統合 用水供給事業の開始	H19～ H23～
宗像地区事務組合	組合・垂直	2市末端供給事業を統合	H22～
岩手中部水道企業団	組合・垂直	1用供・3末端の垂直統合	H26～
秩父広域市町村圏組合	組合・水平	1市4町の水平統合	H28～
群馬東部水道企業団	組合・水平 組合・垂直	3市5町の水平統合 県営用供2事業と末端企業団の垂直統合	H28～ R2～
大阪広域水道企業団	組合・垂直	3市町村の垂直統合 H31:9事業、R3:13事業、R6:14事業	H29～
沖縄県営水道(用水供給)	事業再編 (上下分離)	離島8村の取淨送水業務の受入(用水供給事業の拡張)	H29～
香川県広域水道企業団	組合・垂直	県・市町村の一部事務組合に県一水道統合(直島町簡易水道を除く)	H30～
かずさ水道広域連合企業団	組合・垂直	1用供・3市3町1企業団の垂直統合	H31～
田川広域水道企業団	組合・水平	1市3町の水平統合	H31～
佐賀西部広域水道企業団	組合・垂直	1用供3市3町1企業団の垂直統合	R2～

図-13

市町村全域の域外事業の経緯		
	概要	時期等
名古屋市 (右記の他、北名古屋市久地野地区の給水。)	西枇杷島町(当時) 新川町(当時) 清須市(西枇杷島町、新川町、清須町)発足時に、旧清洲町区域を含めて全域給水。(H21春日町を合併した結果、現状は、名古屋市給水区域は春日地区を除く清須市。)	S9～ S10～ H17～
	甚目寺町(現あま市(H22～)甚目寺地区)	S28～
	大治町(大治浄水場建設時に分水で全域給水。H26に給水区域に取り込み分水解消)	H26～
甲府市 (右記の他、甲斐市の一部(旧敷島町の一部)に給水。)	昭和町	S38～
	玉穂村(現中央市)	S47～
広島市(右記の他安芸太田町の一部に給水(H28～)。)	府中町、坂町(旧安芸水道事業の事業統合)	S57～
北九州市	芦屋町	H19～
	水巻町	H24～

図-14

最後に、水道関連の政府計画について説明します。この計画については、いわゆる水道に直接従事している水道関連者以外の方々が、水道のどういった点に興味を持っているのか、そして水道事業に対して望んでいる将来的な展望について提案された内容と理解していただければと思います。具体的には、新技術導入の促進や中長期的なインフラ維持管理の見通しの公表、危機管理関係のマニュアル策定の100%達成などが要望事項として提示されています。水道課からも色々と依頼していますが、このような全体評価の中で水道事業が動いているということも配慮いただき、今後の水道事業を検討していただければと思います。

○総務省（乾総務省自治財政局公営企業経営室長）

総務省公営企業経営室長の乾です。

総務省は、地方公共団体の財政に関係する制度を担当しており、公営企業の経営に対する財政措置を扱っています。

現在、コロナ禍の影響により、皆様におかれましては、特に料金徴収や支

政府計画等(水道関連)	
■新経済・財政再生計画改革工程表2019	
インフラ点検・診断業務においてロボット・センサー等新技術導入を促進	施設管理者の割合を2020年頃までに20%、2030年頃までに100%
中長期的なインフラ維持管理・管理費見直しを公表	2020年度末までに100%
個別施設計画の充実、計画実行を推進	2020年度末までに100%
広域化、コンセッション等民活手法を含む経営のあり方の検討を促す	2021年度末までに30件
広域化、官民連携等を推進するための計画策定を促す	2022年度末まで全都道府県で策定
■国土強靱化年次計画2020	
上水道の基幹管路の耐震適合	2022年50%（年2%、2000km）
危機管理マニュアルの策定	2023年度100%
水道施設平面図のデジタル化	2025年度100%
■防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策	
基幹取・浄水場において停電対策	2020年度までに139カ所
基幹取・浄水場において土砂対策	2020年度までに94カ所
基幹取・浄水場において浸水対策	2020年度までに147カ所
重要浄水場・配水場の耐震化	浄水場3%、配水場4%引き上げ
■地球温暖化対策計画	
再生可能エネルギー発電量	18152万kWh（2020年度）、24852万kWh（2030年度）
2013年度比・省エネルギー量	37485万kWh（2020年度）、75054万kWh（2030年度）

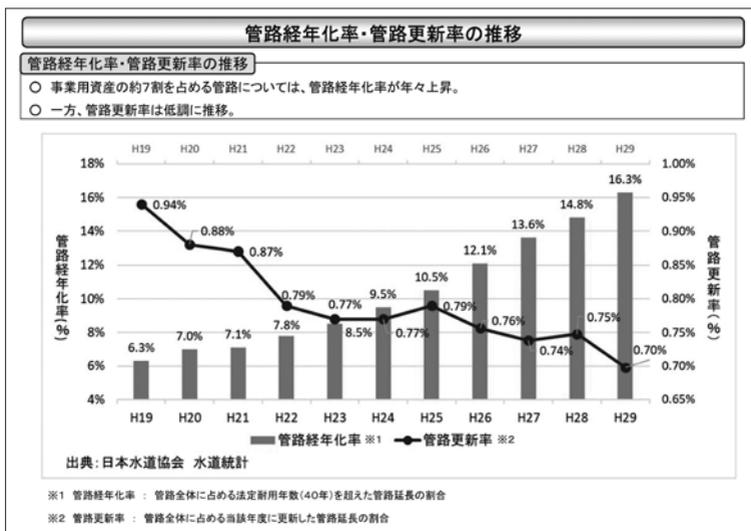
図-15

払い猶予等の関係で大変ご苦勞されていると思われませんが、このような状況下においても、水道経営を維持しながら、しっかりと対策を講じていただければと思います。

本日は、来年度に向けて総務省において検討している施策や、国政全体の動向なども含めて説明したいと思います。なお、厚生労働省より既に説明のあった人口推移や水需要に関する説明は省略します。

始めに、水道管路の経年化率と更新率の推移について説明します（図－16）。管路全体に占める法定耐用年数40年を超過した管路延長の割合である管路経年化率が年々上昇している一方、管路更新率は減少傾向にあります。本来は更新率についても上昇することが、あるべき傾向かと考えます。なお、現在の更新率0.7%の状態ですべての経年管を更新した場合、140年以上の期間を要することとなるため、管路更新について重点的に対応する必要があると考えます。

続いて、職員数の推移について、厚生労働省から水道事業に従事する職員



図－16

が年々減少してきているとの説明がありましたが、我々が懸念しているのは、事業規模の小さい団体ほど職員数も少ないという状況です。このことから、技術の承継などについても留意しなければならないと考えます（図-17）。

続いて、政府全体の動向ですが、今回の「経済財政運営と改革の基本方針2020」の中で強調されていることは、デジタル化の推進です（図-18）。現在、皆様に依頼しています広域化への対応に関しては、まずは都道府県が中心となり「水道広域化推進プラン」を策定する流れとなりますが、そのプランの中にシステム共同化等を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込むことが強く求められています。

それ以外については、2019年の基本方針から大きな変更点はありませんが、引き続き、簡易水道事業への公営企業会計適用の促進、そして広域化の推進について対応いただければと思います（図-19）。また、基本方針で掲げられた事業については毎年数値目標を設定し、その達成度を内閣府の経済財政諮問会議に報告しています（図-20）。

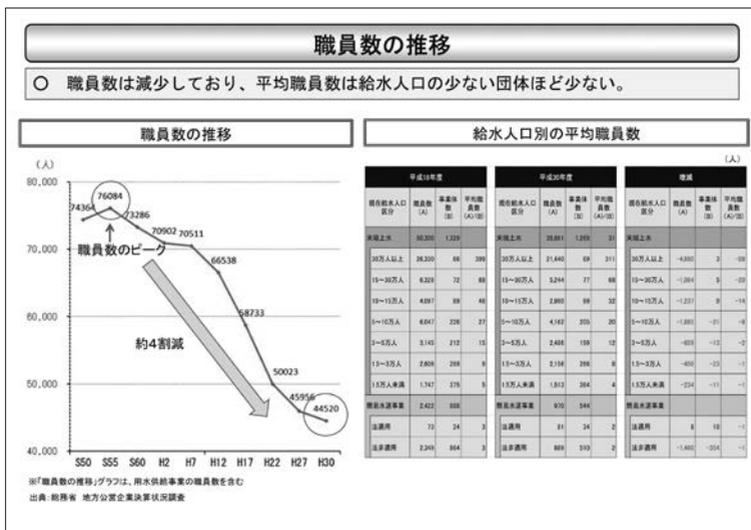


図-17

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

① 持続可能な地方自治体の実現等

水道・下水道の広域化計画の中にシステム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項も盛り込むよう促すとともに、その実現に向け、都道府県が広域的な地方自治体として、関係市町村と連携体制を構築し、主体的に取り組むよう求める。民間知見の取込みのため、性能発注推進、PFI推進及びデータ地方自治体をまたいだ活用を推進する。

地方公営企業について、公営企業の業務効率化とデジタル化を徹底して進めるとともに、実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内に実現することを目指し工程を明確化する。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」は、現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和3年度概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとするなど歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)のうち、本基本方針に記載がない項目についても、引き続き着実に実施する。

図-18

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(抄)

(令和元年6月21日閣議決定)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組 ③ 地方行財政改革

(公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

公営企業会計の人口3万人未満の団体における更なる適用拡大により、資産を含む経営状況の比較可能な形で把握を一層促すとともに、経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、改革工程表に沿って、収入・支出や、管理者の情報の見える化を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用などの抜本的な改革等を加速する。

あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促すとともに、廃止・民営化等の検討にも資するよう、経営比較分析表の充実と一貫して容易に比較できる形での公表を検討する。下水道・簡易水道については、新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用を一層促進するほか、その他の事業についても公営企業会計にできる限り移行するよう検討を促す。これらの取組の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する。財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方自治体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020年度から取組状況を把握・公表する。

水道・下水道について、持続的経営を確保するため、関係府省庁が連携し、各都道府県において広域化等を推進するための計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化などの取組を推進していく。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、2020年度までの集中的な改革の推進に当たり再編・ネットワーク化等に引き続き取り組むとともに、経営改革の進捗状況を定量的に把握し、必要な取組を検討する。

図-19

新経済・財政再生計画 改革工程表2019（抄）①

地方行財政改革 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築 【指標】 ○定常的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））	○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】 ○収支赤字事業数 【2017年度決算（938事業）より減少】	2. 公営企業の根本的な改革等の推進
	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））	○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満） 【2024年度予算から対象団体の100%】	3. 下水道・懸垂水道について、新たなロードマップに基づき、公営企業会計の適用を一層促進
	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））	○水道 ・広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗確認】 ・水道広域連携プランを策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】 ○下水道 ・広域化に取り組むこととした地区数（標準または完了した地区数） 【増加、進捗確認】 ・広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】	4. 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の抽出効率化取組等への効果の公表、多様なP/Fの導入を促進

図-20

総務省は、水道事業の持続的な経営の確保のために更なる経営改革の推進を求めています。このことは水道事業に限ったことではなく、公営企業全体に求められています。人口が減少することで当然その分の需要は減少することとなり、経営環境はますます厳しくなります。こうした状況下で、持続可能な経営を確保するためには、的確な経営戦略に基づく必要があり、中には抜本的な改革の推進が必要となる水道事業者も存在します。抜本的な改革の検討項目には事業廃止や民営化・民間譲渡も用意されていますが、水道事業に関しては広域化と民間活用を進めていただきたいと考えています（図-21）。

また、経営改革のスケジュールを確認してみると（図-22）、工程も半ばを過ぎていることから、令和2年度時点でかなり進捗していることが分かります。経営戦略の策定に関して通知による要請とともにガイドライン等をお示ししていますが（図-23）、上水道事業と簡易水道事業を併せた水道事業全体の進捗状況としては、平成31年3月末日現在で、令和2年度までに97.6%が達成される予定です（図-24）。令和2年3月末日の調査結果も近々

「経営戦略」の策定・改定に係る通知

- ①留意事項通知（平成26年8月29日） 〔公益企業の経営に当たっての留意事項について〕総財公第107号・総財第73号・総財事第3号総務省自治財政局 公益企業課長・公益企業経営部長（準公益企業課長通知）
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行等を契機とした、集中的な技術改革の推進（平成21年度～25年度）は一区切りとし、その後の経営健全化の取組について通知。
 - 将来にわたって安定的な事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
 - その他、地方公益企業法の適用による公益企業会計の導入などを促す。
- ②策定推進通知（平成28年1月26日） 〔「経営戦略」の策定推進について〕総財公第10号・総財第2号・総財事第4号総務省自治財政局公益企業課長・公益企業経営部長（準公益企業課長通知）
- 令和2年度までの経営戦略策定を要請
（「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）の目標：令和2年度までに100%）
 - 「経営戦略策定ガイドライン」を公表（留意事項通知の内容を充実、事業ごとの「経営戦略ひな形様式」を作成。）
 - 経営戦略の策定に要する経費に係る地方財政措置を設定（平成28年度から）
 - 水道事業の高料金対策及び下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る地方財政措置について、経営戦略策定を要件化（平成29年度から）
- ③経営戦略の策定に関するQ&A（平成28年5月12日）
- 経営戦略の策定に関するQ&Aを公表
- ④「経営戦略策定ガイドライン改訂版」（平成29年3月31日） 〔「経営戦略策定ガイドライン改訂版」について〕総財公第39号・総財第41号・総財事第49号 総務省自治財政局公益企業課長・公益企業経営部長（準公益企業課長通知）
- 「経営戦略策定ガイドライン改訂版」の公表（既存のガイドラインを充実）
 - 水道事業と下水道事業における先進的取組事例集を公表
- ⑤「経営戦略策定・改定ガイドライン」、「経営戦略策定・改定マニュアル」（平成31年3月29日） 〔「経営戦略」の策定・改定の取組の推進について〕平成31年3月29日総財公第45号・総財第34号・総財事第52号総務省自治財政局公益企業課長・公益企業経営部長（準公益企業課長通知）
- 未策定事業に対する策定のほか、策定済み事業に対して買を高めるための改定を要請。
 - 経営戦略の策定や改定に当たっての指針として、基本的考え方や各事業の特性を踏まえた策定や改定上の留意点を、「経営戦略策定・改定ガイドライン」として取りまとめ、公表。
 - ガイドラインを踏まえ、各事業における経営戦略の策定や改定実務の手引書となる「経営戦略ひな形様式」と、ひな形様式への記載方法をまとめた「経営戦略策定・改定マニュアル」を公表。
 - 経営戦略の策定・改定に要する経費に係る地方財政措置を、令和2年度まで延長。

図－23

経営戦略の策定状況

経営戦略の策定状況（平成31年3月31日現在）

	①策定済	②要請期間内に策定予定		小計 (①+②)	③策定予定年度 未定	合計
		うち令和元年度に 策定予定	令和2年度に 策定予定			
	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)
水	1,084 (59.3%)	344 (18.8%)	358 (19.8%)	1,786 (97.6%)	43 (2.4%)	1,829 (100.0%)
うち上水道	813 (61.5%)	266 (20.1%)	227 (17.2%)	1,306 (98.9%)	15 (1.1%)	1,321 (100.0%)
うち簡易水道	271 (53.3%)	78 (15.4%)	131 (25.8%)	480 (94.5%)	28 (5.5%)	508 (100.0%)
工業用水道	75 (50.3%)	15 (10.1%)	54 (36.2%)	144 (96.6%)	5 (3.4%)	149 (100.0%)
交	25 (30.5%)	17 (20.7%)	39 (47.8%)	81 (98.8%)	1 (1.2%)	82 (100.0%)
電	31 (33.7%)	12 (13.0%)	39 (42.4%)	82 (89.1%)	10 (10.9%)	92 (100.0%)
ガ	14 (60.9%)	4 (17.4%)	5 (21.7%)	23 (100.0%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)
港湾整備	6 (6.5%)	9 (9.8%)	70 (76.1%)	85 (92.4%)	7 (7.8%)	92 (100.0%)
市	8 (5.4%)	17 (11.6%)	100 (68.0%)	125 (85.0%)	22 (15.0%)	147 (100.0%)
と畜場	2 (4.3%)	1 (2.2%)	34 (73.9%)	37 (80.4%)	9 (19.6%)	46 (100.0%)
観光施設	28 (12.7%)	29 (13.1%)	121 (54.8%)	178 (80.5%)	43 (19.5%)	221 (100.0%)
宅地造成	22 (8.3%)	26 (9.8%)	155 (58.3%)	203 (76.3%)	63 (23.7%)	266 (100.0%)
駐車場	13 (7.5%)	22 (12.6%)	117 (67.2%)	152 (87.4%)	22 (12.6%)	174 (100.0%)
下水道	2,525 (70.9%)	300 (8.4%)	648 (18.2%)	3,473 (97.5%)	88 (2.5%)	3,561 (100.0%)
合	3,833 (57.4%)	796 (11.9%)	1,740 (26.0%)	6,369 (95.3%)	313 (4.7%)	6,682 (100.0%)

図－24

公表する予定ですが、実際には更に進捗している状況にあります。特に上水道事業の策定率が99%に近い数値であることから、皆様には強力に取り組んでいただいたのだと実感しています。

続いて、公営企業の抜本的な改革の取組状況について説明します（図－25）。水道及び簡易水道事業では、広域化等や包括的民間委託を中心に取組みが進められています。なお、事業廃止として上水道事業が17件、簡易水道事業が10件挙げられていますが、これは実際に事業を廃止した訳ではなく、上水道事業の17件は香川県広域水道企業団への統合に伴う件数です。そして簡易水道事業の10件は、平成19年度から進められてきた簡易水道事業の統合に伴い給水人口が5,000人を超えたことで、上水道事業に移行したことによるものです。

なお、抜本的な改革の取組状況等に関しては、総務省のホームページに先進・優良事例集を公表するなどして、横展開を図っています。

次に、給水人口が3万人以上の簡易水道事業に関しては、令和元年度まで

公営企業の抜本的な改革の取組状況（平成30年度実績）													
○各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。 ○平成30年度において、事業廃止106件、包括的民間委託51件、広域化等47件などの取組が実施されている。													
事業廃止		民間化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP・PFI	
106 件		16 件		2 件		47 件		13 件		51 件		9 件	
県庁中市	市町村	県庁中市	市町村	県庁中市	市町村	県庁中市	市町村	県庁中市	市町村	県庁中市	市町村	県庁中市	市町村
7件	99件	3件	13件	1件	1件	6件	41件	3件	10件	1件	50件	3件	6件
水道	17	水道	0	水道	0	水道	4	水道	0	水道	18	水道	2
工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	4	交通	4	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	2	電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	5	病院	2	病院	2	病院	6	病院	3	病院	0	病院	0
下水道	15	下水道	1	下水道	0	下水道	25	下水道	0	下水道	30	下水道	7
簡易水道	10	簡易水道	0	簡易水道	0	簡易水道	10	簡易水道	0	簡易水道	3	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	1	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	1	市場	0	市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	1	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	10	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	7	駐車場	1	駐車場	0	駐車場	5	駐車場	5	駐車場	0	駐車場	0
観光	9	観光	2	観光	0	観光	1	観光	1	観光	0	観光	0
介護サービス	14	介護サービス	4	介護サービス	0	介護サービス	2	介護サービス	2	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	1	その他	0	その他	0	その他	0	その他	0	その他	0	その他	0
合計													
244件													

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。
(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ原簿の共同化・管理の共同化などの広域の広域連携、下水道事業における最速化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む。
(※3) 1つの事業や複数の事業を複数回に場合、それぞれの取組に上している。また、広域化等若しくは民間譲渡に伴い事業廃止がなれる場合は、事業廃止の取組にも上している。
(※4) 合計244件について、事業数ベースでは205事業。
(※5) 簡易水道・港湾整備及び有料道路には、それぞれが加入する一部事業者及び広域連携を含む。

図－25

に公営企業会計を適用するよう依頼しており、移行はほぼ完了しています(図-26)。さらに、公営企業の適用拡大に向けた新ロードマップでは、令和5年度までに人口3万人未満の簡易水道事業と下水道事業についても、公営企業会計を適用するよう依頼しています。地方公営企業法を適用していただく意義ですが、将来にわたり継続的・持続的な経営を確保するためには、損益情報やストック情報などから経営状況を的確に把握し、適切な説明責任を果たせるよう努めていただく必要があります。また、今後さらなる広域化や連携を図る際、自分たちの経営状況を把握していなければ、他の水道事業者との比較もできないことから、是非とも地方公営企業法を適用していただきたいと考えています(図-27)。

続いて、水道事業の持続的な経営の確保のための方針について説明します(図-28)。広域化に関しては、「水道広域化推進プラン」を策定した上で広域化の推進を図っていただければと思います。持続可能な経営の確保の具体的な取組方策として、アセットマネジメントの充実や更新投資の促進、料金

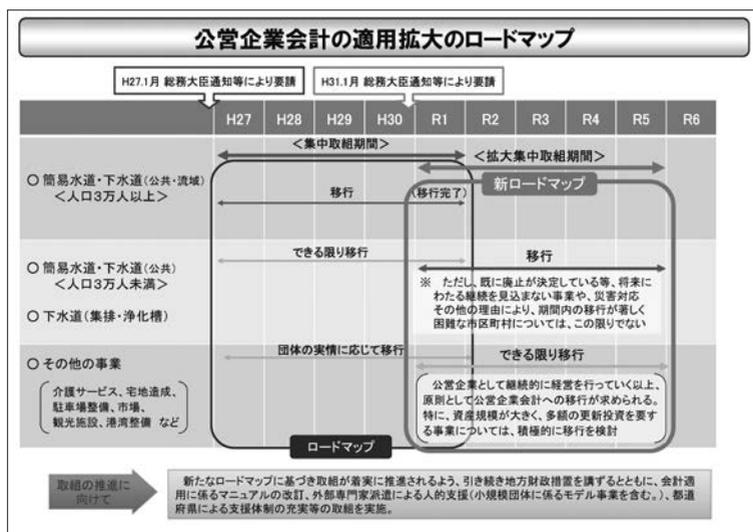


図-26

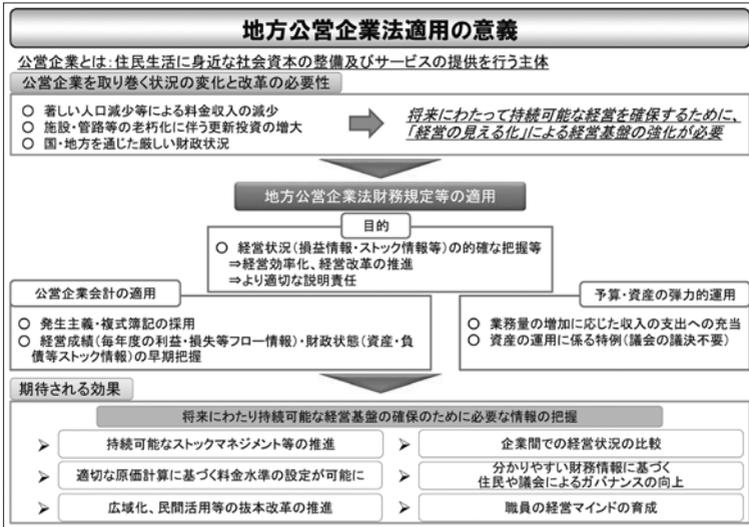


図-27

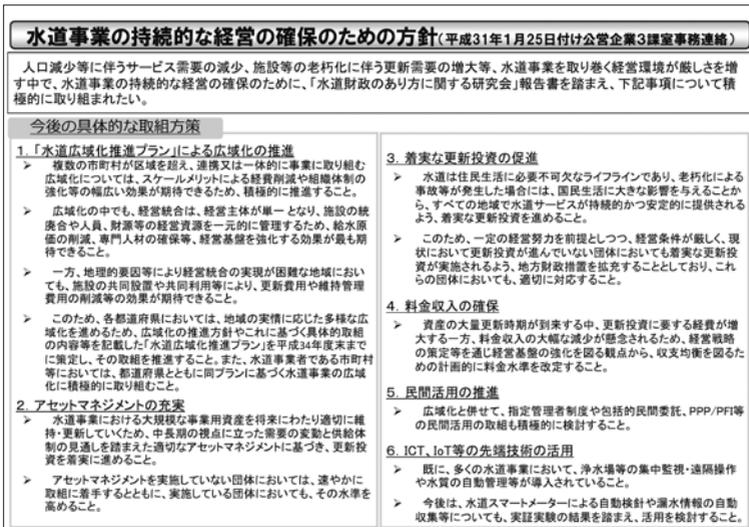


図-28

収入の確保、民間活用の推進、ICT や IoT 等の先端技術の活用に関する取り組みなどが挙げられますが、大きな柱として広域化の推進が掲げられています。

厚生労働省からの説明にもありましたが、人口減少等に伴うサービス需要の減少から今後は水道施設などのダウンサイジングが必要になってくると思われます。そのためには、広域化等の取組を通じて、組織体制の強化やスケールメリットによる経費削減などを検討する必要があるのではないかと考えています（図-29）。

香川県広域水道企業団の事例のように、広域化の中で一番効果的な内容は経営統合ではないかと考えます。経営を一体化することで、水道施設の統廃合や人員・財源などの経営資源の一元的管理が可能となるため、経営基盤の強化に有効です。ただし、地域的な要因などの理由から、経営統合を行うことが困難な水道事業者も存在します。そうした場合は、施設の共同設置や共同利用のほか、事務処理の広域的処理などのソフト的な共同化をご検討くだ

水道事業における広域化の推進について

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ① 香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前の126年度の試算で約954億円の削減。
また、料金統一により、中長期的には全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大で約7割）。）
- ② 福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約19億円の削減）

<「水道広域化推進プラン」策定の要請>（厚労省と連携）

- 平成31年1月に、「「水道広域化推進プラン」の策定について」を发出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表

<地方財政措置>

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

<多様な広域化（イメージ）>

The diagram illustrates three levels of regionalization:

- 経営統合 (Business Integration):** Involves multiple municipalities (e.g., 香川県16市町) merging into a single entity (e.g., 香川県広域水道企業団).
- 施設の共同設置・共同利用 (Joint facility installation and use):** Multiple municipalities (e.g., 大牟田市, 荒尾市) share facilities (e.g., 浄水場).
- 広域的な事務処理 (Regionalized administrative processing):** Multiple municipalities (e.g., 大牟田市, 荒尾市) share administrative services (e.g., 事務処理).

図-29

さい。様々な広域化の事例を確認しながら検討を進めていただければと思います。

なお、「水道広域化推進プラン」は令和4年度までの策定を依頼していますが（図-30、図-31）、現在の進捗状況を各都道府県にヒアリングしたところ、順調に進んでいることが確認できました。ただし、取組状況に格差が発生していることから、水道事業者の皆様からも積極的に都道府県へ相談していただき、どのようにして水道事業の持続的な経営を確保していくのかを考えていただければと思います。

続いて、広域化に関する事業に係る地方財政措置について説明します（図-32）。令和元年度より、広域化の推進に伴う施設の共同設置や事務の広域的処理などの地方単独事業を地方財政措置の対象として追加しています。さらに、一般会計出資債のうち、地方負担額の1/2の元利償還金について、交付税措置率を拡充しました。こうした一般会計への措置について各団体の財政課と相談しながら活用いただければと思います。

「『水道広域化推進プラン』の策定について」 (平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全課官通知)	
経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取組を進めているため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。	
<p>1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方</p> <p>(1) 水道広域化推進プランについて 市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、広域化の推進方針や、これに基づく具体的な取組の内容等を定めるもの。</p> <p>(2) 策定主体、策定体制 策定は、都道府県が行うこと。 市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、関係部局が連携し一元的な体制を構築すること。</p> <p>(3) 策定スケジュール、公表等 令和4年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。 策定状況について、毎年度、調査・公表予定。</p>	<p>3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項</p> <p>(1) 策定のためのマニュアル 策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。(H31.3発出)</p> <p>(2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組 都道府県の区域を超えた広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。</p> <p>(3) 水道基盤強化計画との関係 水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。</p> <p>(4) 都道府県水道ビジョン等との関係 水道広域化推進プランの策定に当たっては、都道府県水道ビジョンや、区域内の水道事業者が策定した経営戦略の記載内容の活用が可能。</p> <p>(5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進 水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、水道事業の広域化に取り組むことが重要。</p>
<p>2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項</p> <p>以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。</p> <p>(1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し 経営環境（給水人口、有収水量等）と経営状況（職員体制、施設状況、更新投資額、給水設備等）に係る項目について、人口減少や更新投資需要の増大等を反映し、現状と将来見通しを明らかにすること。</p> <p>(2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果 地域の実情を踏まえた広域化のパターンごとに、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、広域化の効果を明らかにすること。</p> <p>(3) 今後の広域化に係る推進方針等 (1)及び(2)に基づき、今後の広域化の推進方針並びに今後進める広域化の当面の具体的な取組の内容（想定される広域化の圏域とその方策）及びそのスケジュールについて記載すること。</p>	<p>4. 地方財政措置等</p> <p>水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象とするとともに、地方負担額について、令和元年度から令和4年度までの間、普通交付税措置を講ずる。 また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費について、地方財政措置を講ずる。</p>

図-30

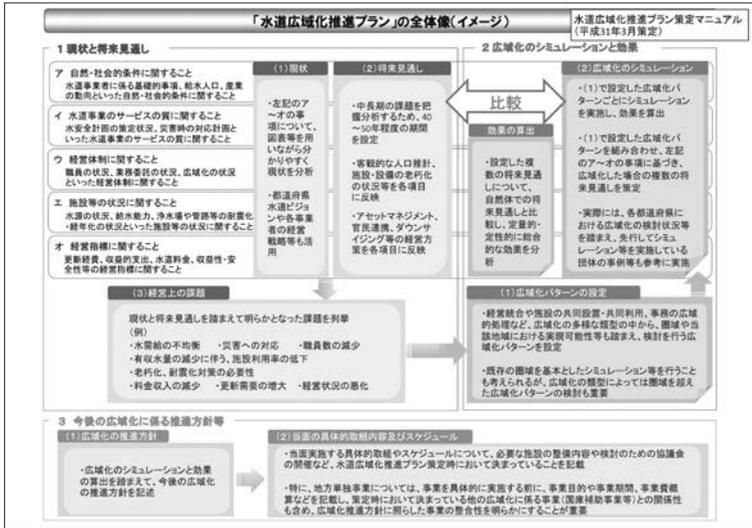


図-31

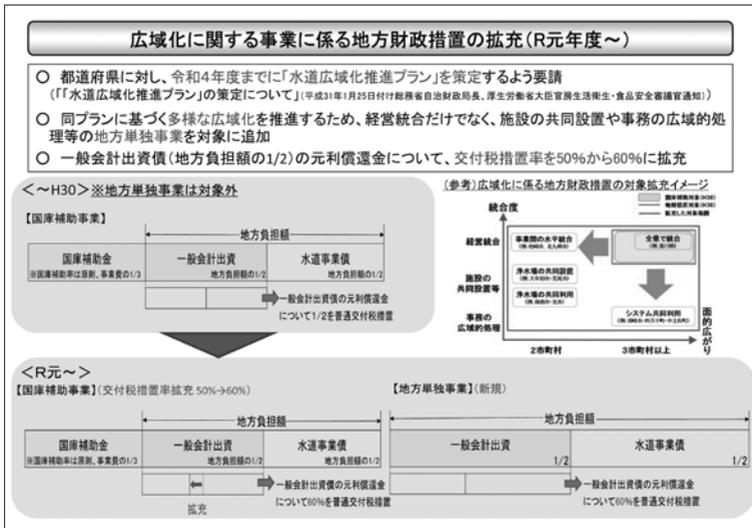


図-32

また、広域化に伴う高料金対策に関する措置としては、広域化することにより高料金対策の措置額が減少又は皆減してしまう場合があるため、激変緩和措置として経営統合前後の差額に対して10年間の地方財政措置を講じています（図-33）。加えて、着実な更新投資と災害対策を進めるため、管路の耐震化事業に関する地方財政措置の延長・拡充も行っています（図-34）。このような措置も併せて活用いただければと思います。

続いて、令和2年度より追加で実施することとなった、簡易水道事業統合後の旧簡易水道区域の建設改良に対する地方財政措置について説明します（図-35）。上水道事業の場合、広域化や安全対策等を除く事業については、原則として全て料金収入で賄う必要があり、基本的に一般会計からの補助や交付税措置はありません。一方で簡易水道事業は料金収入のみで事業を実施することが困難であると考えられることから、一般会計からの補助に対する交付税措置を講じていました。しかし、簡易水道事業から上水道事業に移行したことにより経営状況が厳しくなったとの意見があることから、旧簡易水

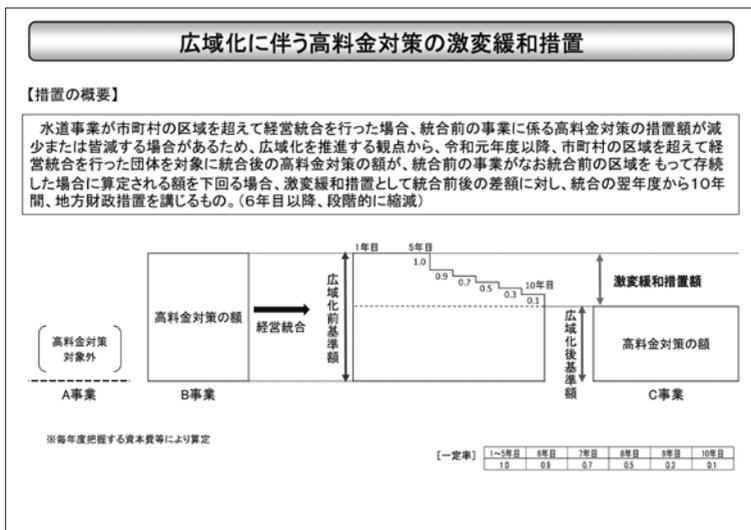


図-33

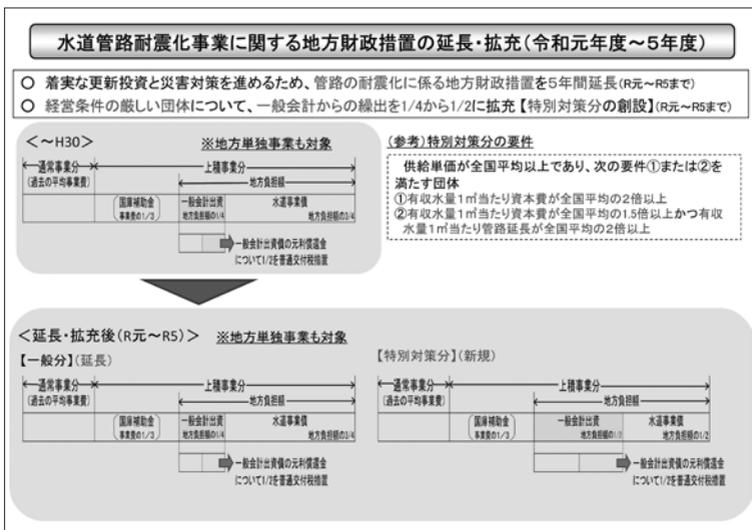


図-34

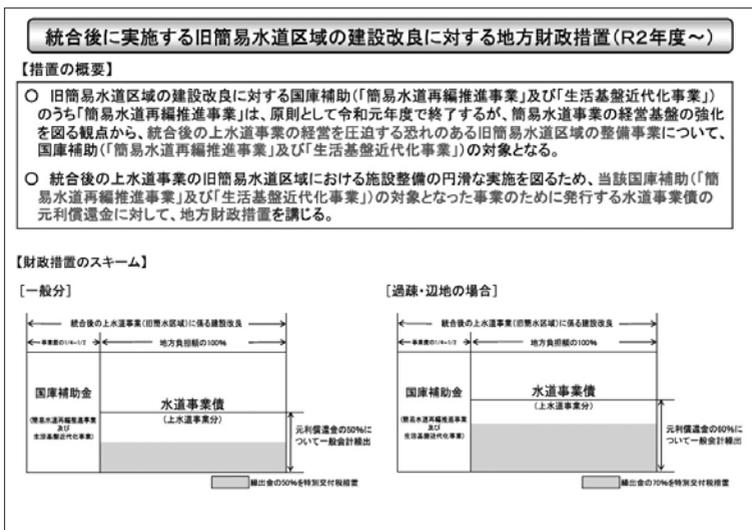


図-35

道区域を対象に国庫補助が講じられ、地方負担分について地方財政措置を講じてきましたが、一部の国庫補助が令和元年度で終了するため、令和2年度以降の国庫補助に対応することを目的として、追加で地方財政措置を講じています。

最後に、「旧簡易水道事業等の経営に関する研究会」について説明します(図-36)。自由民主党の水道事業促進議員連盟を始めとする様々な団体から、簡易水道事業を統合した上水道事業について非常に厳しい状況にあるため、移行後の財政措置についてもしっかりと対策を講じて欲しいとの要望をいただいたことも踏まえ、研究会を立ち上げて議論を進めています。なお、令和2年2月に第1回研究会を開催し、11月に最終回となる研究会を開催します。

研究会を通じて分析したところ、簡易水道事業が統合を行った結果、上水道事業に移行したとしても、管路が繋がっていないなど、その事業の実態が全く変わっていない事例が多くありました。こうした水道事業に対する財政

旧簡易水道事業等の経営に関する研究会	
1 設置目的	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易水道については、地理的条件等により一般的に経営基盤が脆弱であることから、厳しい経営状況に置かれている。このため平成19年度から平成28年度まで(一定の条件を満たす団体は令和元年度まで)、事業統合が推進されてきた。 ○ 一方で事業統合後も、旧簡易水道区域において地理的条件により施設の統合が困難であること等により、厳しい経営状況が続いている事業もあると考えられる。 ○ このような状況を踏まえ、簡水事業や簡水統合後の上水道事業の経営状況を整理し、分析の結果を踏まえ、財政措置のあり方を含め、持続可能な経営を確保する方策について検討。 	
2 委員	
氏名	役職
石井 晴夫(座長)	東洋大学名誉教授
宇野 二郎	横浜市立大学国際教養学部教授
木村 俊介	明治大学公共政策大学院専任教授
齊藤 由里恵	中京大学経済学部准教授
原田 大樹	京都大学法学系(大学院法学研究科)教授
星野 菜穂子	地方財政審議会委員
大塚 英樹	長崎県地域振興部市町村課長
鈴木 伸一	岩手県一関市上下水道部長
三上 和彦	鳥根県邑南町水道課長
3 スケジュール	
○ 令和2年2月19日に第1回、4月22日に第2回、5月20日に第3回、8月6日に第4回、10月2日に第5回研究会を開催しており、11月19日の第6回開催後に報告書をとりまとめる予定。	

図-36

措置として、簡水統合後の上水道事業の経営状況を整理・分析し、財政措置のあり方を検討しています。